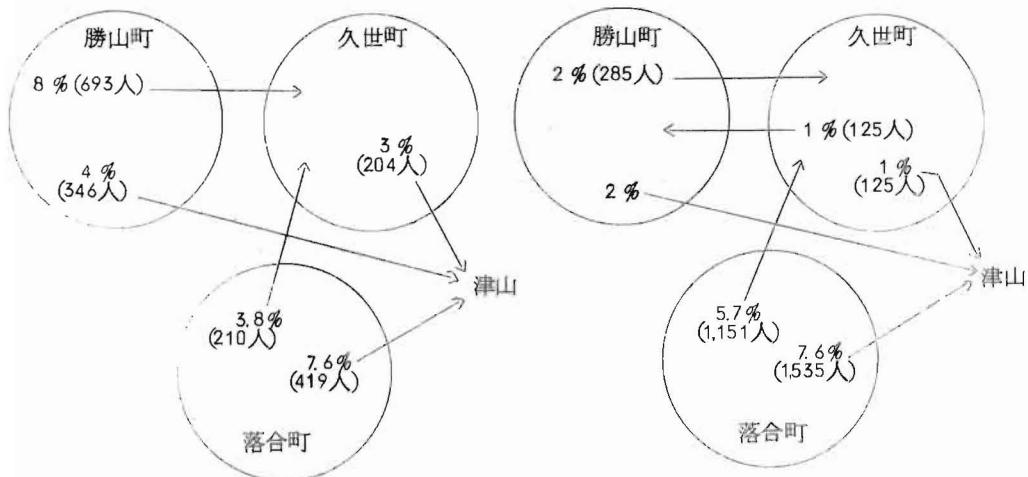


町名	時期	戦前 (S 10)	戦後 (S 42)
久世町		97 %	98 %
勝山町		88 %	96 %
落合町		88.6 %	86.7 %

商業戸数に対する家具、建具小売業のしめる割合は久世町が 6.7% 勝山町が 9% 落合町が 10.2% である。一番低率である久世町が地元低存率は最も高く、一番高率である落合町が最も低くなっているが、三町とも予想していた以上に地元依存率は高いことがわかる。次に久世町とその周辺地域との競合関係の推移から、久世町の今後のなりゆきを考えてみよう。

戦 前 (S 10)

戦 後 (S 42)



戦前において三町ともに津山に一方依存しているがこの三町の中では久世町が断然強い。現在でもやはり三町ともに津山に対して一方依存であるが戦前と比べて津山の商圈は拡大していない。しかし勝山町の進出が目立つ。それだけ久世町の「嫁入り道具」の商圈は衰退している。今後は勝山町との争いに力を注いでいかねばならないであろう。

III] 医療における久世町のサービスエリア

・ 久世町、勝山町、落合町の病院数と診療数

町名	数	病院数	一般診療数	歯科診療数
久世町		1	10	5
勝山町		1	10	5
落合町		3	14	3

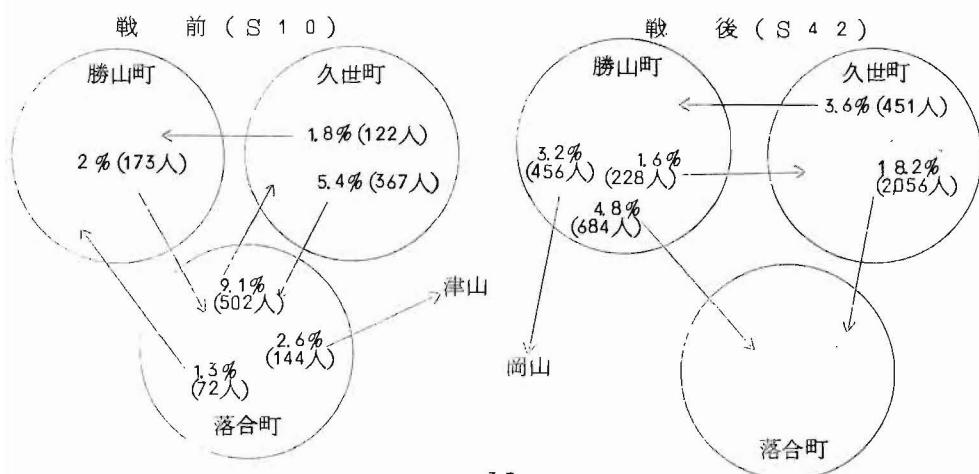
(昭和40年岡山県市町村勢要観)

イ) 重い病気の場合

地元依存率

町名	時期	戦前(S10)	戦後(S42)
久世町		92.8%	78.2%
勝山町		98%	90.4%
落合町		87.0%	100%

久世町、勝山町の減少については、現在の人口数(久世………12,537人、勝山………14,252人)に対して病院がしつでは看者をまかないきれないことを表わしている。特に久世町においては何らかの対策がこうじられなければならないであろう。



戦前は三町ともに競合関係にあったが、現在では三町のうちでは落合町が断然有勢である。これは病院数において落合町が久世町、勝山町をリードしていることからも明白である。戦前と現在の推移をみると久世町の商圈ははっきり狭まっていると言えよう。

口) 軽い病気の場合（例えば歯科、眼科）

地元依存率

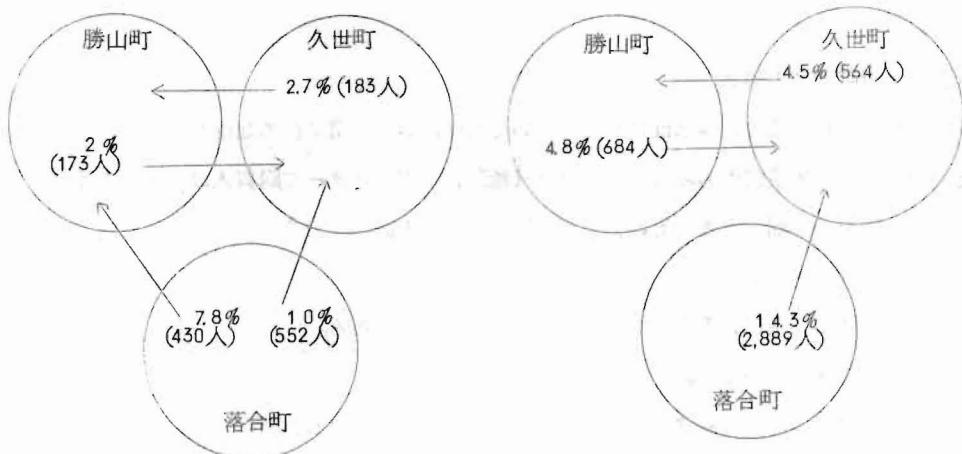
町名	時期	地元依存率	
		戦前(S10)	戦後(S42)
久世町		92.8%	91.9%
勝山町		94.0%	92.0%
落合町		77.0%	85.7%

久世町と勝山町はわずかながら減少し、落合町は増加している。しかし久世町、勝山町は堅実に90%以上の地元依存率を維持している。落合町はこれからもますます増加していくと予想される。

久世町とその周辺の競合関係をみてみる。

戦前(S10)

戦後(S42)



上図の様に戦前は久世町と勝山町との間に競合関係がみられる。わずかに勝山町が優勢である。しかし現在では反対に優勢になっている。戦前と比べて現在は久世町診療所の商圈は勝

山町、落合町へ拡大されていると言えよう。

V] 娯楽（映画における久世町のサービスエリア

久世町においては昭和10年頃から上映され始めた。当初はかなりの観客数を堅持していたが、テレビ普及とともにしだいに、その数は減少し、最近においてその傾向はますます強まり、真庭郡においては最後まで経営を続けたがついに42年7月末日をもって閉館された。（勝山町、落合町は共に42年のはじめに閉館されている。）この三町の映画館が閉館される少し前の状況から、今後久世町において上映されると期待できるかどうか推測してみよう。

・閉館される前、1年間の地元依存率

町名	率
久世町	73.3%
勝山町	3.3%
落合町	12.0%

津山市のサービスエリア内に完全に包括されていると考えられる。岡山市にもかなり包括されていると言えよう。

そして久世町に今後、映画館ができるとすれば、少なくとも現在の人口

の2倍以上に増加した時ではなかろうか。

V] 総論

1) 久世町商業の現状

久世町における商業の現状は県北部において美作について第2位の地位を占めているが、その市場の絶対的規模からみるとDクラス（地区、小売センターで購買人口1.5～2万人程度をその固有の商圏とできるもの）をやゝ下回っている。

そしてその理由として

- ・人口が勝山、落合、美作の中で最低の12,537人である。
- ・通交量が非常に少ない。

しかし、久世町においてDクラスを志向できる条件をもっている。

その条件として

- ・人口減少率が津山を含めて県北部で最も少ない。
- ・一世帯当たりの生活費が県北郡部において最高である。（この理由としては工業化の度合

いが相対的に高いことに求められる。)

- ・2km以内の人口が900人で、これは対人口比の72%で県北において最高の比率を示している。
- ・商店集団がよく整備されている。
- ・共同活動が進んでいる。

以上の様に現在の久世町商業は多くの好条件を備えているが、より発展させる為にはいかに人口を増加させるかが大きなウエイトを占めると思われる。

2) 今後の久世町商業の課題

まず、品目別に久世町商業の今後の課題を考えてみる。

肉、バター、魚、菓子、シャツ類などの最寄品の商圈は今後も拡大していくだろうと思われる。特にシャツ類は有望である。最寄品である砂糖が衰退している結果になったのは農協の進出の為であって、決して久世町商店街自らの衰退を意味するものではない。最寄品と買廻り品の中間的存在とみられる医薬品、時計、農機具、テレビ、冷蔵庫、化粧品のうち、医薬品の商圈はかなり拡大しているので今後も期待できるであろう。これに反して時計、化粧品、農機具は、わずかであるが衰退してきている。今後発展させる為には、勝山町、落合町へ積極的に商圈を拡大していかねばならないであろう。テレビ、冷蔵庫は現在においては勝山町、落合町より有勢であるからこのまま二町への拡大はもちろんであるが、津山市のサービスエリアの侵入をいかに防ぐかも大きな課題である。買廻り品といわれる革靴、背広、よそゆき着、嫁入り道具のうち革靴がわずかに商圈を拡大していると言えよう。しかし、これからは岡山、津山の商圈に包含されぬ様、他元依存率の維持に力を注がねばならないであろうと思われる。背広も戦前と比べると拡大しているが今後拡大するとは考えられない。

よそゆき着について言うと現在、津山、岡山の勢力範囲にさん食されて、これ以後久世町の商圈の拡大は困難であると言わねばならない。

嫁入り道具は勝山町、落合町への拡大に力を入れれば現状は維持できそうである。医療における重い病気の時は病院数の多い落合町に依存する率がこれから多くなっていくと予想されるので、久世町にとっては今後、地元依存率を維持することが課題であろう。軽い病気の場合は今後の勝山町との争いの結果いかんにかかっていると言えるだろう。

次に全般的に今後の久世町商業の課題を考えてみよう。

久世町において、消費購買力に対する小売高の比率は100%をこえている。しかし久世町は

地元商店からの購入割合が県北郡部において最も高い。この事は、地元購買力の吸収という面においてはすぐれた実績を示しながらも外延的拡大においておくれをとっている事を示唆している。久世町の商店における今後の課題の一つはこの点にあると言えるだろう。

もう一つの課題として、郡部の中でも商店の集団化の度合いがすんでいる久世町においても、現在の小売店集団のあり方に不満を感じている世帯がかなりウエイトを占めている。そして、消費者は共同店舗なりスーパーの設置など、現代の買物感覚に適合した形態の小売店の出現を強く希望しているのである。つまり現代の買物感覚——よい品物を低廉に、そして近くで、便利に、ひととこにおいて購入できる——がみたされた店、すなわち本格的な商店街というよりデパート的な性格をもったスーパー（スーパーストアといわれるもの）に最も大きな期待をよせているのである。

ハ. 製絲業の成立と発展

1) 養蚕業

a. 早川代官の振興政策

久世町の養蚕業は「早川氏の著久世条教《勧農桑一》の一節に『蚕桑の業を勧めんため先の年桑苗を植させて、桑茂りたらば蚕をかわしめんとおもひしに。其の後つら考ふるに。この美作はあしきならひにて赤子を問引事あり。故に入数不足して田畠荒地ある程なれば、蚕を飼ふまでは人の手足らざる事を覚ゆ、近年赤子問引やみたれば凡二十年の内には入数増し手余荒地も起返すべし。その節に至りなば桑も大に茂るべければ蚕の業を勧むべし。海なき国には蚕の業を勧むること昔よりの教なり必ず捨つべからず』と見ゆ。美作の山田を利用して養蚕業を振興せんとて桑苗を分配し之れが栽培を奨励したる明瞭なり、早川代官の養蚕業に於ける功績又没すべからざるものあり。」とあり、又、「早川代官は、久世管下、美作郡中郡村の百姓一戸毎に一本づつの桑苗を配付し之を栽培して養蚕を奨励す。」より、早川代官の養蚕業振興政策の頃から養蚕業が盛んになり始めたと考えられる。

b. 蚕種改良会 養蚕組合聯合会

久世町の養蚕業が盛んになったのは久世町だけではなくその周囲の状況、つまり真庭郡が一体となり養蚕業振興に力を入れたことが大きな原因として考えられるのであり、その活動を通して久世町の養蚕業も発展していったのである。従って蚕種改良会、養蚕組合連合会の活動を知ることにより、久世町の養蚕に対する熱意と努力が推測されよう。

(イ) 蚕種改良会

真庭郡は由来蚕種優秀精良病害少にして広く各地に声價を博しつつあるは世既に定評あり加ふるに大正八年郡内蚕種家は時勢の推移に鑑み斯業の革新時代の要求に応すべく一致団結して真庭蚕種改良会なる一機関を創設せり、郡長を会長に推戴し特に技術員を置き、刷新に力むると同時に会員は各自の責任を自覺し最も進歩せる最も完全なる設備と多年の経験と熟練なる技術と献身的努力に仍り絶対無毒の優良種の製造に努め質実本意の確実に美なる蚕種を提供せんとす、遂に其功空しからず茲に一年をらずして非常の好成績を挙げ期待に背かず斯業經營の革新に優良蚕種の作出に真に一新機画をなせり。

大正八年に於ける会員の蚕種製造総額は約五万枚なりしが其優良と価格の低廉とは全く需要を充すに至らざりし好況を呈せり。

(ロ) 養蚕組合連合会

養蚕組合は早く明治三十八年頃より組織され多くは部落若しくは大字位を地域とする小組合なりしが大正八年郡に養蚕組合奨励金交付規定を設けらるゝや其趣旨良く徹底し今や各町村を地区とせる養蚕組合組織せらるゝに至り今まで更に一步を進めて茲に真庭郡養蚕組合聯合会社設立せらるゝに至る、而して組合數十一組合約千七百名にして茲に養蚕家の团结は愈々堅固となり共同事行の実行により愈々斯業の利益を増進し其堅実なる經營と発達とを企図し得、又一面蚕種家に対し或は製糸家に対し或は何れの方面に対

するも權威ある基礎を確立し得たり、然も吾真庭郡の各町村養蚕組合は他に見るか如き補助金に対するのみ有名無実のものにあらずして其各劣らじと競ふ活動振興に目覚しきものと謂ふべし。飼育種類は各季一種多くとも二種位に統一して種類問題に第一着成功したる新庄村々是養蚕組合あり、又は山の傾斜地を利用して反当りよく七八百枚の魯染を収葉し得るまでに桑園改良問題に成功したる津山村養蚕組合もあり、蚕業資金の貸与蚕業上の遭難者失敗者の救助等新機軸を示す何内村蚕業組合あり、又は養蚕家の風紀改善勤儉貯蓄奨励等に至るまで奔走せる木山村養蚕組合あれば桑苗品評会を行へる久世町養蚕組合あれば各組合員の産蘭の糸量試験を実行せる勝山町農会養蚕組合の如きあり、斯の如く共同桑園の設置に留意するあれば蚕室の改良に努むるあり、桑園品評会を行ふあれば族中蘭品評会を計画するあり、又蚕期節には各町村養蚕組合より二三名づつの代表者を出し共同して郡内蚕種製造家の原蚕飼育状況を視察し而して明年度蚕業の需要蚕種の共同購入の予約を適当に定む期かる状態なれば郡内蚕家の需要蚕種は今や殆んど郡内の蚕種家即ち真庭蚕種改良会員の製造蚕種にして県外蚕種は近く其跡を絶つて至るべし。

斯かる活氣ある養蚕組合を包含せる真庭郡養蚕組合聯合会は更に進んで組合相互の連絡を円滑にし大に郡内蚕業の改善発達を図りて斯界に貢献する所をかるべかざるなり。

联合会は今や調査部を設けて郡内製糸業の経済調査実態調査に着手し、又養蚕組合事業の助成及仲介斡旋優良蚕種の普及統一、蚕業技術員の選定、採用の斡旋、視察員の派遣、養蚕組合は養蚕組合の雇用せし教師の表彰、養蚕組合に関する調査の統計及方針の協定蚕業に関する知識の普及所に実地指導、蚕業関係団体との連絡及合同参加、其他蚕業の改良発達に必要と認むる事項等其事業大に広汎に亘りて尽せり、之を要するに本郡の蚕業家は良く覚醒せる結果其基礎に於ても又其内容に於ても大に見るべきものあるを信ず。

c. 戦後の衰退

江戸、明治、大正、昭和の初期を通じて発達してきた久世町の養蚕業は戦中戦後を通じて衰退の一途をたどり昭和31～33年に於ける産蘭量は戦前最盛期の10%に満たなくなり養蚕農家の状況は表1, 2, 3の如くである。

表1. 養蚕農家の状況

区分 年次別	農家戸数	養蚕農家 (実戸数)	掃立卵量	総取蘭量	農家戸数に対する養蚕実戸数割合		養蚕戸数1戸当たり 掃立卵量
					農家戸数に対する養蚕実戸数割合	養蚕戸数1戸当たり 掃立卵量	
31	1,231戸	79戸	293箱	1,797貫	6.4%	3.7箱	
32	1,231	83	295	2,148	6.7	3.5	
33	1,225	87	277	2,395	7.1	3.2	

農業協同組合資料

表2. 養蚕農家の状況

年次 区分 別	養蚕農家 1 戸 当 総収繭量	掃立卵量 1 箱当収繭量	桑園面積	耕地面積に対する桑園面積比	養蚕農家 1 戸 当 桑園面積	桑園反当 総収繭量
	3 1	22.7貫匁			1.8反匁	
3 2	25.5	6.2	139	8.8	1.7	15.4
3 3	27.5	8.6	139	8.5	1.5	17.8

農業協同組合資料

表3. 生産量及び生産額

年次 区分 別	生産量			生産額			総農業生産に対する左の割合		
	春蚕	初秋蚕 (晩々秋蚕含む)	計	春蚕	初秋蚕 (晩々秋蚕含む)	計			
3 1	637貫	362貫	797貫	1,796貫	1091円	532円	1260円	2883円	1.4 %
3 2	1,005	467	677	2,149	1692	694	1,056	3442	1.6
3 3	1,009	475	801	2395	1,473	524	1,001	2998	1.5

農業協同組合資料

表3の「総農業生産に対する左の割合」と表4を比べると戦前と戦後との農家に於ける繭の占める割合には非常に大きな差があることが明らかであり、戦後の養蚕業の衰退がよく表われている。

又、表4からは農産物に対する繭の割合が昭和の初期をピークとして急激に衰退している状態がわかる。

表4. 普通農産物価格合計に対する繭価格の割合

年次	大正2年	6年	10年	14年	昭和4年	8年	12年	16年
百分率	4.4%	11.2	9.7	13.8	32.6	25.8	17.0	8.5

町会々議録より作成

なお「生産量及び生産額を眺めるとき生産量に於いては多少の増加を計るも生産額は逆に減少している状態である。これは国内需要輸出の伸び悩みによる価格の暴落によるものである。しかしながら技術の進歩により反当収繭量の増加又飼育技術の改善による処の生産費の節減等から反当純益は年々増加の傾向を示している。」

a. 新町建設による養蚕計画

1. 桑園新改植及び能率増進

イ. 現況及び将来

養蚕は畠地利用の面から見た時決して見捨てるべきものではないし、労力節減と桑園の性能を高めるならば有利な産業として見逃がすべきものではない。

現在の桑園は新改植によりかなり更新されたが一部老朽桑園もありこれを更新することが急務であるが、既存桑園の肥培管理を適切に行うことにより収穫量の増大を図ると共に稚蚕共同桑園を整備確保して飼育労力の節減を図り生産コストの大巾引下げを行う方向に進める必要がある。

ロ・事業計画

事業名	実施主体	事業費	事業内容又は事業効果	一般財源所要額	借入額	参考
桑新植	個人	753	桑苗 20,000本新植増反	130	個人	
桑改植	個人	240	〃 5,000本改植	35	個人	
稚蚕共同		100	50アール稚蚕共同用			
桑園設置			桑の確保			
計		1,093			165	

2. 飼育方法の改善

イ・必要性

飼育労力の負担が蚕の最も大きい問題点であるので飼育方法の改善によって極力生産性を高める必要がある。

この為稚蚕は共同飼育を全面的に行って作柄の安定と飼育費の節減を図り、牡蚕は年間余桑育を探り入れることが必要とみられる。

ロ・事業計画

新しい飼育法に転換して行くためには周到な技術指導を必要とするので蚕業連合会及び県出先機関の徹底した指導を求める。

3. 茹質改善

イ・必要性

蚕の最終目的は自質茹の多収にある、しかも販価は品質の検定によって行われるので上級法の改良は大きな問題点である。

ロ・改善計画

上級器の改善、改良種、回転器の使用、蚕種の選定、優良蚕種の導入。

4. 産茹処理

イ・現状及び将来

生産された茹は県下唯一の製糸工場である郡是製糸久世工場で収納されているが、現在郡是工場の収茹量は工場として最低集荷目標を下廻っており今後県内産茹は全量郡是工場へ集荷するよう取引の一本化を強力に推進することが必要である。

注) 現在久世町の茹は塙崎敏治氏(蚕糸課)よりの聞き取りによると以下の経路を経ている。



⑥ 最近の養蚕業

最近の養蚕業は岡山県農林水産統計年報によると桑園面積、養蚕農家、掃立卵量、収織量の総ての面に於いて減少してきているが、養蚕農家一戸当たりの桑園面積等は多くなってきており、養蚕農家の規模が大きくなっているといえる。

表 5.

年 次	桑園面積	養蚕農家	掃立卵量 (年間)	収織量 (年間)
昭和35	970a	62戸	278.3箱	7,946Kg
38	970	50	291.	5,690
41	780	38	146.	5,023

岡山県農林水産統計年報

2) 製糸業

久世町に於ける養蚕業は「早川代官の振興政策」で述べたように江戸時代に早川代官が農業振興のために農家に養蚕を普及させたことに源を発しており、その後、蚕種改良会、養蚕組合連合会などの積極的活動を通じて良質の繭が収穫出来るようになったのであり、この良質の繭をいち早く利用したのが久世製糸合資会社であり、久世町の製糸業の名声を一層高めたのが郡是製糸株式会社久世工場（以後は郡是久世工場）であった。

a. 製糸工場

イ. 久世製糸合資会社

久世製糸合資会社は久世町に於ける最初の製糸工場であると同時に真庭郡に於いても最初のものであったが、当時殖産事業の乏しかったこの地方の農家の重要産物である繭を利用した製糸工場設立に尽力したのは美吉幾治郎氏であった。同氏の碑文は久世町誌に「君本姓島田氏通称幾治郎といふ島田藤助の三男なり、慶応二年七月廿六日を以て大庭郡久世村に生る、……長ずるに及び最も商業を好み日夕孜々勉励頗る資産を儲ふ爾來益々信を衆人に得て家産増々増殖せり、焉是に於て篤く殖産に志し大に蚕事を興さんと欲し乃ち之を同志の士に謀る、実兄島田角藏等大に之を賛す協心戮力遂に久世製糸合資会社を設立したり、之實に我美作國製糸会社の嚆矢なり君の殖産に功あるや大なりと言ひべし矣、……」とあり、その功績をたたえている。なお久世製糸合資会社は明治二十六年に創始されて以来大正九年三月までの二十八年間操業したが大正九年真庭製糸株式会社（資本金三十萬円）が譲受けひき続操業したのである。

釜 数 九十釜

従業員 男八名 女百二十名

繭仕入高 繭三繭貫

生糸製造高 三千貫

繭仕入込域 真庭郡一円、上房、久米、苦田、備前の各一部

四、郡是久世工場

郡是久世工場は久世町のみならず真庭郡に於いても大きなウエートを占めた製糸工場であった。この郡是久世工場を久世町に誘致することにより久世蚕糸業界のみならず真庭郡の蚕糸業界の発展を計るために当時（大正十四年）の町長福井要助氏は町會議員杉山鉄太郎氏と謀り町内有志二十余名を招き作州の地に工場設置運動を起す事を協議し交渉委員十五名を嘱託して阿哲、上房、真庭、各郡内有志者の賛同を得、真庭郡長畠治太郎氏を会長とした「郡是工場設置期成同盟会」が結成された、それ以来郡是本社に向って陳情書を提出し又は交渉委員が出社嘆願するなど盛んに運動したが容易に応ぜられず、日を経るに従い期成同盟の活躍は加速度的に加わり、熱烈な要望により本社より重役が視察に来るなど機運が動いて来た。

以上のように久世町のみならず作州の大きな期待を集めた郡是久世工場の発起は当時の社会情勢、及び会社の資本関係等より、先ず独立会社の事業として企業し、後日機を見て合併するという議が起り、久世町はこれに賛同し、大正十五年三月末有志会合資本金百万円払込額五十万円の新会社を発起した。

かくて杉山鉄太郎氏を初め三十余名発起者となり五月一日創立発起人会開催定款を決定し社名を第三郡是製糸株式会社、創立委員長に杉山鉄太郎氏を選任し、直ちに株式の募集、土地の買収委員を定めて設立に着手した。けれども株式会社応募者が相当多い反面、株に対する知識の不足、あるいは斯業の危険性故に投資を喜ばぬ投資家又特に土地の買収等少なからぬ困難に遭遇したのであるが有志の熱意誠意により、これら幾多の生みの悩みを解決し、斯くて九月十三日創立登記を済ましたのである。

一方初代工場長山下伊作氏は工場の建設に着手し、共同合併の議は進み九月二十九日臨時株主総会を開き、是を決定し、第三郡是株式会社は解散して新たに郡是製糸株式会社久世工場と看板を替え、翌昭和二年六月三日操業を開始したのである。

なお郡是久世工場は昭和三十五年、会社の合理化及び繭量が少ないので採算が取れないことが原因となり閉鎖され、久世町及び作州の蚕糸業界に多大の影響を与えた、約三十年間の幕を閉じたのである。しかしながら製糸工場が閉鎖されて以来、地元町民、商工会の強い要望と副知事曾我氏等の要望を得て昭和三十六年十一月グンゼメリヤス工場として再び操業を開始し現在に至るのである。

工場敷地坪数 一萬九一六三坪

釜 数 創立当時 二六五釜

昭和六年末 四三二釜

繭仕入額 二五萬二千貫（昭和六年度）

三五萬三千貫（昭和七年度予定）

生糸製造額 二萬五千貫（昭和六年度）

注） その他の製糸工場としては製糸揚返工場、伴蚕種製造所、浮日製糸久世分工

場等があった。

b. 生糸の占める割合

繭が農家に於いて占める割合は前に述べたが、それでは生糸が工産物に対してどのような割合を占めているかというと表5の如くである。

表6. 久世町の工産物に対する生糸の占める割合

年 次	生 産 量	価 格	工産物価格計	工産物に対する生糸の占める割合 %
大正 2年	1,062貫	56,680	128,552	43.8%
6年	1,131	68,333	148,623	45.3
10年	2,373	155,194	329,122	47.1
14年	2,078	235,203	1,532,433	31.1
昭和 4年	13,134メ	1,123,057	1,364,750	82.3
8年	40,468	1,697,738	1,804,750	94.4
12年	31,269	1,508,335	1,670,545	90.4
16年	44,981	3,608,423	4,874,053	74.1

表6によると、久世町に於いては工産物に対する生糸の占める割合は、大正時代に於いては31%～47%を占め、昭和になるとその比率は74%～94%と大正時代とは比較にならない程になり、生糸が工産物の殆んどを占めるようになっている。

c. 製糸工場の地位

久世町に於ける製糸工場の地位は、工場数で見るならば工場の殆んどが製糸工場であり、従業員数で比較するならば、大正時代に於いては全工場従業員数の28%～25%を占めており、しかも年々その割合は増加している。又昭和になってからのその割合は大正時代のそれとは全く比較にならない程になり、85%～98%を占めるようになっている。しかも昭和になってからは従業員の絶対数も大正時代のそれとは比較にならない程で、545人～784人と大巾に増加した。（表7を参照）このことからも久世町に於いては製糸業がいかに重要な産業であったかが明白である。

表 7.

年 次	工 場	箇所	男工	女工	計	工場計 (箇所)	男 工	女 工	計	百分率
大正二年	製糸工場	5	2	102	104	6	80	278	358	28%
六年	製糸工場	1	2	54	56	3	37	152	189	32
	製糸揚場工場	1	2	3	5					
十年	真庭製糸工場	1	4	114	118					
	製糸揚場工場	1	1	2	3	4	32	198	230	50
	浮田製糸工場	1	—	17	17					
十四年	真庭製糸工場	1	7	94	101					
	製糸揚返工場	1	1	1	2	6	51	169	220	50
	伴蚕種製造所	1	3	5	8					
昭和四年	真庭製糸工場	1	4	123	127					
	製糸揚返工場	1	—	—	—					
	伴蚕種製造所	1	3	5	8					
	郡是久世工場	1	19	391	410					
八年	真庭製糸工場	1	3	84	87					
	製糸揚返工場	1	—	—	—	5	37	721	758	98
	郡是久世工場	1	21	635	656					
十二年	郡是久世工場	1	20	636	656	4	33	737	770	85
十六年	郡是久世工場	1	39	745	784	4	57	749	806	97

注) 百分率は久世町の工場従業員数に対する製糸工場従業員数

(町会々議録より作成)

2) 煙草

久世に於いて煙草の栽培が行われたのは、岡山県煙草史によると、元和の頃或はそれより古く寛永年間の頃ではないかと思われるが詳らかでない。その品種は、一概に作州葉と称せられており、立葉、有福葉及び丸葉、或は柳葉等の内容種が含まれていた。

作州葉の火干法は、寒冷の山岳地帯に於ける自然の悪条件を考慮した燻蒸乾燥法が用いられた。そして燻蒸乾燥法故の独特の燻臭は、高価格品にもかかわらず、時代嗜好に一致したことにより名声を博したのであるが、これが所謂山中刻である。

しかしこの山中刻及び作州葉が初めて他地方に売り出されるようになったのは、享保の頃といわれているが、従来作州葉は殆んど当地方並に附近地方営業者の需要に供するにとどまる習慣であり、遠く販路を求めて積極的に移出を図るというようなことはなかった。

山中刻の製造は長い手切り時代を経て、元治、慶応の頃から手切せんまい機械を使用するようになつたと伝えられている。そして明治十二・三年頃、之を改良して水車に取り付けて使用するようになった。製品の品質も機械と製造法と共に漸次改良されたが、元々山中刻は俗に火口入らずと称せられ、極めて細刻で、且つ引火力に富み、奥味の緩味などをもつて特長とした。

従来、山中刻は別に包装することなく、そのまま販売する習慣であったが、印紙税法が実施されてからは包装するようになった。しかし包装は夫々に製造人の任意名称を付け、漸次その体裁を改良していった。その種類は多く、その多くは極彩色を施し、或は児島高徳桜樹題詩の図、神功皇后征韓の図、楠公父子桜井訣別の図等の歴史に関するもの、又は禽獸に関するもの等を印刷したもののが多かった。その製品区分は、一つは量目（十匁、五十匁、百匁、五百匁等）で、一つは代価（一錢粉、二錢粉）で行うものの二種類があった。

価格に於いては時代の変遷に伴い時々変動があったが、その著しい変動の時を挙げてみるとおよそ次の如くである。

種別	明治12.3年以前	同14.5年以前	同30年以前	同30年以後
1等	百匁約 20銭	百匁約 24.5銭	百匁約 5.60銭	百匁約 7.80銭
2等	16銭	20銭	4.50銭	6.70銭
3等	12銭	17.8銭	3.40銭	4.50銭
4等	8-9銭	15.6銭	2.56銭	3.40銭
5等	6-7銭	12.3銭	2.12銭	3.56銭
6等		10銭内外	19-20銭	30銭内外
7等			16.7銭	26.7銭
8等			14.3銭	20銭位

岡山県煙草史参照

山中刻の販路は単に久世近辺（真庭郡内）にとどまらず、県下各郡、播州、備後、因、伯

雲州地方にも移出された。然し、近辺の需要は総て製造業者より直接小売入若しくは需要者に供給し、又他へ移出の製造煙草も真庭郡内の仲買業者の手を経、或はなお規模の大きな小売入に対しては直接製造業者より取り引きをする習慣であった。

作州葉の大産地を擁する久世の煙草製造は、又作州葉と共に発展してきたのであるが、元祿の頃から漸く家内工業的な手切時代に入ったものと推定され、煙草製造が兼業から漸く専業化したのは、江戸の中期以後と考えられる。その頃には、美作地方各所に製造するものがあったと思われる所以であるが、手工業も手切時代から手刻器使用の江戸後期に入ると、製造業は交通便利な物貨集散地である久世（及び勝山）に吸収され、この両町を中心として急速に発達を遂げたのである。従って山中刻が本格的に大量生産を見るようになったのは江戸の後期になってからであり、明治中期にかけて盛んに製造が行われていたのであるが、民営時代に於ける久世の製造業者を挙げるならば、曾根馬吉、三村信胤、長尾長左衛門、薬師寺弥、杉山彥衛、建井七五郎、太田磯五郎、松田熊七、庄喜代蔵、仁枝馬五郎、二宗力蔵等十一名が久世出張所の記録に記載されている。（残りは勝山の六名を最高として合計十九名である。）由来山中煙草は一種独特の燻臭を帯びており、この燻臭が一部階層の嗜好に投じたこともその販路を広げる一因をなしていたが、夜更し喫用しても口中を荒さず、又頭痛を感じることもなく、特に火付きが良好という特性があり、船頭達の間に好評を博した。久世初代専売所長阿部徳吉郎氏は、大いにこの点を強調し、川上村の業者篠塚繁三氏と共に東京吉原の花街に於いて宣伝に努めた結果、相当の効果をあげて需要販路を拡張するに至り、「おいらん煙草」の別名もこのへんに由来しているものと思われる。

しかしながら、時勢が移り、刻煙草が一般に衰退する現象を呈すると共に山中刻も又衰退していくのであったが、その原因を挙げるならば、一つは燻臭が時代の嗜好から疏んじられたこと、もう一つは需要者が低価格品へと移動したことである。

山中刻の極盛時は明治三十八年製造官営当初であり、明治四十三年製造作業を政府の直営に移すと、久世に工場を設置し、年額八万貫を作出する男工百十四人、女工四百二十二人、計五百三十六人を擁する大所帯であった。而も大正二年の頃までは年八万貫内外で盛況を維持していたが、上記の原因や作業の改善進歩による製造能率の向上とで職工数は著しく減少した。

即ち大正初年には男工七十三人、女工百四十八人、計二百二十一人と半減し、大正八年には男工職工合せて六十有余名、製造額も二万七千貫という激減ぶりで、盛況を誇った山中刻も漸く余命を保っているに過ぎない状態になった。

やがて大正十五年九月田下分工場の閉鎖によって耕作一本やりとなり、葉煙草の産出に専念せざるを得なくなつた。そして昭和九年を最後として作州葉の栽培もその幕を閉じたのである。

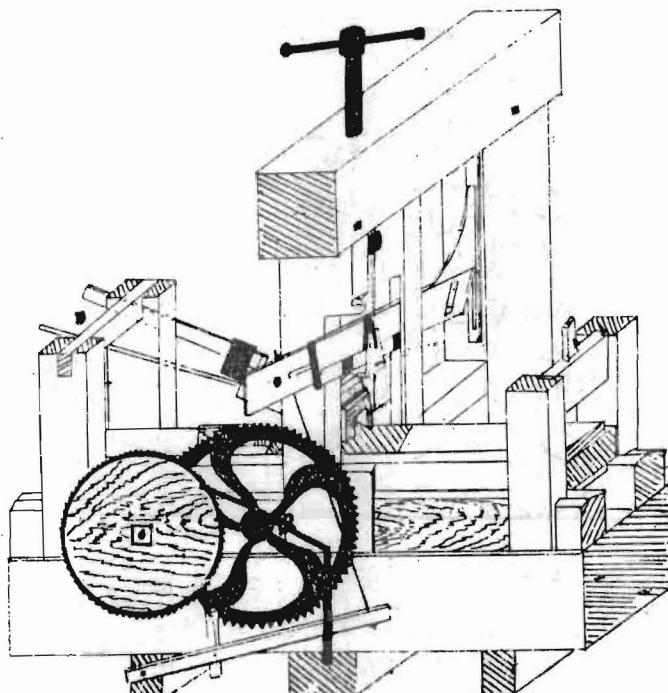
参考資料

表8 著名製造家刻煙草月別製造歩合一覧表

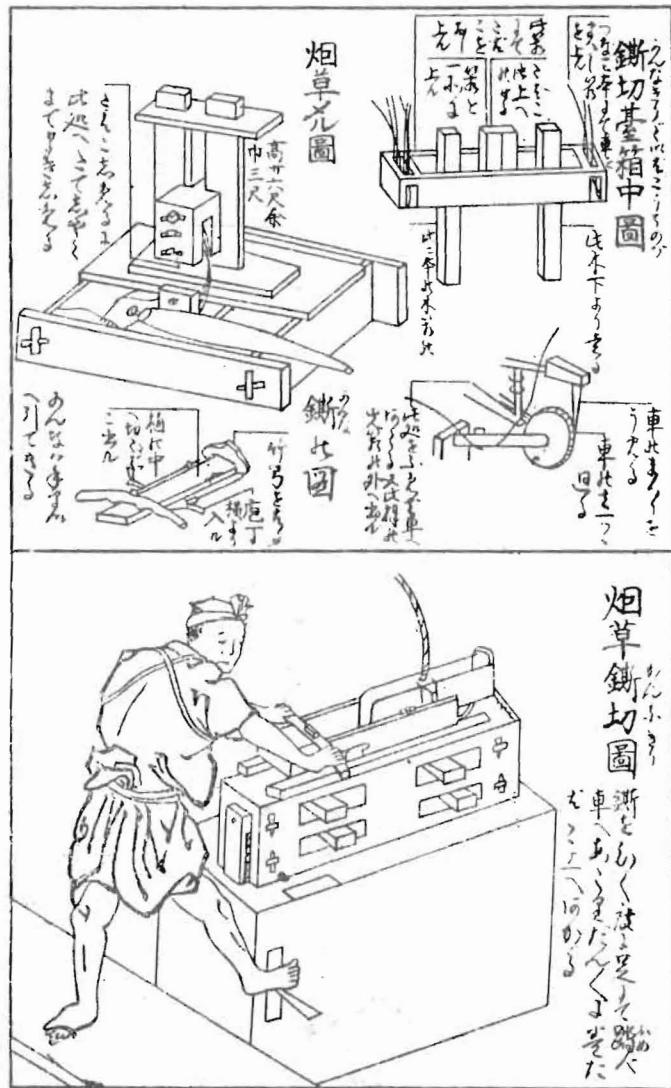
月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
製造人氏名	太田保五郎	10.0	6.0	10.0	9.0	8.4	7.0	5.0	8.5	6.5	10.0	9.0	10.5	100.0
	松田 熊七	11.0	6.0	11.0	8.2	8.0	6.0	4.0	8.7	7.0	10.0	8.1	12.0	100.0
	杉山 彦衛	10.0	6.0	10.0	9.5	9.5	7.0	4.2	7.5	5.0	9.7	10.0	11.6	100.0

備考) 一ヶ年の製造高は、季節により、売行の消長、空気の乾湿等の関係により増減を免がれないが、二月の減少を、旧年末のため職工の欠勤多く、労力不足を一様に訴えている所に当時の旧習を窺うことができる。

岡山県煙草史参照



山中刻器（水車利用刻器の図）



最近の久世町に於ける葉煙草耕作状況を見るならば、昭和三十二年から同三十五年にかけて一キログラム当り代金、一反歩当り収納代金、耕作者一人当り面積及び収納代金以外は総て減少してはいるが、昭和三十五年から同四十一年にかけて、配当面積、耕作人員及び面積、収納量目及び代金、一キログラム当り代金、一反歩当り量目及び収納代金、耕作者一人当り面積・量目及び収納代金等総ての面に於いて増加しており、特に一キログラム当り代金、耕作者一人当り面積・量目及び収納代金の増加は著しく、一キログラム当り代金の増加については、物価の上昇が原因と思われ、耕作者一人当り面積・量目及び収納代金の増加からは、葉煙草耕作者の規模が拡大している様子が窺うことができる。

表 9. 沉狀耕草葉煙

年次及び 地区	たばこ種類	配当面積(ha)	耕作人員	耕作			収穫			納金			—Kg当量目Kg			一反歩当り			耕作者一人当り 収納代金
				面積(ha)	面積(ha)	量目Kg	代金	金代	金量目Kg	代金	金代	金量目Kg	代金	金代	金量目Kg	代金	金代	金量目Kg	
昭和三 十年	備中葉	1.2	22	1,095	2,123.0	4,600.60	217	194	42,015	5.0	97	20,912							
	黄色種	6.2	55	6,159	13,148.0	3,055	202	213	43,062	11.2	239	48,221							
	計	7.4	77	7,254	15,274.0	3,112,200	204	211	42,904	9.4	198	40,418							
昭和二 十一年	備中葉	1.9	30	1,740	3,140.5	6,777.70	216	180	38,952	5.8	105	22,592							
	黄色種	6.2	49	6,016	12,545.0	2,562,745	204	209	42,599	12.3	256	52,301							
	計	8.1	79	7,756	15,685.5	3,240,515	207	202	41,781	9.8	199	41,019							
昭和三 十二年	備中葉	4.9	15	815	1,177.5	311,905	265	144	38,363	5.4	79	20,794							
	第一黄色種	4.9	38	4,545	7,209.5	1,970,430	273	159	43,363	12.0	190	51,853							
	計	5.8	53	5,359	8,387.0	2,282,335	272	157	42,589	10.1	158	43,063							
昭和三 十三年	備中葉	1.3	14	867	1,295.5	3,52,285	272	149	40,633	6.2	93	25,163							
	第二黄色種	4.5	35	4,372	7,861.5	2,148,095	273	180	49,133	12.5	225	61,374							
	計	5.8	49	5,239	9,157.0	2,500,380	273	175	47,726	10.7	187	51,028							
昭和三 十四年	備中葉	4.1	59	4,257	8,104.0	3,133,190	387	190	73,601	7.2	137	53,105							
	第二黄色種	14.0	72	13,927	23,851.0	8,893,300	373	171	63,857	19.3	331	123,518							
	計	18.1	131	18,184	31,955.0	2,026,490	376	176	66,138	13.9	244	91,805							
昭和三 十五年	備中葉	5.2	61	5,160	9,473.5	5,020,145	530	184	97,290	8.5	155	82,297							
	第二黄色種	17.2	82	16,860	37,453.5	19,012,645	508	222	112,768	20.0	457	231,862							
昭和三 十六年	計	22.4	143	22,020	46,927.0	24,032,790	512	213	109,141	15.4	328	168,061							

参考資料

- 真庭郡誌
- 久世町誌
- 町会々議録
- 農業協同組合資料
- 岡山県農林水産統計年報
- 十年記念誌（郡は久世工場十年史）
- 早川代官
- 新町建設計画書
- 岡山県煙草史
- 乘煙草生産統計表

ニ. 商 工 会

1) . 久世商工会の歴史

a. 商 工 会

地域の商工業の総合的な発達改善を図ることを目的として設定された組織、これが商工会である。この法的背景となっているのは昭和35年に設定された「商工会の組織等に関する法律」即ち「商工会法」である。この法律をながめることにより商工会の目的は一層明白になるであろう。商工会法の第一章に商工会の目的として次の様に書かれてある。

「この法律は主として町村における商工業の総合的な改善普及を図るための組織として商工会及び商工会連合並びに商工会議所の行なう小規模事業者のための措置を講じもって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」このような目的を遂行するために商工会は次の様な事業を行っている。

1. 商工業に關し相談に応じ又は指導を行うこと。
2. 商工業に關する情報又は資料を収集し及び提供すること。
3. 商工業に關する講習会又は講演会を開催すること。
4. 展示会、共進会等を開催し又はこれらの開催のあっせんを行なうこと。
5. 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し又は建議すること。
6. 行政庁等の諮詢に応じて答申すること。
7. 前各号に掲げるもののほか商工業者の委託を受けて当該商工業者が行なうべき事務（その従業員のための事務を含む）を処理しその他商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

又、以上の様な事業を促進するために国は商工会法第56条に基いて予算的援助を与えていいる。さらに専門家である経営指導員を地域に派遣し地域の商工業の改善発展に努めている。

る。商工会の具体的な指導事業としては金融、税務、経理、労務、経営等があげられる。

b. 商工会法第56条

1. 国は政令で定めるところにより都道府県が商工会若しくは商工会議所の行なう小規模事業者の経営若しくは技術の改善発達のための事業の実施に要する経費又は経営改善普及事業に關し都道府県連合会が商工会を指導するに要する経費について補助する場合には当該都道府県に対し予算の範囲内において当該補助に要する経費の一部を補助することができる。
2. 国は政令の定めるところにより全国連合会に対し予算の範囲内において経営改善普及事業に關し全国連合会が商工会及び都道府県連合会を指導するに要する経費の一部を補助することができる。

b. 久世商工会の設立

(1) 商工会設立前

現在の商工会が設立される以前にも大正12年2月に久世町を紹介することを目的とした商工会が結成されており、久世牛馬市、大売り出し、盆踊り等の各種行事を開催し久世町のピアールにつとめていた。しかしこの団体は民意的団体であり、現状のような予算的な裏付けがなかったので十分な活動をすることは不可能であった。この民意的団体である久世商工会が編集した久世町案内（昭和12年10月1日発行）に「久世商工会の沿革及び主義」について掲載されているのでこれによって民意的商工会の性格を知ることができます。

「東に津山、西に勝山、南に落合を控へて出雲街道によりて山陰山陽を結ぶ要路にあり、古来商業が盛んであった本町商工業者は伝説的な美風として進取の気衆に富み、常に町外各地に進出して販売を開拓し、又顧客も続々集り商舗の発展は目覚しいものがあった。近來商賈戦日を追ふて激しくなり、且つ鉄道開通して神戸大阪方面との交通至便となつた關係上、ここに商工業者の結束を堅くする必要を痛感するに至り、大正12年2月久世商工会を創設し規約を設定してますます発奮し、この会の発展を目指して精進した結果今や本郡隣郡はもとより遠く京阪神方面にも及び商陣を布き、爾來星霜十有五年今日の盛況をみたのである。本町商工業者は“断然安い久世の物価”をモットーとして全員一同協力して顧客に対して万全を期しもって本町の発展、需要者の幸福を目指して活動している。」

(2) 現在の商工会

地域の小規模商工業者の繁栄を増進し、地域の経済の向上を計ることを目的として昭和35年に国会で「商工会の組織等に関する法律」が制定され、その法律に従い同年10月久世町にも商工会設立の認可があり、現在の商工会が誕生したのである。かくして民意的団体として活動してきた久世商工会はここに公的な団体となつたのである。その結果予算的な裏付けがなかった以前とは異なり、県より補助金が出るようになり、さらに経済指導員の指導により活動に大きな活気を与えたのである。現在の商工会は岡山県

商工会連合会を母体として「久世経済の向上を計る」ということをモットーとして経済圏の拡大に努めている。

2). 久世商工会の変遷と現況

a. 組織

久世商工会の組織は設立時よりさしたる変化は見られない。即ち岸本隣松氏を会長として2名の副会長、2名の監督、20名の理事、75名の総代が組織の中権である。会員数は約350人で総事業所数の約 $\frac{3}{5}$ である。

年 度	会 長	副会長	監 督	理 事	総 代	会 員	総事業所数	職 員
35年	岸本隣松	2名	2名	20名	75名	326	595	1名
36年	"	"	"	"	"	342	/	2
37年	"	"	"	"	"	352	/	2
38年	"	"	"	"	"	358	621	2
39年	"	"	"	"	"	355	/	2
40年	"	"	"	"	"	353	/	2
41年	"	"	"	"	"	369	605	3

(商工会調べ)

b. 事業

商工会の事業は企業の経済状態の改善を目的とした改善事業と一般事業とに大別される。さらに一般事業は総合振興事業、商業振興事業、工業振興事業、観光振興事業、金融対策事業、経営対策事業、福利厚生事業に細分される。その具体的な事業は以下の通りである。

(1) 経営改善普及事業

1. 経営指導員の相談及び指導
2. 講習会等の開催による指導
3. 金融のあっせん
4. 講習、講演会記録

(2) 一般事業

1. 総合振興事業

郡は久世工場長歓迎会、商店街診断、商店街視察、県政懇談会、早川祭、総合振興委員会、優良従業員詮衡会、商工祭、山陽新聞記者送別会、郡合同研修会、寂室円広禪師六百年祭、農協と商工会役員懇談会、商工会役員研修会美作地区ブロック会議

2. 商業振興事業

大量仕入久世組合総会、久世商友協同組合総会、県北商業診断報告会、商業診断結果報告会、県畜産共進会打合会、県畜産共進会、商業振興委員会、珠算検定

3. 工業振興事業

県北製材業経営診断打合会、県北製材経営診断、郡木材部会運動会、製材工業产地診断報告会、技能者講習会

4. 観光振興事業

町内小学校書道展示会慰靈祭、西日本大学野球大会打合会、花火大会宣伝委員会、花火大会実行委員会、花火スポーツ委員会、交通運輸委員会、花火企画委員会、花火大会官庁との打合会、西日本大学野球大会、第2回花火大会、郡バーボール大会、郡中学校陸上競技大会、久世秋祭、中国地区大学野球大会、全国木材展示会、観光振興委員会

5. 金融対策事業

真庭中金クラブ発足会、国金事務協議会、国金貸付改正説明会、国年末融資打合会、農協の金融懇談会

6. 経営対策事業

県青申連合会総会、県税納期納付打合会、青申中国ブロック会議、郡青申会役員会、納税貯蓄組合長会議、税務指導連絡協議会、青申記帳指導協力者会議、郡青申役員会

7. 福利厚生事業

優良從業員證衡委員会、商工会野球大会美作西部予選会、県商工会野球大会

8. 青年婦人部事業

青年部幹部研修会、青年部発起人会、青年部設立総会

9. 業種別部会

久世青果組合総会、理髪組合

(昭和42年度久世商工会通常総代記録による)

現在の商工会事業の性格を知るには昭和42年度の事業計画が有効である。

(1) 一般事業

中國縦貫道路も着工され、当町経済も大きく変貌しようとしています。この時に於いて我々商工会は団結を一層強固にしてこの問題に取り組み、商工会の進路を定め、町及びその関係者と協力して久世の産業構造の増大を目的とする。

(2) 指導事業

会員の経済指導事業については税務、経理面については青色申告者を特に重点的に行い、全般的なことについては婦人部を結成し婦人青年部を対象に、きめの細い指導活動を行なう。

c. 相談事業の変遷

商工会への相談事業は金融面の相談が圧倒的多数を占めている。これは久世産業界が金融面に於いてかなり苦しい立場におかれていることを示すものであろう。又昭和38年以降労務面に於ける相談事項が激増しているが、青年労働者の都会流出の結果のしわよせが地元に及んできたためであろう。各分野に於いて年々相談事項の増加がみられ、商工会の久世における役割りは年々重要性を増すものと思われる。

年 度 事 項	3 5 年	3 6 年	3 7 年	3 8 年	3 9 年	4 0 年	4 1 年
金 融	71	140	147	147	171	257	297
税 務	20	13	16	62	73	18	81
經 理	11	10	20	31	40	16	32
勞 務	4	1	7	27	37	33	50
經 營		19	32	52	70	31	24
そ の 他	21		19	8	2	1	4
計	127	183	241	327	393	356	488
講 習 会	4	33	59	24	14	22	23

(商工会調べ)

a. 予 算

予算は年々増額して昭和42年度には、昭和35年の約3倍にもなっている。しかしながら昭和42年度でさえ約340万円程度の小規模な予算である。このような小規模な予算のため十分な活動ができない状態である。もっと予算の増額が必要であろう。しかしその道はかなりきびしいものがある。何故かといえば収入の道が数限られているからである。即ち町からの増額もそれほど期待できず、会費の増額も困難であるためである。最も可能性の多い道は県からの補助の増額である。その他に共済制度の利用による手数料の徴収という道があるが、これとても多額の増収は期待できない。

科 目	3 5 年	3 6 年	3 7 年	3 8 年	3 9 年	4 0 年	4 1 年	4 2 年
収入の部	1,074	1,450	1,576	1,696	1,807	2,310	2,774	3,390
会 費	140	300	300	300	400	400	400	500
県補助	205	390	462	567	583	802	916	1,135
町補助	400	400	400	500	500	500	500	600
そ の 他	329	360	408	329	324	608	958	1,155

科 目	3 5 年	3 6 年	3 7 年	3 8 年	3 9 年	4 0 年	4 1 年	4 2 年
支出の部	1,074	1,450	1,570	1,696	1,807	2,310	2,774	3,390
経営改善費	310	593	648	755	851	1,165	1,282	1,586
一般費	440	600	710	630	680	800	1,220	1,200
管理費	324	257	212	311	276	345	272	604

(商工会調べ 単位千円)

又、収入の構成をみてみると下グラフによりあきらかかなように町補助はその構成割合が年々減少しているのに反し、県補助は年々増加している。支出の構成割合は昭和35年度を除き、経営改善費約45%，一般費約35%，管理費約20%の均衡を保っている。

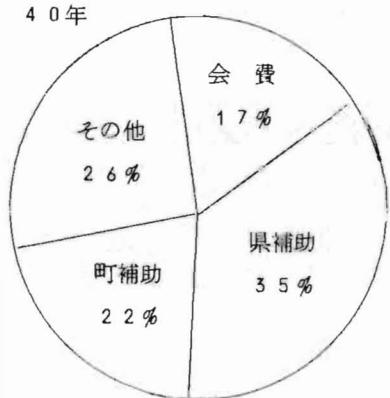
収入の構成割合



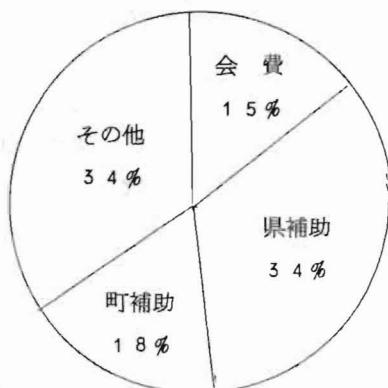
37年



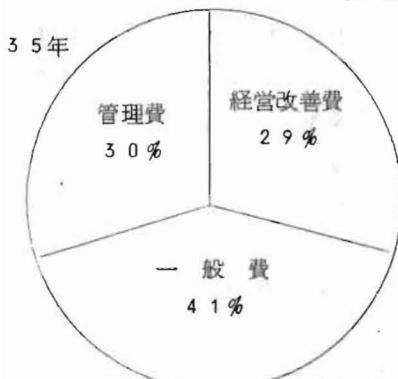
40年



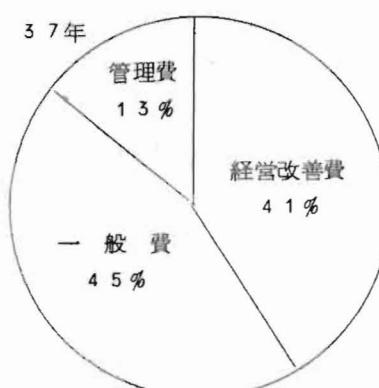
42年

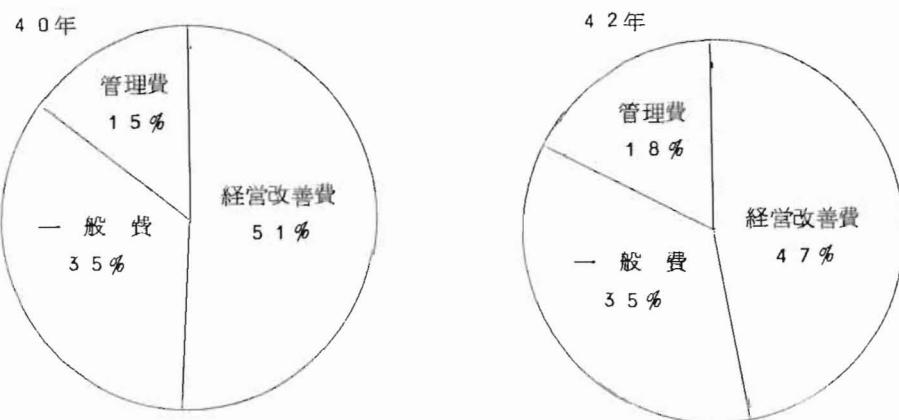


支出の構成割合



37年





3). 久世商工業の問題点と商工会

a. 商店の零細性

久世町は県北のうちでかなり近代化された地域であるが、まだまだ全体からみると後進的地域である。商店においても例外でなく、県南と比較してかなり立ち遅れていると言っても過言ではあるまい。そしてその後進性の特質として零細性が浮びあがってくるのである。その零細性を克服するためには共同化を促進することが大切である。

現在久世町には岡山県大量仕入事業協同組合久世支部という組織があって商品流通の合理化を図っているが、この協同組合の取り扱う製品の数は少ないのである。その為地域の要求する製品が安く入らない場合がある。さらに輸送面におけるハンデがある。又この仕入れ協同組合は県全般的な組織である為、どこへ行っても同一製品は全く同一の価格で販売されており地域の商店に特別に有利となるような条件を満たしてはいないのである。そこでこのような協同組合からさらに進んだ地域独自の共同組織をつくり仕入面、金融面の合理化を図り安価で豊富な商品を店頭に並べるように努めなければならぬ。そうすることが零細性克服の為に最も有効な道ではあるまい。

そのような共同組織の形成は個々の業者の意識のもりあがりのうえに成立つものではあるが、そのための先進的なグループをつくりそのグループを足場として本格的な共同組織を形成していくのも有効な方法である。そのような商店の合理化、近代化を目指すグループ作りを促進させるという面に於いて商工会は重大な役を果さなければならないのである。つまり商工会は共同組織のための先導的な集団をつくりあげ合理化への道を切り開かなければならないのである。それが形成されたならその集団の運営は集団にまかせただ指導助言の立場に立てばよいのである。以上の如く商工会は商店の零細性克服のための中核機関となって働くことが必要である。

又商店街の格差という面も取り上げなければなるまい。例えば町の中心部に位置する商店街は県南にも負けないぐらいの立派な商店街であるが、反面その他の商店街は昔を

がらの立ち遅れた形態をとどめている。このような各商店街の格差を是正していくということが共同化への前提とならなければならない。そのためにも商工会は働きかなければならぬであろう。

b. 地場産業の零細性

県北の地場産業の多くがそうであるように久世町に於いても地場産業（林業が主である）はその零細性を特徴としている。現在久世の地場産業界は資金面の困窮、労働力の不足、さらに労働力の老年化、競争の激化等により経営に困窮している状態である。その上過去においては地元で供給できた原木も昨今では不足がちで、一部では海外より原木を輸入している状態である。このような状態が引き続き経営を困難に陥し入れているのである。このような零細性の原因となっているのは地場業者の固陋な後進的な考え方である。この地場産業の零細性を克服し近代化を志向することが地場産業を発展させるために必要であろう。そのためには、まず地場の業者がその後進的な考えを脱却し共同組織化を促進していかねばならないであろう。この共同化によって近代的な合理的な経営体制を作りあげていくのである。そのような共同組織を通して第1に金融対策、労務対策等の経営面の改善を考えていかねばならないのである。第2に共同化により今まで不十分であった市場開拓をも促進させることができるのである。即ち産業の零細性の為に、資金難の為に製材の多くを、融資をしてくれるというためだけに多額の販売手数料をとられる木材市場に販売する場合が多かったのであるが、このようなことも共同化によればさらに有利な市場を求めることが可能となってくるのである。第3に共同化によって個々では不十分であった技術面の開拓をも図ることができ、労働力の不足化老齢化という傾向をもいくぶんでも防ぐことができるのである。

以上の如く地場産業を発展させるためには各業者が手を握り合い共同組織化を図り経営改善、市場開拓、技術開拓を促進させなければならない。換言すれば地場産業を発展させていくためには経営、市場開拓、技術の総合指導体制の確立が不可欠なのである。このようを零細性を克服し近代化を志向する総合指導体制の確立を企画し実行に移していく過程において商工会は重要な役割を果さなくてはならないのである。つまりこの集団化を促進させるための原動力、指導の中核として商工会は位置するのである。又そうでなくてはならないのである。

4). 久世商工会の問題点

a. 予 算

前章で述べたように地域の先導的な集団作りを促進する中枢として商工会は位置しなければならないのであるが、それをさまたげている種々の要因がある。まず第1に予算が少ないのである。昭和42年度の予算は約3,400万円であるが、これだけでは商工会としても十分な活動は困難である。それにどのように対処していくか、その解決策はということについては会費の増額、町費の増額、共済制度利用の活発化による手数料の增收、県補助の増額というような点が考えられる。しかし会費の増額という点は

昭和42年度に増額したばかりで当面では各業者商店の反対が予想され困難である。町費の増額という点についても貧弱な町予算の中からそれほど多くの増額を期待するのは無理である。又共済制度の利用にもとづく手数料の增收という点についても余り多くの期待をかけることはできない。県補助の増額を期待するのがもっとも有効を近道であろう。しかし南厚北薄の県政策の現況ではそれとてもあまり期待できないような状態である。このように予算面の抜本的な解決策をみい出すことは困難である。

b. 広報活動の不徹底

第2に広報活動の不徹底ということがあげられる。現在商工会の行事は各部落の世話人(1人), 各商店を通して伝達されているが, それでは全家庭にまでなかなか浸透しないという現象をかもし出し, その結果, 商工会の行事が地域から浮き上って空転するということがおきるのである。商工会の行事は地域と密接した関係において実施されることにより始めて実を結ぶものである。従ってこのようないくつかの不徹底な広報活動の仕方では不十分でありより有効な方法が望まれている。近い内に新設される青年部に広報活動をしてもらうというのも有効な一方法である。

c. 地域商店街との一体化

第3は地域商店街との一体化の不徹底ということがあげられる。現在久世商工会と地域の有力商店街の間にはあまり意志の疎通が図られていないようである。つまり商店街側には「久世町は商店街同志の相互競争によって発展してきたものであり商工会は金融面の取り扱い程度の活動しかやってきておらず商工会が格別久世町の益になつたということはない。商工会はなきに同じである」というような考えがあるのである。それは大正以来の商店街の独立独歩の気風によるものであろう。さらに「商工会の幹部は今迄格別何もまとめた仕事をしておらず, 役名を名誉職的なものとしている」というような考えもちらほらみられたのである。このような状態では商工会活動は全く無意味である。一部でもこのような声が聞かれるということは商工会によって決して閑却にできることではない。従って一刻も早くこのような地域商店街の不信感をぬぐい去り地域商店街との結束を固めていかなければならぬ。商店街, 商工会双方の心の一致がなされたならばもっともっと商工会は発展するであろう。そのため商工会は地密な活動を行い商工会を会員個々の機関とするように努めなければならない。このことが商工会活動の根本であり最も重要な点でもある。

5). 結び

今や中国縦断道路は着工されんとしている。このような時点で久世町はいかに発展していくべきかの問題である。久世町は県北の静かな町であった。しかし今ではそうでない。時代の流れに乗って動かんとしている。そこで慎重に計画は運ばれなければならない。隣接町村, 及び上級官庁等と密接な関係を保ちながら慎重かつ大胆に計画を実行していくなければならない。商工会はこのような時代の波にもまれる久世町の商工業界を強い, 近代的な商工業界に育てていく中枢機関となつて久世町の発展に寄与していかねばならない。

参考文献

- 久世町案内
- 久世商工会通常総代記録(昭和42年度)
- 県北部地域広域商業診断報告書(昭和41年6月発行)

調査協力者

石川富夫(久世商工会)

第10章 社会構造

1 家族

(一) 黒尾の家族

1 家族構成

調査地は久世町黒尾上、黒尾中、黒尾下の部落であるが、そのうち農家だけを抽出して、第1表の如く、黒尾上世帯数12、63人、黒尾中世帯数13、56人、黒尾下世帯数15、69人、総世帯数40、188人を調査対象としたものである。黒尾上、黒尾中、黒尾下

第1表 世帯及び家族構成員

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
世帯数	12	13	15	40
世帯員数	63	56	69	188
家族員数	66	67	77	210
非家族員数	0	0	0	0
他出家族数	3	11	8	22

の各々の部落の間には取りたてて
これという相違は認められないた
め、黒尾上、黒尾中、黒尾下を合
わせたものを中心にして検討を進
めていきたい。なお世帯とは住居
生計をともにしている世帯員の集

りをいう。また家族員数とは、他出家族員（未婚で戸籍が独立していないもの）を含めたもので
非家族員数とは同居人、使用人をさす。

まず、一世帯平均世帯員数及び家族員数を示したもののが第2表である。一世帯当たりの平

第2表 一世帯平均世帯員数及び家族員数

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
世帯数	5.25	4.31	4.60	4.70	5.44
家族員	5.50	5.15	5.13	5.25	
他出家族	0.25	0.85	0.53	0.55	

均世帯員数は4.70人となり、
農業を主とした山村是里（地
域研究6輯）の5.44人と比
較するとかなり少くなってしま
るが、しかし第3表の昭和
40年の郡部4.48人よりは

多くなっている。これは黒尾は兼業農家が97%とそのほとんどを占め、その上零細經營であるために機械力よりも人力に頼る農耕が主となるからであり、また町に近接しているので家から町の職場にかようという型をとるためと考えられる。

次に他出家族については、第2表に表らわれて
いるようにかなり比率が高くなっている。こ

第3表
全国市郡別一世帯当たり人員数

	全国	市部	郡部
昭和10	5.03	4.74	5.18
〃15	5.00	4.62	5.25
〃22	4.85	4.25	5.20
〃25	4.97	4.45	5.34
〃30	4.90	4.64	5.29
〃35	4.56		
〃40	4.05	3.86	4.48

（資料 昭和25.3.0.3.5.4.0年国勢調
査報告）

これは零細經營であるために長男は別として2.3男は他の職について家を出る傾向にあることも一因である。けれども進学率の全国的上昇にもれず、他出家族の $\frac{1}{3}$ 以上は大学進学者となっている。以上のような点をより明確にするために、世帯員数別分布がどのようにになっているか第4表で検討していく。昭和40年の全国、市部、郡部はともに4人を頂点にして2人～6人の間に同程度の度数で拡散しているが、これに対して黒尾は5人をピークに4人～6人の間を集中している。また是里においても6人をピークに4人～7人の間に集中している。このように黒尾と是里においてはその分布度は比較的似ていることから、こ

第4表 世帯員数別分布

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里	全国	市	郡	部
1人家族	8.0%	15.4%	0%	7.5%	3.5%	7.9%	9.2%	5.5%	
2人 "	0	7.7	6.7	5.0	5.8	16.5	15.5	11.2	
3人 "	0	7.7	13.3	7.5	9.3	17.7	19.5	15.2	
4人 "	16.7	0	20.0	12.5	16.3	21.8	23.1	20.5	
5人 "	8.3	53.8	33.3	32.5	16.3	15.7	15.2	18.2	
6人 "	58.4	7.7	26.7	30.0	19.7	10.4	9.2	14.1	
7人 "	8.3	7.7	0	5.0	16.3	5.9	4.9	8.8	
8人 "	0	0	0	0	9.3	2.4	1.9	3.8	
9人 "	0	0	0	0	3.5	1.0	0.9	1.6	
10人以上	0	0	0	0	0	0.7	0.6	1.1	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料 昭和40年国勢調査報告)

の間の差はわずかな時間的なずれと思われる。即ち、黒尾においても、世帯主の弟や妹が結婚あるいは就職するまでは一しょに暮しているという型が受けられるが、現調査の段階ではすべて出てしまっていることによる。また全国に比して4人～6人の世帯に集中していることから、一世帯平均が全国より多くなるのは当然のことである。では、この世帯を構成している世帯の続柄関係はどのようにになっているか、第5表に示めされている通

第5表 世帯主100人に対する続柄別世帯員数

	世帯主	同配偶者	直系卑属	同配偶者	直系尊属	その他の家族員	同居人使用人
黒尾上	100.0	83.3	241.6	33.3	58.3	0	0
黒尾中	100.0	76.9	146.2	15.4	84.6	7.7	0
黒尾下	100.0	100.0	167.6	13.3	73.3	0	0
黒尾上中下	100.0	87.5	(227.5)	20.0	72.5	7.7	0
是里	100.0	84.0	267.0	30.0	38.0	17.0	7.0
全国1964年	100.0	79.0	191.0	12.0	19.0	8.0	2.0

(資料 森岡清美編「家族社会学」)
備考 ()進学者を含む 世帯主の出嫁き者1名を含む

り、直系卑属数は全国に比較してやや少くなっている。もっとも進学者を含めた数は全国より多くなることから、これがただちに子供の少いことを意味するのではない。同配偶者においては全国の 1.2 に対し 2.0 とかなり多くなっている。これらの点は直系卑属の多いことを除いて是里と大差はない。だが直系尊属は全国よりはるかに多くなっており、是里に対してもその差は大なるものがある。

これらを世帯構成という点から分析すると、第 6 表のように全国・郡部とも 2 世代家族が最

第 6 表 世代構成一世代総数を 1,000 として

	世帯 総 数	一世代家族	二世代家族	三世代家族	四世代家族	五世代家族
黒尾上	1000.0	83.3	166.7	666.7	0	0
黒尾中	1000.0	153.8	153.8	538.5	76.9	0
黒尾下	1000.0	0	463.7	533.3	0	0
黒尾上中下	1000.0	75.0	325.0	575.0	25.0	0
是里	1000.0	60.0	400.0	470.0	70.0	0
全国	1000.0	189.8	566.6	223.7	19.9	
郡部	1000.0	131.2	513.9	320.7	34.2	

(資料 昭和 40 年国勢調査報告)

多くなっているが、黒尾においては 3 世代家族が高い比率を示めしている。これは第 5 表において直系尊属が非常な高率を示めしていたことから、父母→世帯主夫婦→子供という形態が多いことを意味する。これは後述するが、親との同居問題ともからまってくる。これをもっと詳細に見てみよう。第 7 表は続柄関係の範囲によって家族形態を類別したもの

第 7 表 形態類別世帯分布

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上 中 下	是里	全国
I 単身世帯	8.3%	15.4%	0%	7.5%	3.5%	8.1%
II 夫婦世帯	0	0	0	0	39.5	9.9
III 無配偶子女を含む世帯	16.7	23.1	40.0	27.5		54.5
IV 有配偶子女を含む世帯	33.3	7.7	13.3	17.5		1.0
V 直系尊属を含む世帯	0	0	0	0	57.0	
VI 直系尊卑属を含む世帯	41.7	46.1	46.7	45.0		27.5
VII 傍不親族を含む世帯	0	7.7	0	2.5		
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料 昭和 40 年国勢調査報告)

のである。最も多いのが VII の父母・世帯主夫婦・子供で當む世帯で全体の 45% と半分近

くを占めている。これは上述のことを裏付けるものである。次でⅢの夫婦と子供の世帯が27.5%となっているが、これは是里のⅡ+Ⅲの形態39.5%，全国のⅢ54.5%よりもはるかに少ない。これも農業経営において家族労働が主体となっていることを物語る。

またⅦの形態が少ないとということは、農業従事の跡継ぎ1人を残してそれ以外はすべて他の職について自立していくからであり、また耕地の細分を避けて分家という型態を取らないためでもある。もっとも弟や妹が就職あるいは結婚する以前には、ほとんどがこの形態をとっている。以上のことと第8表をもとに総合してみると一層明確になるであろう。

第8表 家族形態別世帯分布

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里	全国
A 一人家族	8.3%	15.4%	0%	7.5%	3.5%	%
B 夫婦家族	16.7	15.4	40.0	25.0	39.5	
A+B 核家族	25.0	30.8	40.0	32.5	43.0	69.0
C 直系家族	75.0	61.5	60.0	65.0	56.0	25.2
D 傍系家族	0	7.7	0	2.5	1.0	5.8
C+D 拠大家族	75.0	69.2	60.0	67.5	57.0	31.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料 森岡清美編「家族社会学」)

まず核家族(I, II, IIIの形態)は32.5%，ところが拠大家族(IV, V, VI, VIIの形態)は67.5%と2倍以上となっている。是里においてもこれはほとんど同様である。このことから一家に2組の夫婦又は1組の夫婦と父母，さらに孫という直系家族さらにそれを中心とした拠大家族が農山村に多くみられることを示すものである。

□ 家族の機能

I 家長権の移動

家族の役割構造を分析するにあたっては、まず家長権の移動において考察していきたい。現在では家長に代わるものとして、戸主→世帯主があげられると思うので、世帯主の移動を中心にして検討していくことにする。

「あなたが世帯主になったのは何才位でどんな理由によるものですか？」の質問に対し得られた結果が第1表である。世帯主となった年代は20才代が50%とともに多く、ついで30才代が28%を示して、この20才代と30才代で約80%を占めることになり、だいたい30才代になると世帯主になるわけである。しかし、40才代以上にならないと世帯主としての地位を得られない人が少ないといえ11%あることはやはり問題がある。そしてこれは世帯主になった理由と関連した問題である。なお、これに関連してくるのであるが、20才未満で世帯主となった理由を調べるとすべてが父の死

によるものであることがわかる。

ついで全体的に世帯主となった理由をみると、前世帯主の死亡と前世帯主の老令・隠居によるものがほど同じぐらいの比率を示しており、しかも両者でほとんど70%を占め圧倒的に多い。これに前世帯主の病気によるものを加えるとおよそ80%にものぼる高率を占めて、この数字だけからも世帯主になるにはほとんど前世帯主の年令的身体的条件に左右されていることが明らかになる。このことは結婚によるものがきわめて少ないとからもうなづけると思う。結婚と同様に分家によるものもきわめて少ないが、これは農業経営の規模の零細さによることは明らかであり、それも上と中の部落に比べると平均經營耕地面積の広い下の部落に本家があり、そこから中・下へと分家していくのである。なお「その他」というのはひっこしによるもので、ひっこしの時に書類を書き換えたというのであるが、その時の世帯主の年令は30代であって、ひっこしは単なるきっかけにすぎないと思われる。

次に、前世帯主と現在の世帯主との続柄をみてみると長男55%，次男21%の順になるが、次男が世帯主となった理由について調べてみると特別の事情がない限り長男が死亡したからであり、ほとんどの家で長子相続が行なわれているといえる。これからみると黒尾はかなり保守的であるといえるかもしれない。しかし養子をむかえた場合はほとんど結婚と同時に世帯主にしている家も數戸あったが、これは前世帯主が母であった場合とか、父であっても病弱であった場合が多く、純粋に結婚だけの理由によるものはきわめて少ない。

したがって、世帯主となる場合、前世帯主として父の年令的身体的条件によらなければならぬことは今後の大問題であるといえる。

以上は総合的な意味での家長権の移動すなむち世帯主の移動をみたのであるが、これを家計、農業経営権、外に対する家の代表権の3つの面から具体的に検討してみたい。

○ 家 計

「財布をまかされたのは何才頃からで、それはどういう事情によるものですか？また当時の家族員はだれだれでしたか？」という質問に対する結果が第2表の通りである。財布（家計）をまかされる年令は20才代61%，30才代26%の順である。20才代+30才代が87%と全体の大部分を占めている。これを世帯主となった年令と比較してみると、20才代が50%から61%へと増加している。これを世帯主となつても家計をまかされないという意味に解するよりもむしろ父の死亡のために20才未満で名目的な世帯主となつたものが成年に達してはじめて家計の面でもまかされて名実ともに世帯主となつたことを意味するという風に解釈した方がよいであろう。また、世帯主となつても家計の担当は「まだ」というのが1戸あったが、これは例外的であり、この家では42年現在世帯主となつばかりで、依然として家計・農業経営権、代表権と

第2表 家長権の移動

—家計—

年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代 以上	まだ			
黒尾上	9% 1	55% 6	27% 3	9% 1	—% 0			
黒尾中	8 1	42 5	34 4	8 1	8 1			
黒尾下	— 0	80 12	20 3	— 0	— 0			
黒尾	5 2	61 23	26 10	5 2	3 1			
是里	7.5	50	32	7.5	3			
理由	前世帯主の死 亡	前世帯主の老令隠居	前世帯主の病 気	分家	結婚(飼養 子も含む)	その他		
黒尾上	27% 3	18% 2	—% 0	—% 0	9% 1	46% 5		
黒尾中	17 2	33 4	17 2	8 1	17 2	8 1		
黒尾下	— 0	20 3	20 3	20 3	7 1	33 5		
黒尾	13 5	24 9	13 5	10.5 4	10.5 4	29 11		
是里	26.5	28		6.5	12.5	26.5		
当時の 家族 員	父(母)+夫 夫婦	父(母)+夫 婦+子供	夫婦+子 供	夫婦+父 (母)+弟妹	夫婦+父 (母)+弟妹 +子供	夫 婦	父(母)+世 帯主+兄 弟姉妹	その他
黒尾上	9% 1	9% 1	9% 1	27% 3	—% 0	—% 0	27% 3	19% 2
黒尾中	9 1	25 3	— 0	25 3	8 1	8 1	— 0	25 3
黒尾下	20 3	13 2	13 2	— 0	7 1	7 1	20 3	20 3
黒尾	13 5	16 6	8 3	16 6	5 2	5 2	16 6	21 8
是里	17	32	10	8	4	8		22

(注) 父(母)というのは、父母両方の場合とどちらか片方の場合との二つの場合を含むものとする。弟妹についても同じ。

も父の手にゆだねられている。普通の場合は家計担当者となってから世帯主の地位を得ている。このことは前世帯主の死亡によって世帯主となったものが32%あるのに比べて同じ理由によって家計担当者になったものが13%となっていることからも推察できる。このことは後述する農業経営の面でも家の代表権の面でも同じく推察できる。さて、家計をまかされた理由について検討してみると、「その他」の項が29%ともっとも多くついで前世帯主の老令・隠居24%，前世帯主の死亡13%，前世帯主の病気13%という具合にかなり乱立状態である。「その他」の項には、世帯主が勤めに出てその給料が生活費の中で占める比重が大きくなったからというのが数戸あり、次に終戦復員によるものとか、特に下の部落でのことであるが、酪農を始めたのを契機として若い夫婦に家計をまかせたと

いうような理由があげられている。全体に対して復員の占める割合は 8 % であるからして、「その他」の項の中で本人の経済的能力による理由が約 20 % になり、前世帯主の老令・隠居について第二位となる。これとともに前世帯主つまり父の年令的身体的理由は 50 % で、世帯主となった理由においての年令的・身体的理由 77 % と比較してみると 27 % も減少しておることを考えてみると、家計の面では割合に本人の経済能力の如何によっては早く担当できる可能性があるように思われる。これからして（これはあくまで予測であるが）現在の兼業状態からみると、次第に外に勤めに出るものが家計を担当するようになっていくのではなかろうか。しかし結婚によって家計をまかされることとはきわめて少なく、特に両親共に健全である場合はなおさらである。これで、年令的には 20 才代が半数以上を占めていても決して結婚を前提としているのではないことがわかる。したがって、これから次第に民主的になっていくであろうとはいっても前世帯主の死亡か老令・隠居・病気によって家計を担当するというのが大半である現在の実情からしては改善されるべき大問題が残っているといえる。参考までに家計をまかされた当時の家族員について調査した結果をみると、夫婦、夫婦+子供の家族構成がわずかしかないことは、分家がほとんどなされていないことを裏づけ、父(母)+夫婦、父(母)+夫婦+子供、夫婦+父(母)+弟妹、夫婦+父(母)+弟妹+子供、父(母)+世帯主+兄弟姉妹が乱立していることからもわかるように、すべて直系家族で前世帯主の死亡・老令・隠居・病気により大半が家計をまかされるということを表わしているともいえよう。また、「その他」が 21 % も占めているが、これはほとんど、以上あげたものに祖父(母)が加わったものである。

○ 農業経営

次に、「あなたが先代から農業経営をまかされたのは何歳頃からですか？それはどういう事情によるものですか？また、当時の家族員はだれだれでしたか？」という質問から得られた結果が第 3 表に示す通りである。年令的にみると 20 代、30 代が大半を占め本人の結婚や分家による農業経営の移動はきわめて少なく、前世帯主の死亡・老令・隠居・病気による理由が移動のより重要な契機となっている。これは今までみてきた世帯主になったときの理由と家計をまかされたときの理由と全く一致している。また、16 % を占めている「その他」には、若夫婦が畠農を始めたことが契機となったものとか、終戦復員による理由がある。なお、「まだ」というのがあるが、これは家計のときに述べたものと、世帯主の身体的欠陥によって農業経営ができないものとである。ついで、当時の家族員をみても前述した家計の面で考察したのと同じく、農業経営の面でも前世帯主の年令的・身体的な理由によって移動が行なわれることを裏付けている。ただ、奇妙なことに家計の場合と比べて、肉体労働を必要とする農業経営においては父の死亡よりも老令・隠居による理由が多くなるはずであるが、黒尾の場合これが逆になっている。くわしくみると、父の老令・隠居の占める比率は家計の場合も農業経営の場合もあまり変わらないが、死亡の占める比

第3表 家長権の移動

一農業経営一

年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代以上	まだ			
黒尾上	18% 2	36.5% 4	36.5% 4	9% 1	-% 0			
黒尾中	9 1	50 6	25 3	8 1	8 1			
黒尾下	- 0	80 12	13 2	- 0	7 1			
黒 尾	8 3	58 22	24 9	5 2	5 2			
是 里	8	50	32	8	2			
理由	前世帯主の死 亡	前世帯主の老令・隠居	前世帯主の病 気	分 家	結婚(簪養 子も含む)	その他		
黒尾上	45% 5	28% 3	9% 1	-% 0	9% 1	9% 1		
黒尾中	17 2	25 3	17 2	8 1	25 3	8 1		
黒尾下	7 1	26.5 4	20 3	20 3	- 0	26.5 4		
黒 尾	21 8	26 10	16 6	10.5 4	10.5 4	16 6		
是 里	24	28		9	6	33		
当時の家 族員	父(母)+夫 婦	父(母)+夫 婦+子供	夫婦+子 供	夫婦+父 (母)+弟妹	夫婦+父 (母)+弟妹 +子供	夫 婦	父(母)+世 帯主+兄 弟姉妹	その他
黒尾上	9% 1	9% 1	-% 0	37% 4	9% 1	-% 0	18% 2	18% 2
黒尾中	9 1	25 3	- 0	25 3	8 1	8 1	- 0	25 3
黒尾下	14 2	13 2	13 2	- 0	13 2	7 1	13 2	27 4
黒 尾	4							
黒 尾	11 4	16 6	5 2	18 7	11 4	5 2	10 4	24 9
是 里	15	29	12	9	4		20	11

率が8%農業経営の方が多くなっている。これは、世帯主が勤めに出ていていることと、(世帯主が)妻帯以前に父を失って世帯主となった場合に農業経営はまかされても財布は母の手にゆだねられているということなどが関連して、こういう結果がでてきたのではなかろうか。しかしながら家計の移動を示す第2表と農業経営の移動を示す第3表の結果は大体において似ている。また、人々が「農業をまかしてもらうからには当然財布をまかせてもらわないとやれない。」と言っている声からも家計の家長権の移動農業経営のそれとは明らかな相関関係をもっている。

○代表権の移動

ついで、「正式に家の代表として部落の会合などに出席するようになったのは何歳頃からですか? それはどういう事情によるものですか? また、当時の家族員はだれだれでしたか?」

第4表 家長権の移動

一家の代表権一

年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代以上	まだ			
黒尾上	18% 2	36.5% 4	36.5% 4	9% 1	-% 0			
黒尾中	8 1	42 5	34 4	8 1	8 1			
黒尾下	- 0	80 12	13 2	- 0	7 1			
黒尾	8 3	55 21	27 10	5 2	5 2			
是里	6	51	35	5	3			
理由	前世帯主の死	前世帯主の老令・隠居	前世帯主の病氣	分家	結婚(養子も含む)	その他		
黒尾上	55% 6	9% 1	9% 1	-% 0	9% 1	18% 2		
黒尾中	17 2	33 4	17 2	8 1	17 2	8 1		
黒尾下	- 0	33 5	27 4	20 3	- 0	20 3		
黒尾	21 8	26 10	18 7	11 4	8 3	16 6		
是里	17	32		14	3	34		
当時の家族員	父(母)+夫婦	父(母)+夫婦+子供	夫婦+子供	夫婦+父(母)+弟妹	夫婦+父(母)+弟妹+子供	夫婦	父(母)+世帯主+兄弟姉妹	その他
黒尾上	9% 1	18% 2	-% 0	28% 3	9% 1	-% 0	18% 2	18%
黒尾中	9 1	25 3	- 0	25 3	8 1	8 1	- 0	25
黒尾下	7 1	13 2	13 2	- 0	7 1	7 1	26.5 4	26.5
黒尾	8 3	18 7	5 2	16 6	8 3	5 2	16 6	24
是里	12.5	34	9	12.5	7	9		16

という質問から得られた結果が第4表に示す通りである。年令的にみると20代55%，30代27%で、世帯主になった時、家計・農業経営をまかされた時の場合とほとんど同じであり、特に農業経営をまかされた場合と酷似している。理由の面からみてもこれまた同様のことがいえる。前世帯主の死亡・老令・隠居・病氣による移動が大半を占めており、代表における家長権の移動の重要な契機となっている。それは当時の家族員の表からも推察できる。また、「その他」の項の中に次に世帯主となるものとして成年に達するとすぐ家の代表として出している家もみられる反面、世帯主となった現在でもまだ家の代表としては父が参加している家もみられおもしろい対照をなしている。

以上検討してきた結果、家計・農業経営・家の代表権の三部門の移動状態はかなり酷似しており、この三部門が世帯主に移動する場合にほとんど同時に移動していることが明らかになった。また、家計・農業経営・家の代表権の場合に比べて、世帯主となった場合の

方がその理由において前世帯主の死亡・老令・隠居・病気の占める比率が高い。このことからも世帯主は家族の生活を支える家計の管理、農業経営、家を代表するという役割を果すものであることがわかった。この家長権の移動は本人が結婚して両親から独立していくに限らず本人の年令的・身体的条件よりもむしろ父の年令的・身体的条件に左右されている。

農山村である是里と黒尾とをくらべてみると、三部門においてあまりにもよく似ている。しかし、家計・農業経営・家の代表権がまかされた年令が黒尾に比べると是里の方が30代が多い。黒尾は久世町に近く第2種兼業農家の方が第1種兼業農家を上回っているのに対して、是里は第1種兼業で機械力による耕作その他が不可能な土地であることを考えれば、黒尾にはまだまだ考えなければならない問題がたくさんあるように思われる。なお、家長権の移動とはいっても、代表権は世帯主へ、家計・農業経営は世帯主夫婦へ移動するのである。特に家計においては後述するが世帯主へ移動するというより世帯主の妻に移動するのである。

II 家族内の役割分担

(1) 農業労働の分担

家族内の役割分担を考察するにあたって核家族（実質的には夫婦家族）と拡大家族（実質的には直系家族）においては、当然差異が生ずると予想されるため必要に応じて分けて考える。

○核家族における農業労働の分担

第5表 核家族における農業労働の分担

仕事の割り振り	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	50%	40%	10%	-%
是里	58	19	13	10
農業労働を主とする人	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	20%	50%	30%	-%
是里	28	17	45	10
農機具の管理	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	60%	20%	-%	20%
家畜の世話	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	33.3%	33.3%	33.3%	-%
山仕事	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	40%	20%	10%	30%
部落の共同の仕事にでる人	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	70%	20%	10%	-%
是里	65	27	0	8

まず、核家族における農業労働の分担についての調査の結果が第5表である。調査対象10戸全てが兼業農家であり、第一種兼業50%，第二種兼業50%と同比率を示していることと、核家族の中におじいさんの

一人世帯が含まれていることを含みながら検討していく。農業上の管理的役割である仕事の割り振りは世帯主、妻の順になっているが、その差はありません。妻と世帯主はほぼ同じ割合を示していると考えられる。なお、農機具の管理はほとんど世帯主であるが、これはやむを得ないと思われる。

そして、農業労働を主として行なっているのは妻、世帯主+妻の順である。しかし世帯主+妻が30%というのにはかなりの経営耕地面積をもち、しかもかなり高年令の夫婦で息子や娘が勤めに出ていているという共通点がある。したがって、大体において妻が農業労働に従事し、日曜・祭日とか農繁期には世帯主もこれに当るという形が多い。なお、10戸中6戸が家畜（和牛・乳牛）を飼っており、その世話をするのは世帯主、妻、世帯主+妻が同じ比率を示している。この6戸というのは、世帯主と妻とが共に農業労働に従事している家3戸と、世帯主のみが農業労働に従事している1戸とが含まれているのは当然といえよう。山仕事については上記の数字があげられるが、あまりこれに力を注いでいる農家はないというのが実情である。要するに黒尾の場合、農業経営上の管理的役割を妻以上に世帯主が果してその権威を保ち、実際の農業労働は妻にほとんど負担させているといえよう。これに対して、兼業農家がわずか16.1%と少なく、しかも第一種兼業が主である是里では仕事の割り振りは世帯主が圧倒的に多く、農業労働をするのは世帯主+妻あるいは世帯主のみという場合が多い。この相違は兼業化の差異から生ずることは明らかである。次に、道普請とか川掃除、共同林、下刈り等の部落の共同の仕事に出る場合をみると、世帯主が圧倒的に多く、ほとんど是里と同率ぐらいである。妻20%の中には、世帯主が出稼ぎにいって留守な家も含まれている。もちろん共同の仕事は日曜・祭日に行なわれることが多い事実を考慮に入れても兼業で忙しい世帯主がほとんど出席して家の代表たる権威を保とうとしていることが明らかである。

○拡大家族における農業労働の分担

次に、拡大家族の場合は、調査対象28戸のうち1戸のみが専業農家であり、残りの兼業農家のうち59.3%が第二種兼業農家で、40.7%が第一種兼業農家である。これを部落別に分けてみると、第二種兼業農家が上では77.8%を占めて圧倒的に多く、中では44.4%，下では50%を占めている。上の部落に第二種兼業が多いのは平均経営耕地面積が少ないとともに関連しているのであろうが、同じく経営規模の狭い中の部落においては第一種兼業農家が56.6%というのなぜであろうか。これは、上の部落では、ほとんど世帯主が勤めに出ており、その反対に中では世帯主は大体農業労働に従事しているということが言えるからではなかろうか。

これらの点を考慮に入れながら第6表をもとに検討してみたい。まず、仕事の割り振りの項をみると、世帯主、妻、世帯主+妻、父（母）の順になる。第二種兼業の多い上では妻と世帯主が同比率を占め、中・下では世帯主の占める割合が妻よりも大である。

第6表 拡大家族における農業労働の分担

仕事の割り振り	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	33.5%	33.5%	11%	11%	-%	11%
黒尾中	45	11	11	22	-	-
黒尾下	40	20	-	10	-	-
黒尾	39	22	7	14	-	4
是里	62	6	18	2	2	10
農業労働を主とする人	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	11%	34%	-%	22%	11%	11%
黒尾中	22.5	11	11	22.5	-	11
黒尾下	10	40	-	10	-	20
黒尾	14	28	4	18	4	14
是里	12	8	14	14	8	44
農機具の管理	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	56%	11%	33%	-%	-%	-%
黒尾中	89	-	11	-	-	-
黒尾下	60	20	10	-	-	-
黒尾	68	11	18	-	-	-
家畜の世話	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	17%	-%	-%	33%	25%	-%
黒尾中	10	20	20	-	-	20
黒尾下	11	34	-	-	-	22
黒尾	11	22	9	9	6	17
山仕事	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	45%	-%	11%	11%	11%	-%
黒尾中	56	11	-	11	-	-
黒尾下	20	10	-	20	-	10
黒尾	39	7	4	14	4	4
部落の共同の仕事にでる人	世帯主	妻	息子	世帯主+妻	息子夫婦	妻+父母
黒尾上	33.5%	-%	11%	33.5%	11%	-%
黒尾中	56	11	11	-	-	-
黒尾下	60	10	-	10	-	-
黒尾	50	7	7	14	4	-
是里	44	8	38	-	-	10

したがって黒尾の場合、核家族において考察したようなことがいえるが、しかし核家族の場合よりも世帯主の占める割合が減少している。これに対し、是里の場合は、世帯主の地位はあたかも一党のリーダーの如き存在である。そして、実際に農業をするのは是里の場合、世帯主・妻を中心として、世帯主+母+妻、世帯主+妻+息子、母+妻、父母+妻、世帯主+子供+妻など多数の労働力で農業を行なっている。これは機械などを使って耕作することができないからである。これに対し黒尾では、妻、世帯主+妻、世帯主+妻、世帯主、妻+父母、父母という風に乱立状態ではあるが、妻の占める割合が一番重要で中心となって働いている。これを部落別にみると、上・下では妻の占める割合が世帯主のそれよりも大であるのに対して、中ではその逆のことがいえる。これは前述した第一種兼業と第二種兼業の問題にからんでいると思える。なお、農機具の管理については世帯主が圧倒的比率を占めているが、ここではじめて息子の存在が浮かび上がってきてている。また、家畜の世話をするのは主として妻、父母、妻+父母であり、女とか老人の仕事の観を呈している。山仕事をするのは主として世帯主であるといえるが、山仕事をまで手がまわらず放置している例も少なくない。次に家を代表して部落の共同の仕事に出る人について考察すると、圧倒的に世帯主が多く、妻とか息子の存在は小さい。これに対して是里では世帯主について息子が共同の仕事に出ていている。だから黒尾の場合拡大家族においても核家族におけると同様に家の代表たる権威を保とうとしていることは明らかである。

以上のこととを概括すると、黒尾の場合農業経営上の管理的役割を妻以上に果して、その権威を保ち、実際の農業労働は大体妻が中心となってやり、父母がそれを補助するという形になっている。したがって父母の存在はかなり重要である。ところが農業労働において息子とか息子の嫁というものの存在は小さい。これは若い人が勤めに出てることにもよるのであろうが、それでも今後の重要な問題の一つとなろう。

したがって、黒尾においては核家族、拡大家族にかかわらず世帯主としての地位を家族内でまた外に対し保持しようとしていることは上述のことからも明瞭にうかがわれる。

(2) 家事の分担

家事の労働は一般的に当然女性であると考えられる。そこで女性の家庭内での地位すなわち母娘、妻、娘、嫁という地位によって役割もそれぞれ異ってくると考えられる。そのため一応核家族と拡大家族とに分けて考え

父(母)	その他
-%	-%
11	—
30	—
14	—
父(母)	その他
-%	11%
11	11
20	—
11	7
父(母)	その他
-%	-%
—	—
—	10
—	3
父(母)	その他
25%	-%
30	—
22	11
22	4
父(母)	その他
-%	22%
22	—
20	20
14	14
父(母)	その他
-%	11%
11	11
10	10
7	11

てみたい。

○ 核家族における家事分担

第8表 核家族における家庭管理面の分担

部落の集会への参加者	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	80%	20%	—%	—%
是里	63	23	14	
家計の管理	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	20%	70%	10%	—%
是里	37	53	10	
小金の管理	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	10%	90%	—%	—%
是里	15	78	7	
米びつの管理	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
黒尾	10%	90%	—%	—%
是里	17	70	13	

第一に核家族の役割分担について検討してみる。まず家庭管理面の分担について調査した結果が第8表である。部落の集会への参加は世帯主が妻よりも圧倒的に多く、是里の場合よりも一層顕著である。これは部落の集会が夜開かれることとも関連しているであろうが、や

はり家の代表としての世帯主の重要な役割の1つであることを意味するといえよう。家計の管理は妻の仕事となっており、前述したようにこの10戸の中におじさんの一人世帯が含まれているので、小金の管理、米びつの管理は完全に妻の分担となっている。以上の結果から黒尾の場合、妻の地位が完全に確立されているといえよう。これに対し是里の場合は特に世帯主が家計の管理を $\frac{1}{3}$ 以上もしているのが目立っている。これは世帯主が家にいる機会が多いこともその原因であろうが世帯主の権威がここまで及ぶとなると家族内での妻の地位をどのように考えるか大いに問題となってくる。

次に、家事労働の分担について第9表をもとに考えてみよう。家事労働すなわち食料品の買出し、献立の決定、煮たき、食事の準備、後片付け、掃除、風呂たき、洗濯、裁縫などはほとんど妻が一手に引受けている。同様のことが是里でもいえるが、ただは是里の場合「その他」の項に入っている女の子供の占める割合がやや黒尾よりも高い。黒尾の場合、家族構成をみると核家族10戸のうちわずか4戸のみに女の子供がいるのであるが、それでも女の子供は家事労働にあまりにもたずさわっていない。これでは妻の労働過剰になるおそれもある。だから風呂たき、掃除、寝床の敷上げ、食料品の買出しなど子どもがしても結果的にあまり変わらないものは子どもが負担し、洗濯、食事の準備、後片付け、煮たきなど時間的にも子どもの負担になるし、経験を必要とするものは妻が負担するように家事労働を合理的に役割分担した方がよいと思う。なお、寝床の敷き上げは「その他」で各自が行なうのがもっと多く、大工仕事については全て世帯主となっていることも当然の結果といえよう。

第9表 核家族における家事労働の分担

食料品の買出し	妻	妻+女の子供	その他	風呂たき	妻	妻+女の子供	その他
黒 尾	90%	-%	10%	黒 尾	60%	10%	30%
献立の決定	妻	妻+女の子供	その他	是 里	51	9	40
黒 尾	90%	-%	10%	洗 瀬	妻	妻+女の子供	その他
煮たきする者	妻	妻+女の子供	その他	是 里	63	20	17
黒 尾	90%	-%	10%	裁 縫	妻	妻+女の子供	その他
是 里	70	10	20	黒 尾	90%	-%	10%
食事の準備・後片付け	妻	妻+女の子供	その他	寝床の敷き上げ	妻	妻+女の子供	その他
黒 尾	80%	10%	10%	黒 尾	40%	-%	60%
是 里	72	21	7	大工仕事	世帯主	妻	その他
掃 除	妻	妻+女の子供	その他	黒 尾	100%	-%	-%
黒 尾	90%	-%	10%				
是 里	64	13	23				

○ 拡大家族における家の分担

第2回拡大家族における家の役割分担について考察する。まず、家庭管理面についての調査の結果が第2表である。黒尾の場合、部落内の集会への参加は圧倒的に世帯主の役割であり、ついで息子・父という順序で男性の役割となっており、妻・息子の妻の存在はきわめて小さい。息子は18%とその割合は決して多くはないが、第2位を示していることは将来世帯主となるにはまず外部との交わりから出発していることがわかる。是里の場合も同様の傾向を示しているが、黒尾の場合よりも一層顕著に現われている。これは、第一種兼業を主とする是里と第二種兼業の方が多い黒尾との相違であろうか？部落内での集会への参加の結果は以上みた通りであるが、しかし家計の管理においては妻が約半分を占め、ついで息子の妻がそれに続く、このことは小金の管理、米びつの管理についても同様である。息子の妻の占める比率は家計の管理14%，小金の管理21%，米びつの管理14%というように数字的にはあまり大きくないが、是里の場合と異なって黒尾において息子の妻がいる家は拡大家族の家全体に対してわずか29%を占めていることを考えると、29%中14%とか29%中21%というのはかなり息子の妻の存在は大きいとはいえないであろうか。なお、この黒尾の統計の中に世帯主と子どもと姪という家族構成の一戸が含まれていることを考え合わせると家庭内部の管理的な面に関しては、世帯主はほとんど関与していない。これに対して是里では、家計の管理の面において世帯主が49%も占めている。従って、拡大家族においては核家族におけるより以上に世帯主の権威が強く家族内部

に及んでいる。参考までに黒尾の場合「その他」の中には、妻+息子の妻、父+世帯主、世帯主+息子、息子夫婦などがあげられている。要するに黒尾の場合、家の代表としての外部との交わりは主として世帯主が行ない、家庭内部の管理的な面は妻もしくは息子の妻がこれに当っていて、一見合理的な役割分担にみえる。しかし、拡大家族の場合、世帯主、妻、息子、息子の妻または世帯主、妻、父、母というような複雑な人間関係が役割分担にからんでくるので、各人の能力に適した合理的な役割分担が必要となってくることを考える時、黒尾では比較的合理的とはいながらもまだまだ改善されるべき問題がある。例え

第10表 拡大家族における家庭管理の分担

部落集会への参加者	世帯主	妻	息子	息子の妻	母	父	その他
黒尾上	56% 5	-%	44% 4	-%	-%	-%	-%
黒尾中	72	-	11 1	-	-	16	-
黒尾下	80 8	10 1	-	-	-	10 1	-
黒尾	70	3	18	-	-	9	-
是里	55	6	33	-	-	2	-
<hr/>							
家計の管理		世帯主	妻	息子	息子の妻	母	父
黒尾上	-%	56% 5	-%	33% 3	-%	-%	11% 1
黒尾中	22 2	45 4	-	11 1	-	11 1	11 1
黒尾下	20 2	60 6	-	-	10 1	-	10 1
黒尾	14	54	-	14	3.5	35	11
是里	49	25	12	6	-	8	-
<hr/>							
小金の管理		世帯主	妻	息子	息子の妻	母	父
黒尾上	-%	56% 5	-%	44% 4	-%	-%	-%
黒尾中	11 1	45 4	-	22 2	-	-	22 2
黒尾下	10 1	70 7	-	-	10 1	-	10 1
黒尾	7	57	-	21	4	-	11
是里	16	49	5	14	-	16	-
<hr/>							
米びつの管理		世帯主	妻	息子	息子の妻	母	父
黒尾上	-%	56% 5	-%	22% 2	11% 1	-%	11% 1
黒尾中	22 2	34 3	-	22 2	11 1	11 1	-
黒尾下	-	80 8	-	-	10 1	-	10 1
黒尾	7	57	-	14	11	4	7
是里	15	33	2	15	-	15	-

ば第10表全体を通じて母・父の役割が比較的軽いことからの問題が生じてくる可能性は多分にあるといえよう。

次に家事労働の分担について第11表をもとに考察してみる。拡大家族の場合当然のことながら妻・息子の妻・母・子供など多様な労働力をもっているがその中でも妻と息子の妻がその中心をなしている。具体的にみると食料品の買出し、献立の決定、煮たき、食事の

第11表 拡大家族における家事労働の分担

食料品の買出し	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	44.5% 4	44.5% 4	-%	-%	-%	11% 1	-%	-%
黒尾中	34 3	22 2	11 1	-	-	-	11 1	22 2
黒尾下	80 8	10 1	-	10 1	-	-	-	-
黒尾	54	25	35	35	-	3.5	3.5	7
献立の決定	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	44.5% 4	44.5% 4	11% 1	-%	-%	-%	-%	-%
黒尾中	45 4	22 2	-	-	-	11 1	-	22 2
黒尾下	80 8	10 1	-	10 1	-	-	-	-
黒尾	57	25	35	4	-	3.5	-	7
煮たきをする者	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	33% 3	45% 4	-%	11% 1	-%	11%	-%	-%
黒尾中	56 5	22 2	-	-	-	-	11 1	11 1
黒尾下	70 7	-	-	10 1	10 1	10 1	-	-
黒尾	53	21	-	7	4	7	4	4
是里	35	20	-	*	33	*	12	
食事の準備	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	33.5% 3	33.5% 3	-%	-%	11% 1	11% 1	-%	11% 1
黒尾中	45 4	11 1	-	-	11 1	11 1	11 1	11 1
黒尾下	60 6	-	-	-	10 1	20 2	10 1	-
黒尾	47	14	-	-	11	14	7	7
食事の後片付け	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	34% 3	22% 2	-%	11% 1	22% 2	-%	11% 1	-%
黒尾中	34 3	11 1	-	11 1	11 1	11 1	11 1	11 1
黒尾下	70 7	-	-	10 1	10 1	10 1	-	-
黒尾	46	11	-	11	14	7	7	4
食事の準備・後片付け								
是里	28	26	0	*	33	*	13	
庭掃除	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	45% 4	11% -%	-%	11% 1	11% 1	-%	11% 1	11% 1
黒尾中	33.5 3	-	-	33.5 3	11 1	-	11 1	11 1
黒尾下	20 2	-	-	50 5	10 1	-	10 1	10 1
黒尾	32	3	-	32	11	-	11	11
*								

部屋の掃除	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	45% 4	11% 1	-%	-%	11% 1	-%	11% 1	22% 2
黒尾中	34 3	-	11 1	22 2	11 1	-	22 2	-
黒尾下	50 5	-	-	50 3	10 1	-	10 1	-
黒尾	43	35	35	18	11	-	14	7
是里(掃除)	245	245	14	※	14	※	24	-
風呂たき	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	45% 4	11% 1	-%	33% 3	-%	-%	-%	11% 1
黒尾中	445 4	-	11 1	445 4	-	-	-	-
黒尾下	20 2	-	-	20 2	-	-	10 1	50 5
黒尾	36	35	35	32	-	-	35	215
是里	24	14	12	※	22	※	28	-
洗濯	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	45% 4	22% 2	-%	-%	-%	-%	11% 1	22% 2
黒尾中	23 2	-	-	11 1	11 1	11 1	22 2	22 2
黒尾下	40 4	-	-	-	20 2	-	30 3	10 1
黒尾	36	7	-	35	11	3.5	21	18
是里	31	28	-	※	33	-	8	-
裁縫	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	67% 6	33% 3	-%	-%	-%	-%	-%	-%
黒尾中	11 1	-	-	22 2	11 1	11 1	34 3	11 1
黒尾下	40 4	-	-	20 2	10 1	-	20 2	10 1
黒尾	39	11	-	14	7	4	18	7
寝床の敷き上げ	妻	息子の妻	子供	母	妻+息子の妻	妻+女の子供	妻+母	その他
黒尾上	22% 2	11% 1	-%	-%	11% 1	-%	-%	56% 5
黒尾中	11 1	-	-	-	11 1	-	11 1	67 6
黒尾下	10 1	-	-	-	20 2	-	20 2	50 5
黒尾	14	4	-	-	14	-	11	57
大工仕事	世帯主	息子	父	世帯主+息子	妻	その他		
黒尾上	50% 4	-%	-%	38% 3	-%	12% 1		
黒尾中	43 3	285 2	-	-	-	285 2		
黒尾下	63 5	-	12 1	-	-	25 2		
黒尾	52	9	4	13	-	22		

準備・後片付けの食生活の面と洗濯は妻が中心となり、息子の妻がこれを補助しているという形になり、また、掃除・風呂たき・裁縫は妻が中心となり、母がこれを補助している

という形になっている。いずれにしても妻が中心的存在である。先に述べたように家事労働の役割分担でのぞましいのは、煮たき・洗濯・食事の準備・後片付け・裁縫などを妻が中心となり、息子の妻がこれを補助し、掃除・風呂たきなどの比較的簡単な作業を子どもや母が分担するという形である。黒尾の場合かなりこれに近づいてはきているが、しかしまだ妻の仕事が多過ぎるし、子どもの役割が少なすぎる傾向がある。是里の場合、妻がその中心をなして、息子の妻がそれを補助するという形は黒尾と同様であるが、しかし是里では、妻+息子の妻の形が多く、あらゆる面において息子の妻が次第に妻の役割に喰い込んできている。ここで、黒尾の場合、息子の妻を含む拡大家族は拡大家族全体に対してわずか29%であることを念頭において、妻と息子の妻が家事においてどういう役割分担をしているかを検討してみる。妻と息子の妻が同居している家においては、食生活の面における家事労働はほとんど息子の妻の側の分担である。そして食生活以外の家事労働すなわち掃除・洗濯・裁縫などを妻が分担している。これは一見各自が自己的能力に応じた役割を果しているかのように見えるが、実は息子の妻はほとんど久世町のタマヤとかグンゼの工場に勤めに出ていたり、家で内職をしていたりすることもあって、朝夕の食事に関する以外は姑である妻に頼らざるを得ないのである。次に、母を含む拡大家族は拡大家族全体に対して54%を占めているので、母と妻が家事労働においてどういう役割分担をしているかをみると嫁と姑の問題を考える際にかなり重要である。母と妻が同居している家においては、食生活の面における家事労働は圧倒的に妻の分担であり、掃除や風呂たきは主として母の分担であるが、庭掃除と部屋の掃除とを比較すると、大体において庭掃除を母がしている間に、妻は部屋掃除をするという具合に分担されている。また、洗濯・裁縫についてはかなり妻+母の形が多い。こうしてみると、母もかなり妻の仕事に喰い込んでおり、かなり能率的に家事が進められている。なお、寝床の敷き上げは「その他」で各自が行なうのがもっとも多く、洗濯においても各自といふのがかなりあるし、風呂たきにおいては父といふのが第三位であった。大工仕事は世帯主が中心で息子がそれを補助しているという結果になっているが、“大工仕事はしない”という家庭も大分多かったのが目立っている。拡大家族の場合、どうしても家事労働と家計の面についての不満から従来の嫁と姑の不和も生じてくる。そして、父と息子がそれぞれの配偶者にからんできて、ささいな事から家庭の問題が発生てくる場合が多い。したがって、各個人の能力に応じた家の分担を考えることが大事になってくる。

(3) 外部交渉的役割

是里の場合、世帯主は納税手続き、役場への登録、盆暮の挨拶、冠婚葬祭のすべての面で50%を超えている。つまり、家族の権威的役割をするのは世帯主であることをはっきり裏付けている。納税の手続き、役場への登録においては世帯主についてかなりの比率を占めている息子が、逆に盆暮の挨拶、冠婚葬祭においては対象的に少ない。なお、盆暮の

第12表 外部交渉的役割の分担

納税手続き		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		64%	9%	18%	-%	-%	-%	9%
黒尾中	50	17	8	-	-	-	25	-
黒尾下	73	7	-	-	-	-	13	7
黒尾	63	11	8	-	-	-	13	5
是里	56	15	16	1	-	-	12	-
役場への登録		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		82%	-%	18%	-%	-%	-%	-%
黒尾中	50	26	8	-	-	-	16	-
黒尾下	73	7	-	-	-	-	13	7
黒尾	68	10.5	8	-	-	-	10.5	3
是里	57	9	22	0	-	-	12	-
盆暮の挨拶		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		27%	37%	-%	-%	-%	18%	18%
黒尾中	41	17	-	-	-	-	17	25
黒尾下	40	13	-	-	-	-	20	27
黒尾	37	21	-	-	-	-	18	24
是里	52	20	2	0	-	-	26	-
喜びごと・くやみ		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		18%	9%	-%	-%	64%	-%	9%
黒尾中	41	17	-	-	-	17	17	8
黒尾下	33	20	-	-	-	-	27	20
黒尾	32	16	-	-	-	23	16	13
是里	51	7	5.6	1.4	-	-	35	-
墓そり		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		9%	55%	-%	-%	9%	18%	9%
黒尾中	17	25	-	-	-	8	50	-
黒尾下	13	33	-	-	-	-	47	7
黒尾	13	37	-	-	-	5	40	5
寺まいり		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他
黒尾上		73%	-%	-%	-%	-%	-%	27%
黒尾中	41.5	17	-	-	-	-	41.5	-
黒尾下	40	7	-	-	-	-	40	13
黒尾	50	8	-	-	-	-	29	13

挨拶、冠婚葬祭で「その他」の項が多いのは男手と女手の2人出る必要があるからである。さて、黒尾の場合、世帯主の占める割合は墓掃除以外の項目においてはすべて第一位を示し

ており、是里同様に家族における権威的役割をはっきりと裏付けている。しかし、是里の場合と異なっているのは全般的に息子の役割が少ないと、わずかに納税手続き、役場の登録において8%を占めるのみである。息子の妻は、是里同様にきわめて少ないというよりも皆無である。したがって、外部交渉的役割は世帯主・妻・祖父母というように年配者の役割となっていることがわかる。この外部交渉的役割において今まで農業労働とか家事労働の面であまり重要な役割を果していなかった老人の存在がかなり重要なものとしてはっきり浮び上がってくる。つまり納税手続き、役場への登録、寺まいりにおいては第二位、盆暮の挨拶、喜びごと・くやみにおいては第三位であり、暮そうじにおいては第一位である。しかし、これに反して、農業労働・家事労働において重要な役割を果していた妻の占める比率が大体祖父母よりちょっと少ないぐらいになっていることは注目に値する。したがって、外部交渉的役割は世帯主が中心となって、妻と祖父母がその補助的役割を果していることがわかる。こうしてみるとかなり合理的にそれぞれの能力に合った役割を果しているようであるが、ここで問題になるのは息子と息子の妻の果す役割が皆無に等しいことである。しかし、“こういう役割は若い人より老人の仕事だから”と割り切っている考え方方が圧倒的であったことからも一般的にこういう傾向があることはいなめないことである。いずれにしても儀礼的宗教的面はとにかく、納税手続きや役場への登録に関しては、祖父母が出ていくよりも息子が出ていくべきであろうと考えられるが、しかし勤めに出ている者にとっては時間的制約もあることだし、一概には言い切れない面があるのは確かである。参考までに、盆暮の挨拶・喜びごと・くやみの項で「その他」が多いのは「手の空いている人」に行つてもらう「関係の深い人に行ってもらう」とか“あらためて盆暮の挨拶はしていない”という家がかなりあったからである。このことからも役割が同一の人で固定しているわけではなく宗教的な面でも盆暮の挨拶・吉凶などの時にはその時に応じて世帯主・妻・祖父母のうちのだれか、あるいは男手と女手の2人必要なときは共同で行なっている。というようにかなり融通のきくものである。

(4) 育児・教育に関する役割分担

最近、青少年の不良化の問題とか、自立性の欠けた現代青年達についていろいろといわれているが、つまるところは家庭教育のあり方に帰着せしめられている。それほど家庭における子どもの教育は重要な役割であると言える。幼稚園児から高校生までの子どもに成年の家族員がどのようにその役割を果しているかをいくつかの項目について調査した結果が第13表である。ここで注意すべきは、中・高校生が多いということである。つまり学年が下がる毎に人数が減っているという一般的の傾向が黒尾の場合もみられるのである。全体的にみて、世帯主と妻が共同で働く機械が多く、子どもと両親との接触が多い是里において、母が子どもの教育についてすべて50%以上を占めているが、兼業化されている黒尾においても同様のことが言える。母が子どもの教育についてはもっと重要な役割を果

第13表 子どもとその家族の関係

誰がほめるか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	11% 11	45% 4	-% 0	11% 1	-% 0	11% 1	11% 1	11% 1
黒尾中	11 1	56 5	- 0	- 0	- 0	22 2	- 0	11 1
黒尾下	20 2	40 4	- 0	10 1	- 0	- 0	20 2	10 1
黒尾	14 4	46 13	57 0	7 2	- 0	11 3	11 3	11 3
是里	17	51		15	38		75	
誰がしつけをするか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-% 0	78% 7	-% 0	-% 0	-% 0	11% 1	-% 0	11% 1
黒尾中	11 1	45 4	- 0	11 1	- 0	22 2	- 0	11 1
黒尾下	10 1	60 6	- 0	- 0	- 0	-	20 2	10 1
黒尾	7 2	61 17	- 0	3 1	0	11 3	7 2	11 3
是里	313	47.0	62	7.8	4.6		3.1	
困った時の相談相手	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	22% 2	45% 4	-% 0	11% 1	-% 0	11% 1	-% 0	11% 1
黒尾中	33 3	56 5	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	11 1
黒尾下	10 1	90 9	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0
黒尾	21 6	64 18	- 0	4 1	- 0	4 1	- 0	7 2
是里	82	69	49	9.7	3.3		4.9	
学校での出来事の話し相手	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-% 0	45% 4	-% 0	11% 1	-% 0	22% 2	11% 1	11% 1
黒尾中	22 2	78 7	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0
黒尾下	10 1	50 5	- 0	10 1	- 0	- 0	- 0	30 3
黒尾	11 3	57 16	- 0	7 2	- 0	7 2	4 1	14 4
是里	112	63.6	28	85	56		83	
誰がPTAに出席するか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-% 0	100% 9	-% 0	-% 0	-% 0	-% 0	-% 0	-% 0
黒尾中	33 3	56 5	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	11 1
黒尾下	20 2	70 7	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	10 1
黒尾	18 5	75 21	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	7 2
是里	46	92.3	-	3.1	-	-	-	-
誰が学習指導をするか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	11% 1	22% 2	-% 0	11% 1	-% 0	-% 0	-% 0	56% 5
黒尾中	22 2	11 1	- 0	- 0	11 1	- 0	- 0	56 5
黒尾下	10 1	50 5	- 0	- 0	- 0	10 1	- 0	30 3
黒尾	14 4	28 8	- 0	4 1	4 1	4 1	- 0	46 13

誰が小遣いを与えるか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-%0	78%7	-%0	11%1	-%0	11%1	-%0	-%0
黒尾中	11 1	67 6	- 0	11 1	- 0	11 1	- 0	- 0
黒尾下	- 0	100 10	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0
黒尾	3 1	83 23	- 0	7 2	- 0	7 2	- 0	- 0
是里	18	625	1.4	11.1	28		42	
誰が身のまわりの世話をするか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-%0	67%6	-%0	22%2	-%0	-%0	-%0	11%1
黒尾中	- 0	78 7	- 0	11 1	- 0	- 0	- 0	11 1
黒尾下	- 0	80 8	- 0	- 0	- 0	- 0	10 1	10 1
黒尾	- 0	75 21	- 0	11 3	- 0	- 0	3 1	11 3
是里	-	84	-	5	11	-	-	-
誰と風呂に入るか	父	母	祖父	祖母	兄姉	父+母	母+祖母	その他
黒尾上	-%0	-%0	-%0	33%3	11%1	-%0	-%0	56%5
黒尾中	11 1	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	89 8
黒尾下	- 0	30 3	10 1	10 1	- 0	- 0	- 0	50 5
黒尾	36 1	11 3	36 1	14 4	36 1	- 0	- 0	64 18
是里	255		24	155		55		
誰と一緒に寝るか	父	母	祖父母	兄姉	その他			
黒尾上	22%2	11%1	335%3	335%3				
黒尾中	11 1	- 0	22 2	67 6				
黒尾下	50 5	- 0	20 2	30 3				
黒尾	29 8	3 1	25 7	43 12				
是里	56	24	155	55				

しているのである。くわしくみると、特に小遣いを与えたり、身のまわりの世話をしたり、PTAに出席するのは圧倒的に母の仕事であり、次に困った時の相談相手・学校での出来事の話し相手になったり、子どもをほめてやったり・叱ったり・しつけをするのもほとんど母親の仕事になっている。母親について父親は、困った時の相談相手・学校での出来事の話し相手になったり学習指導をしたり、ほめたり、勤めに出ている母親に代わってPTAに出席したりして、かなり子どもに近づこうとしているが、しかし、やはり子どもにとつては父親よりも母親の方が絶対的な存在なのである。祖父母については一緒に風呂に入る場合がもっと多くて17.6%で、その役割が小さなものである。祖父に比べると祖母の方が身のまわりの世話をしたりして子どもにとっては身近な存在であるように見受けられる。なお、一緒に風呂に入るとか寝るの項で「その他」つまり「1人で」というのが約半分を占めているのは調査対象中に中高校生が多いことからも当然であろう。

以上のように、子どもの教育は母親が一手に引き受けている感じが強く、それにつづく父・祖父母の役割が比較的小さいし、特に兄姉は一諸に寝る頃以外ではほとんど関与していない。一般的に言って、子どもとの接触の機会の多い母が圧倒的な役割を果すのはやむを得ないとしても、なるべく広範囲に渡って父+母の型が多くなることが望ましいのである。しかし現実に母の教育上果している役割は重要であるからして、当然母の家庭内での地位が問題になってくる。

(北口千代子)

ハ 家族をめぐる諸問題

1 相続問題

ここでは主として現在の世帯主が自分の子に相続させる場合について考察していく。まず、長男単独相続に対する意見について調査結果をまとめると第1表に示す通りとなる。是里の賛成・反対半々の結果とくらべると、黒尾においてはその比率から賛成が反

第1表 長男単独相続に対する意見

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里	
イ 家を伝える昔からの伝統	18%	9%	33%	22%		賛成
ロ 零細化する	0	0	13	5		
ハ その他	9	18	7	11		
小 計	27	27	53	38	45%	
イ 家の事情、長男に限らぬ	36	0	0	11		反対
ロ 他の子にも分けてやる	9	9	0	5		
ハ その他	0	0	0	0	43	
小 計	45	9	0	16	43	
そ の 他	27	64	47	46	12	

対の2倍を占めている。しかしここで注目しなくてはならないのは、その他として表われている46%の数字である。その他の解答で最も多いのは「農業に従事するものに相続させる」47%である。次に、「1人立ちできぬ者」12%、「跡に残る子に主として相続させる」12%，その他30%と続いている。このことから今日では長男が跡を継ぐという今までの伝統がくづれつつあることがうかがえる。親としては長男に相続させたいと思っていながらも長男が他の職を望めばあきらめざるをえないという現状のようである。だが、他の子でも良いから家は伝えて欲しいという願いがこの結果として出てきていると思われる。賛成の解答のうち、イ「家を伝える、昔からの伝統」が22%を占め最も多い。このことは、黒尾に限ったことではなく農村一般に見られる現象であると思う。しかし解答者の年令を見るとその62%が50才～60才代となっている。これに対して、その他即ち「農業に従事する者に」とする解答者の年令を見ると20才代を含め、40才代までが71%，50才～60才代29%となっている。このことか

現在は長男に限らず農業を伝えるものに相続させるという方向にかわりつつあると思われる。反対と答えた者も「その他」の解答者に考え方が近く、家の事情で長男に限らず誰か継いでも良いと考えている。しかし、口「他の子にも分けてやる」という解答者が少いことから、そのほとんどが財産相続は一人に限っているということがわかる。これは、ここ黒尾が97%が兼業農家で零細経営であるため、これ以上の細分は望んでいないからである。現状から考えての解答はおよそ第1表に表われた通りであるが、しかし親の気持としては、なお長男に継がせたいという希望が過半数を占めている。このことを確実に物語るのが第2表である。

第2表 誰れに跡を継いでもらいたいか

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
長男	27%	64%	73%	57%
次男	36.5	0	0	11
三男	0	0	0	0
長女	0	18	0	5
次女	0	0	0	0
末子	0	0	0	0
その他	36.5	18	27	27

黒尾中、黒尾下とも長男に継いでもらいたいとの希望がほとんどを占めている。黒尾上においては、これとちがって次男を希望するものが36.5%と最も多くなっている。これは「次男が特殊児であるから家に残しておきたい」という理由は除くとしても「すでに長男が他の職についているから、次男に継がせる」としているためである。長男に継がせるのは何故かその理由を上げると、「昔からの伝統、習慣であるから」67%、「頼りになるから」14%、「男の子に継がせたいから」9%，その他10%となっている。しかし、ここでも30才代で長男にと答えたものはわずか5%である。これに対して、その他「跡に残って農業を継ぐもの」33%，「自然の成りゆきにまかせる」22%と答えた者は30才代者が50%とずっとその数を増している。このことからも、今後、長男単独相続の型がますます薄れていくと思われる。

次に第2表と重複することになるが、財産の分配に対する意見をまとめると第3表のようになる。黒尾上において、口「農業に従事するものに分ける」との解答者が多いのは前述のように長男が他の職にすでに就職しているからである。ここで、イ「一人に相続させる」、口「農業従事者に」を合せたものは64%となり、財産が細分化するのを望んでいないことが明らかとなる。イ「一人に相続させる」との解答もその73%が長男にと答えていることから長男

第3表 誰れに財産を相続させるか

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
イ 一人に相続させる	9%	46%	60%	40%
ロ 農業従事者に	46	18	13	24
ハ 男女みんなに	9	27	13	17
ニ わからぬ	0	9	13	9
ニ その他	36	0	0	11

単独相続を望む声は強いと思われる。そして相続者以外の次男、三男は教育をつけて財産のかわりとするとか、他の職に就職させて自立させるという型をとり、女子の場合は嫁入りの支度ですませるという型をとっている。

第1表は、現状からの解答であり、第2表・第3表はあくまでも希望である。このためには第1表と第2表・第3表との間には相違が見られるのは当然のことである。親としては、長男に継がせたいという気持が強いのであるが、子どもが農業を嫌って他の職を望むとか、上から順に学校を卒業して就職独立していく傾向が強く、このため長男に限らず農業に継ぐ者に相続させるということに落着くようである。

親の扶養については、上述の事項との関連もあって、1「長男（長女）が見る」というのが38%を占め最も多い。しかし、是里の48.5%に比較するとずっと減少している。また是里においては、「家をつぐものに」24.5%になっている。ところが黒尾において35%とかなり増加している。このことにおいても長男単独相続が農業従事者相続に移行してきていることがわかる。長男が親を見る理由としては、「長男が財産を相続するから」36%、「今までの習慣だから」29%、「農業を協業でやっていくから」14%、「嫁に行った娘にはかかれないと」14%，その他7%となっている。また、口「長男が他の子供より一番多く見る」の理由としても、「長男が財産を相続するから」67%と上げられている。以上のことから親の扶養の問題は伝統習慣よりも財産相続との関連が強いと言える。ト「その他」として、「農業を継がなくて良いから、親の近くに就職した者を見て欲しい」という理由を上げているのは、若い人が農業を離れていく傾向にあることを裏書きしていると思われる。

次に、親の同居について見ていく。1「同居すべきである」とするのは是里に比較するとやや少いが、それでも過半数を占めている。同居の理由としては、「農業をやっていく上に好都合であるから」36%、「経済的理由」19%、「人間関係がうすれるから」18%、「家庭円満のため」9%，その他18%となっている。これを年令的に見てみると、50才～60才代が65%とそのほとんどを占めていることから、同居希望者は、年配者に多いことがわかる。だが農業経営の関係上、20才代の人でも同居を望んでいる人がいるということは注目できる。口「同居すべきでない」との解答者はすべて30才代～40才代であり、その上30才代者が67%を占めている。やはり別居希望者は若い人に多い。ニの「事情による」というのは、「息子の職によって同居・別居がきまる」50%、「若い間は別居し、年老いてから同居する」25%，「若い人の希望にまかす」2%，その他13%となっている。全体を通じて言えることは、ほとんどの人が同居を望んでいるし、現に黒尾上・中・下とも半数以上が同居している。これは、農業経営が零細であるため機械化が進まず、ある程度の人数を必要とするという事情がかなり影響していると思われる。

第4表 親の扶養

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イ 長男(長女)が見るる	9%	46%	53%	38%	48.5%
ロ 長男が他の子供より一番多く見る	18	0	7	8	7.0
ハ 全部の息子が平等に見る	0	0	7	3	5.5
ニ 夫々能力に応じて全部の息子が見る	0	9	7	5	7.0
ホ 全部の息子と未婚の娘が見る	0	0	0	0	
ヘ 全部の息子と全部の娘で見る	0	18	0	5	1.5
ト その他	73	27	26	41	家をつくるもの 24.5 その他 6.0

第5表 同居について

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イ 同居すべきである	46%	73%	60%	59%	70%
ロ 同居すべきでない	0	0	30	8	21.5
ハ どちらでも良い	9	9	7	8	
ニ 事情による	36	18	13	22	8.5
ホ その他	9	0	0	3	

「夫がなくなった場合、妻が財産の分け前をもらうことについてどう思うか」という質問に対する解答の結果として得たのが第6表である。イ「賛成」が73%と是里に比べ15

第6表 妻の遺産相続

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イ 賛成	73%	73%	79%	73%	58%
ロ 反対	9	9	14	11	30
ハ 事情による	28	18	7	16	わからぬ 12

%も多くなっていることは妻としての立場がしだいに認められてきていることがうかがえる。賛成の理由として、「子供の養育のため」35%，「老後と生活のため」32

%、「夫婦共同の産財だから妻が受け取るのは当然」19%，その他4%となっている。そして賛成の解答者は20才代～60才代と幅広くわたっているが、しかし50才～60才代の解答者は妻が実家に帰らないことを条件につけていることは注目できる。あくまで家を守る義務を課したその上で相続を認めているのである。ロの「反対者」は60才代が60%を占め、かつ20才代～30才代は全然いない。反対の理由としては、「家のために長男に分ける」と答えている。全く封建的で、個人よりも家を重じる考え方強い。

しかし年代的分布を考えれば、今後この考え方はしだいに影をひそめていくと思われる。ハ「事情による」との解答の理由は「妻が子に扶養してもらう場合は子に相続させる」80%、「老後が安定している時は分配しなくても良い」20%となっている。

以上述べた相続問題とも関連の深い新家族制度に対する意見について次第に述べていく。

第7表 新家族制度に対する意見

イの「反対」の理由として、「財産均分は困る」60%，その他「個人主義が強くなりすぎ社会性が薄弱になる」とか

「人間関係がうすれ

る」とかを上げている。また反対者は40才～60才代者で占められている。また、ハ「どちらにも長短がある」でも「長男が跡を継ぐべきである」とか、逆に「旧家族制度は長男をしばりつけていた」とか、「財産均分には反対」だとか、いろいろ理由が上げられているが、しかし新家族制度に対する批判の方が強い。イ・ハとともに考えるならばその批判は財産均分と、跡継ぎ問題が主である。だが財産均分を望んでいる人が全くないというのでは決してなく、ロ「賛成」の理由として、「個人が尊重されている」35%、「時代に合っている」29%、「財産均分ができるから」24%，その他12%と財産均分を望む声もある。しかし、これは30才代、40才代の若い世代のみに限られている。その上30才代者の中には、まだ財産相続をしていないという人がいることから、いざ自分が財産を受けついでしまうと、零細化の防止という関係上考え方が変わるかもしれないということが充分うかがえる。

2 子どもの教育と結婚

第一に子どもの結婚の問題について見ていく。第1表において子どもの結婚相手を決め

第1表 子どもの結婚の相手を決めるのは

		黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
イ 長 男	親の意見を主とする 親子話し合いで 本人の自由	0 % 62.5 37.5	0 % 75 25	25 % 25 50	11 % 50 39
ロ 次・三男	親の意見を主とする 親子話し合いで 本人の自由	0 60 40	0 75 25	25 12.5 62.5	12 41 47
ハ 女 子	親の意見を主とする 親子話し合いで 本人の自由	0 71 29	12.5 75 12.5	33 33 33	14 62 24

る場合、親の意見を主とする、親子話し合いで、本人の自由、の3通りに分けて意見をまとめた。長男の場合は次男よりも親の意見を入れたいという気持が強いように思われた。これは長男が跡継ぎであり、親の扶養とかそれに関連した同居の問題もあって、親の気に入らないものとはうまくやっていけないという理由が上げられるためである。これに対して次・三男の場合は家を出ていくこともあるって、だいぶ本人の自由を尊重している。しかし女子の場合は親が見なければ心配であるとして、親の意見を入れることを望んでいる。各々の場合については以上のようなことが上げられると思うが、全体を通じてはどの場合もほとんど親の意見4、本人の意見を6の割合で親子話し合いで決めるという型をとっているようである。現在では親の一方的押しつけというのはほとんど見られず、また本人の自由というのも長男39%，次・三男47%，女子24%とかなり多い。このように見ていくと結婚相手を決める場合においては民主的傾向がかなり強いように思われる。はたしてその通りであるかどうか次に結婚相手の条件を調べて見よう。

第2表 結婚相手の条件

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
1 親の職業	0%	0%	3%	1%
2 学歴	6	0	5	4
3 財産	0	0	0	0
4 家柄	6	9	5	7
5 血統	12	21	5	12
6 人柄	20	15	22	19
7 容姿	0	3	0	1
8 健康	29	31	30	30
9 愛情	18	9	17	14
10 家政の能力	3	6	8	6
11 本人の職業	6	6	5	6
12 その他	0	0	0	0

第2表からわかるようにさすがに家柄を上げるものはかなり少い。しかし血統を上げる者は多く、血統と家柄を合わせると19%と、健康30%人柄19%に並んで上位を占めることになる。この点から考えるとかならずしも民主的な考え方のみが強いとは言えない。だが、財産を上げたものが無いこと。健康、愛情、人柄等が多く上げられている

ということは、家よりも個人に重きを置く、現代的考え方農村も変ってきてていることがうかがえる。もっとも健康がとりわけ多く上げられているのは、農業をやっていく上にはどうしても身体が丈夫でなければならないという事情も考えられないわけではない。また親の職業が上げられているのは、「家が農家で農業をやっていない」とうてい農業を継ぐことは望めない」としているためである。

教育問題については、学歴を見ていくことにする。「子供の学歴をどの程度望んでいるか」という質問に対して意見をまとめた。まず中学校卒業程度と望んでいる者は一人はない。ただ第2表に中学卒の%が出ているのは、すでに卒業してしまっているからであり、今さら望むというものではない。希望としては、すべて高等学校卒以上となっている。そして大学卒希望は、ロの「長女」を除いて他は50%前後とかなり多い。まず、長男の場

第3表 子どもの学歴

		黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
イ 長 男	中学校卒業	14%	0%	0%	3%
	高等学校卒業	43	44	46	45
	大学卒業	43	56	54	52
ロ 長 女	中学校卒業	14	0	0	4
	高等学校卒業	57	50	67	58
	大学卒業	29	50	33	38
ハ 二・三男	中学校卒業	25	0	0	7
	高等学校卒業	25	33	43	36
	大学卒業	50	67	57	57
ニ そ の 他	中学校卒業	0	0	0	0
	高等学校卒業	50	75	50	58
	大学卒業	50	25	50	42

合は高等学校卒を望む理由として、「普通の学力につけるため」46%、「経済的理由」23%、「子供の能力」16%、「就職のため」8%、その他15%となっている。また長男は跡を継ぐものが多く、そのため農業經營にはさほど高い教養は必要ないという理由を上げて、高等学校卒で良いとしているのは注目できる。次に大学卒を望む理由としては、「就

職のため」47%、「教養を身につけるため」20%、「今後の社会は教育が大切である」14%、その他19%となっている。就職のためという理由が多いことは兼業農家であることから充分うかがえるが、また一方、長男が他出していく傾向にあることも示めしていると思われる。これに対して2.3男の場合は高等学校卒希望の理由は長男の場合とさほど異ってはないが、大学卒希望の理由としては、「就職のため」というのが63%とずっと多くなっている。また大学卒希望も長男の場合よりわずかではあるが多い。これは、2.3男は自立していくものが多く、財産のかわりとして教育を身につけさせ、より良い就職をして生活の安定をはからせようという親の希望が強いためといってまちがいない。長女を含め、女子の場合は結婚の条件としてとか、家庭をもつためには教育が必要であるとして大学を望む声も強い。その反面、嫁に行くのだから高等まで良いとやや教育を軽視する向きも見られる。

以上のように全般に教育は教養のためというよりも就職とか嫁入り道具等の実利的なものに結びついているのが現状のようである。

3 嫁と主婦の家庭内での地位

農村においては、一般に主婦や嫁の家庭内での地位が低いといわれるが、黒尾においてはどのようにになっているであろうか。

第1表の結婚後の入籍の時期を見ると54%が同時入籍となっている。この結果からだけ見ていくならばかなり封建的であると思われる。しかしこれを年令的に見てみると30代

第1表 結婚後の入籍

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
イ 結婚と同時	55%	46%	60%	54%
ロ 子供が生れそうになつて	27	27	20	24
ハ その他の	18	27	20	22

においてはその78%
20代においては100%
が同時入籍となって
いる。のことからし
だいて嫁と主婦の地位
は高まつてきていると
思われる。

第2表 姉と嫁との意見対立

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イ よくある	0%	12.5%	0%	3%	16.5%
ロ たまにある	60	37.5	50	50	35.5
ハ ほとんどない	40	50	50	47	48.0

次に第2表・第3表に
おいて姑と嫁との意見
対立、夫との意見対立
について見ていく。
姑と嫁との意見対立に
おいて、ハの「ほとん
どない」という%は是
里とほとんど変わらない。

しかし、イ「よくある」
は是里16.5%に対し
て、黒尾は3%とかな

第3表 夫との意見の対立

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イ よくある	9%	0%	13%	8%	25.0%
ロ たまにある	64	70	53.5	61	41.5
ハ ほとんどない	27	30	33.5	31	33.5

り差がでてきている。このように黒尾にイの解答が少いのは、姑か嫁のどちらかが働きに
出ているという家が全体の33%とかなり多く、従って、姑と嫁が常時顔を合わせている
ということが少いことや、またそのために家事とか農作業において協力を必要とするため
に意見対立が少くなるのではないかと思われる。ロの「たまにある」の解答の解決方法を
見てみると、「嫁が一方的におれる」19%、「姑がおれる」13%とこの間には余り差
がない。そして「話し合う」というのは50%と多くなっている。このことから現在では
嫁が一方的に押しつけられるということは少く、ある程度発言力を持っていることがうか
がえる。

夫との意見対立は第2表よりは、イ「よくある」の解答が多くなっているが、是里に比較
するとやはり少い。ロ「たまにある」の場合の解決法は姑との意見対立の場合と同じく
「話し合う」というのが最も多く、また「妻が一方的におれる」という解答は少い。その
上この解答者の年令は40才～60才代者で占められている。

以上のことから、嫁や主婦の発言力はかなり増してきているように思われる。この点をも
っと明らかに示すのが第4表である。

第4表は、「田畠の売買等の重大な問題について意見をのべるかどうか」と質問したもの
である。イ「する」というのは是里の90%に対し黒尾は92%とその差は小さいながら

第4表 重大問題における
主婦と嫁の発言

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イする	100%	90%	14%	92%	90%
ロしない	0	10	86	8	10

才代者にロの解答者があることは、まだ嫁に自由な言動を許さないという風調も残っていることがうかがえる。しかしこれは全体から言えばほとんど数に入らないほどわずかなものである。そして、イの解答が92%とほとんどを占めていることから前述の結果をより確実なものとするであろう。

次に嫁、あるいは主婦の実家に行く自由

第5表 自家に行く自由

	黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下	是里
イある	100%	87.5%	100%	97%	67%
ロない	0	12.5	0	3	あまりない21.5 全然ない 11.5

の解答は是里の67%に対して黒尾は97%と非常に多くなっている。このことから嫁や主婦が自分の自由にふるまえるようになってきていることがわかる。ただ、ここ黒尾においては、婦人に勤めている人が多くこのために自由にふるまえるという事情も関係あると思われる。ロ「ない」との解答者は「勤めているための暇がない」「自家が遠くてなかなか出かけられない」という理由を上げているがわずかである。以上の結果からだけ判断すれば大多数の人が自由に思う時に実家に出かけていると思われる。しかし、「勤務のため」とか「田畠耕作のため」とかいった理由で行こうと思えば自由に行けるのであるが、余り出かけないというのが現状らしい。このことは兼業農業であるために、農業労働がほとんど主婦にかかってきていることからも充分考えられる。

4 婦人と娯楽

一般に農家の主婦には娯楽が少ないと良く言われるが、黒尾においてはどのようにになっているであろうか。

まず、表に示されているように1日の自由時間は1～3時間が最も多く、86%となっている。また自由時間がないという解答者はわずかに1人であり、これも調査時期が夏であったため、夏だけ特別な仕事をしているためで、冬になれば暇ができるとのことであった。一般に考えられているように全然暇がないというようなことはないらしい。

次にラジオ・テレビを見たり、聞いたりする時間についてであるが、ラジオを聞いていると答えた人はわずかに1人であり、あとはすべてテレビを見ている。そして、その時間は

増加している。ロ「しない」との解答者は「財産を渡してしまったから」とする60才代者と、「財産をまだ受けついでないから」とする20才代者である。60才代者は除くとしても20

		黒尾上	黒尾中	黒尾下	黒尾上中下
1日の自由時間	なし	0%	10%	0%	3%
	1~2時間	45	20	47	39
	2~3時間	45	50	47	47
	3~4時間	0	10	0	3
	それ以上	10	10	6	8
ラジオ・テレビを見る時間	なし	9	0	0	3
	1~2時間	64	90	60	69
	2~3時間	18	10	40	25
	3~4時間	9	0	0	3
	それ以上	0	0	0	0
旅 行	行かない	45	20	27	31
	年 1~2回	45	70	67	63
	2~3回	0	0	6	3
	3~4回	0	10	0	3
	それ以上	10	0	0	0
読 書	読 む	—	—	—	81
	読まない	—	—	—	19
その他の楽しみ	あ る	—	—	—	56
	な い	—	—	—	44

1~2時間が69%で最も多い。次に2~3時間が25%となっている。この2つを合わせると94%となり、自由時間のほとんどがテレビを見るのについやされていることがうかがえる。

旅行については、出かけない人も多く31%となっている。そして「何故出かけないのか」という質問に対して「子どもが小さくて手がはなせない」とか「仕事におわれて」という主婦としての理由が上げられている。しかし旅行に出かけるという人は全体の69%と、行かない者の2倍以上となっているわけで、このことから婦人の娯楽として旅行が高い位置を占めていることがわかる。だがほとんどの旅行は年に1~2回でその日数も1~3日といった小旅行であり、かつ酪農組合、婦人会、愛育委員、会社、部落旅行といった団体旅行である。これに対して家族旅行をするとの解答者はわずかに1人で個人的な旅行というものは皆無に近い。「小説や雑誌を読んでいるか」という質問に対して読むとの解答者は81%と多い。読んでいるものは、「家の光」という農業関係の雑誌が最も多く48%であり、その次に新聞が34%，婦人雑誌14%，その他4%となっている。パーセントから見ればかなり読まれているよう見えるが、しかし「家の光」は農家という特殊事情であること。新聞はほとんどの人がちらっとみる程度であると答えていることから考え合わせるならば主婦が小説と

か雑誌に接することは非常に少いといふことがいえる。「その他に楽しみがあるか」という質問に対して、「ある」と答えたものは56%、「ない」と答えたものは44%とだいたい半数に分けられる。「ある」との解答者のおもな楽しみは編物・洋裁・和裁・刺しゅう。その他にお花と上げられている。これらは楽しみと言っても直接実生活と結びついた実用的なものが多く、純粹に自分の娯楽となっているものはさすがに少い。

今まで上げてきたように、婦人の娯楽としてはラジオ・テレビ・旅行が主なものである。黒尾においては、ほとんどの婦人が進んで娯楽を求めるということは余りないように思われる。しかし、今後なお兼業化が進む気配が感じられるという点を考えれば、農業労働が増々婦人の肩に重くのしかかってゆき、婦人が娯楽を求める時間もこのためにせばめられてくると思われる。また、この反面婦人が他に職を求める傾向が出ていることから新しい職場においてレクレーションをもつという方向に婦人の娯楽が変っていくこともありうる。(風早 弘美)

(二) 余野の家族

ア 調査地の概況

調査地、余野は久世の市街地から北東へ、バス道で約9kmの地点にある。南北を山で狭まれ、その縫うようにして流れる日木川の流域にわずかながらの耕地を有して展開している。この地域の最大の交通機関であるバスは久世の町まで1日わずかに二往復しか通らず、通勤や通学は主にオートバイや自転車によってなされている。このような状態であるから、通勤・通学者を除いた他のものは、日常よそへ出かけることがあまりなく、この地域内での主産業である農・林・酪農業に携わっているようである。

実際の調査に当たって対象となったのはこの地区の中ほどにある大津神社を境として余野上からは佃上、余野下からは江森上、江森下を選び出し、それぞれ10戸、9戸、11戸、計30戸に関して聞き取り調査を行なった。

この地区は昭和40年の農業センサスに従うと、佃上、江森上、下の全世帯数34戸のうち31戸までが農業を営んでいる。さらに31戸のうち第1表のように22戸までが兼業農

第1表 兼業種別農家数

家で占められている。

部 落	総 戸 数	雇 れ 兼 業					自 営 兼 業
		賃 労 者	事 務 員	出稼ぎ	人 日	夫 扱	
農業を主とす る兼業農家	江森上	4	1	2	0	1	0
	江森下	6	0	0	0	6	0
	佃 上	5	1	2	0	2	0
兼業を主とす る兼業農家	江森上	2	0	1	0	0	1
	江森下	2	0	1	0	0	1
	佃 上	3	0	0	2	1	0
	計	22	2	6	2	10	2

(資料) 農業センサス

しばらく兼業農業についてみていくと、佃上では農家数13戸のうち5戸が専業農家であるのに対して江森上、下では8戸、10戸のうちともに2戸のみが専業となっている。農林

省の統計表によると昭和40年の全国の兼業農家の全体に対する率が80.4%であることから、余野の三地区の71%はやゝ低いようである。

兼業の内容は人夫・日雇が兼業総戸数の半数近くまで達し、次いで事務職員の6戸、他は2戸ずつとなっている。兼業農家全体をみると、その70%弱まで農業を主とする第一種兼業農家でこれも全国平均の46.8%に比べればかなり高い率を示しているといえよう。

次に農家の土地所有規模及び山林所有規模をみてみよう。土地所有規模は三地区とも総体的に狭隘である。三地区のその状況をまとめた第2表によると、最高は1町～1.5町の第V

層でわずかに3戸、他の28戸はすべて一町以下となっていて、その上5反以下のI II層が31戸のうち14戸まで占めている。山林所有規模に関するところはその所有が土地所有規模と歩調を同じくして

第2表 土地所有規模別山林所有規模

土地所有 山林所有	I	II	III	IV	V	計
	3反以下	3反～5反	5反～7.5反	7.5反～1町	1町～1.5町	
5反以下	1	2	0	0	0	3
5反～1町	3	2	0	0	0	5
1町～2.5町	2	2	2	0	0	6
2.5町～5町	0	1	4	5	1	11
5町～10町	0	0	0	2	1	3
10町～15町	0	1	1	0	1	3
計	6	8	7	7	3	31

(資料) 先出書

増加した規模であるという点に特色がある。凸地所有規模のIV層、V層は山林所有規模でも2.5町以上15町までとなっており、この地区的上部層を形成しているといえよう。逆に土地所有が5反以下のI II層ではそのほとんどが山林所有でも2.5町以下をなしている。これはIII層以上に比べればかなり低い数字で、このことが人夫日雇とか恒常的事務職員等の兼業に生計の道を求めるこことを余儀ないものにしているようである。また、土地所有規模でもう少しみると、零細農業の多いと言われる日本の農業でも、土地所有1町以上は全体の30.7%の戸数を占めているのに対して、この地区的3戸、9.7%のみが1町以上のV層という状況はこの地区的農業が、中農、或いは小農的を通り越して貧農に近い状態にあることを示している。

狭小な土地は又農家にとって兼業以外の最大の現金収入源である農産物の販売額をわずかなものにしている。

山からの収入である林産物の販売も、その中心となっているものは木材の伐採であるが、3戸を除く他の28戸が年間収入10万円未満とあまり林産物からの現金収入に期待できない状態にある。従って自然、農産物の販売による収入に重きが置かれるのである。しかし、これとて一部の農家以外は非常に少ない販売額になっている。一第3表一特にI II III層は年間販売金額10万円以下のところが大半であり、その生活はかなり自給自足的なものになっ

第3表 階層別及び農産物販売額別戸数

ていると思われる。

販売額が20万～50

土地所有 販 売 額	I	II	III	IV	V	計
	3 反 以 下	3 反～ 5 反	5 反～ 7.5 反	7.5 反 ～1町	1町～ 1.5 町	
販売なし	4	2	0	0	0	6
3万円未満	0	3	0	0	0	3
3～10万円	2	0	4	0	0	6
10～20万円	0	1	2	4	0	7
20～30万円	0	1	1	3	1	6
30～50万円	0	1	0	0	1	2
50～100万円	0	0	0	0	0	0
100万円以上	0	0	0	0	1	1

(資料) 前出書

万円の層でも、ここから農業経費その他を差引いて考えると、実質の所得はわずかなものになるであろう。

さて、このような小經營農業の打解策として数年前から酪農振興の方策がとら

れている。又、従来からの役牛の飼育も行なわれている。その状況について少し検討してみよう。三地区全31戸の乳牛総数が37頭、役牛総数が7頭と、全体としては決して多いとは言えない頭数であるが、これを階層別に区分してみると5反以下のI II層は一戸平均0.4頭、III層は1.4頭、IV V層で3.0頭となる。この数字は乳牛と役牛を加えたものであるにもかかわらず、ことでもIII層以下は農家経済の大勢にはさして影響しないような頭数である。わずかにIV層以上の層において農家の家計を補うものとなっている。

最後に第4表を通じて農家の労働力構成を階層別にみておこう。「年雇」・「手伝い」はどの階層においても極めて少なく家族外からの

第4表 階層別労働力構成(年間ににおける一戸平均)

階層	年雇 (実人数)	臨時雇 (のべ)	手間替	手伝い	計 (一戸平均)
3反以下	0.0人	1.8人	2.0人	0.0人	3.8人
3反～5反	0.1	5.6	2.4	0.0	9.4
5反～7.5反	0.0	21.0	4.0	0.4	25.4
7.5反～1町	0.0	16.4	3.1	0.3	19.9
1町～1.5町	0.0	21.7	16.7	1.7	40.0
計	0.0	12.4	4.2	0.3	19.7

にくほど強く

(資料) 前出書

なっている。3反以下の最下層では臨時雇と手間替をあわせて3.8人であるに過ぎないが、最上層では40.0人となっている。上層でのこうした多人数は決して家族員の労働力の不要を意味しているものではない。手間替本来の性格からいっても、また臨時に人を雇った場合でも家族員はそれらの人々と一緒にになって働くようである。さらに家族の外部から労力を求めるのは農業経営の最も多忙な農繁期に限られるというところに問題がある。農業経営がわりと暇になる農閑期では全く労働が必要でない訳ではなく、そこで労働はすべて家族員

によって負担されているのである。

ところで農家が小農であるということの一般的規定、即ち、「家族労働のみを原則とした経営へ自己の経営のみでの家族の生活」¹⁾に従えば今までみてきたこの地区は労働力の点でも経済面でも十分この条件を満足させるものであり、全農家が小農もしくは自己の経営のみで生活できず兼業を営んでいる貧農の階層に属するものであるといえよう。

余野三地区は小規模な零細農業経営を基盤として家族生活が維持されていることは以上の如くであるが、そのことは又、この地区的家族の構成、仕事の役割分担、及び家族のイデオロギーと密接な関係をもっているのである。

※「農業問題」（岩波全書、大内力著）による。

イ 家族構成

昭和30年代から日本の家族は著しい核家族化の現象を呈してきている。昭和35年から40年にかけての世帯数の増加率は人口の増加率の3倍余という割合を示しており、これは言うまでもなく、その大部分を核家族によって占められているのである。核家族化という家族形態における変化は家族内部において家族員の地位・役割の特色を従来の親子を中心とした縦の家族員関係から、夫婦中心の横の関係へと移行せしめ、近代的家族への転換へ歩を進めている。

とはいっても、核家族の増加現象は地域的にかなりの程度の差があり、一般的には都市と農村でその開きが大である。また家族の形態は生活上の諸条件によってそのとり方が決定される場合もあるのである。

ここではまず、先にみた余野地区の特徴を念頭に置いて、この地区的家族構成はいかにあるかみていくことにしよう。

第1表 世帯及び家族構成員

	江森上	江森下	佃上	計
世帯数	9	11	10	30
世帯員	41	46	46	133
家族員	51	54	55	160
非家族員	0	0	0	0
他出家族員	10	8	9	27

第1表は調査対象となった江森上、江森下、佃上三地区の世帯とそれに対する世帯員・家族員の関係を表わしたものである。

ここで、世帯員・家族員に関する解釈の仕方は多々あり、その煩雑さを避けるために、家族員とは同居家族員に

血縁者を加えたもの。他出家族員とは実際に別居の形態をとっている者の内の未婚の子女や、将来その家族に復帰する予定のある既婚の者とのことで、家族意識が相互に強く働いているものとしてこの範疇に入れた。この表によると、三地区いずれにおいても非家族員、即ち使用人とか同居人のような血縁的つながりのないものは一人もみられず、従って世帯員は同居家族員と等しくなっている。

第2表は第1表をもとに一世帯当たりの平均員数を求めたものである。世帯員数では佃

上の 4.60 人が最も多く、家族員数では江森上の 5.67 人がトップとなっている。

この数を第 3 表の全国一世帯当たりの員数と比較すると、三地区平均が 4.45 人であるのに対して、全国の郡部平均は 4.48 人とやゝ余野の方が少数である。

とはいへ全国平均の 4.08 人よりは多く丁度全国と郡部の中間的存在にあるといえよう。しかし、一般に郡部と言っても大都市近郊の郡部もあれば、文化的社会から融絶された、いわゆる僻地を含むような郡部もあるのであり、両者の間では職業、生活様式等大きな隔たりがみられる。

そこで類似職業を中心にもう少し立ち入った考察をしてみよう。先にみた如くこの地区的農業就業戸数は全戸数の 90% 以上を占めており、またその多くは林業も副業として営んでいることから明らかに農林業を主体とした地域である。このことから、農林業を主体とした世帯の昭和 40 年の全国平均（国勢調査報告）と比較してみよう。全国平均農村就業者世帯の一世帯当たりの員数は 4.87 人、農林非農林就業者混合世帯では 5.54 人といづれも多い員数を示している。従って、やはり余野三地区は全国的にみるとかなり多い世帯員ではあるが、農林業世帯としてはやゝ少ないことがわかる。

次に、家族の員数別分布をみてみよう。第 3 表によれば全国平均の 1 人世帯及び 8 人以上

第 4 表 人員別世帯比率

世帯員数	江森上	江森下	佃 上	全国（昭和 40 年）
1 人	0.0	0.0	0.0	7.9
2	11.1	18.2	20.0	14.3
3	22.2	18.2	10.0	18.3
4	22.2	27.2	10.0	22.5
5	11.1	9.1	20.0	16.3
6	22.2	18.2	30.0	10.6
7	11.1	9.1	10.0	6.0
8 人以上	0.0	0.0	0.0	4.1
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0

（全国平均は「わが国の人口」総理府統計局による）

の世帯の合計が 12% を占めているのに比べ三地区ではともに 2 人～7 人の間に世帯分布が固まってみられる。各地区別にみると、全国平均で 1 ～ 4 人の世帯が全体の 52.3 % の割合であるのに対し、江森上の 55.5%，江森下の 63.7% は小家族世帯もかなり多いことを意味している。

たゞ佃上での 1 ～ 4 人世帯が 40.0% は他の二地区とは異なっている。

さて以上、家族の構成を量的に考察していった訳であるが、続いてこれを家族における親

第 2 表 一世帯平均世帯人数及び家族員数

	江森上	江森下	佃 上	計
世 帯 員	4.56	4.18	4.60	4.43
家 族 員	5.67	4.91	5.50	5.33
他出家族員	1.11	0.73	0.90	0.90

第 3 表 市部、郡部別及び全国一般世帯一世帯当たり員数

	全 国	市 部	郡 部
昭和 15 年	5.00	4.62	5.25
昭和 25 年	4.97	4.45	5.34
昭和 35 年	4.56	4.36	4.95
昭和 40 年	4.08	3.86	4.48

（資料） 国勢調査

族構成がいかにあるか、即ち質的考察をしていくことにする。まず世帯主を中心とした統柄別世帯人員の第5表に

第5表 統柄別世帯人員

従っていこう。全国平均は昭和39年の国勢

	江森上	江森下	佃上	全国(昭和39年)
世 帯 主	1.00	1.00	1.00	1.00
世帯主の配偶者	0.89	0.91	0.90	0.79
直 系 卑 属	1.44	1.36	1.70	1.91
直系卑属の配偶者	0.22	0.18	0.00	0.12
直 系 卑 属	1.00	0.45	0.80	0.19
その他の家族員	0.00	0.27	0.20	0.08
使用人・同居人等	0.00	0.00	0.00	0.02

(全国平均は、小山隆、松井隆重製表による)
うなずれを計算に入れ

ても全国平均との相違点を明確化できると思われる。つまり、直系卑属では全国平均よりやゝ下回った値を示し、子供の少数化傾向があることを意味している。それとは反対に直系尊属では江森上を筆頭にかなり高いアペレージとなっており、直系家族的世帯の多いことをほのめかしている。その他の家族員としての傍系家族員は全国的に零に近いまでの少数化の途上にあるが、余野地区ではその割合はまちまちである。江森上、佃上の多人数的アペレージは世帯主の弟妹が幼ない為、学校を卒業して他出するまでの同居であろう。また姉であると嫁に行くまでということが考えられる。

いま、子供の他出という問題について第6表をもとにその状況を調べてみよう。第6表は

第6表 中卒以上・未婚子女の同居及び他出状況

中卒以上の未婚子女のいるB地帯について同居及び他出状況を百分率で表わしたものである。他出子女は進学・就職によるものがほとんどで全体としては53.9%を占めている。就職による他出者は結婚後も帰省の予定者はほとんどなく、進学者（ここではすべて大学進学者）も卒業後の恒久的帰省見込みは全くうかがわれない。

同居者では34.6%とその大半高校生によって占められ、同居することによって両親と一緒に農業を営むとか、家から職場へ通うといったその他の層は11.5%と非常に少ない。その上、その他の中にはいづれ嫁として他出していく女子も含まれているのである。高校生の場合についてみても、その多くは卒業後、岡山や京阪神方面へ就職・進学し、卒業後この他に残留するものはわずかであることが予想される。結局以上のことから、本当の意味でこの地に残るという者はごく少数の割合であることがわかるであろう。

次いで第7表は家族を夫婦家族、直系家族、複合家族の三分類方法に基づいて分類別世帯比率を表わしたものである。各地区を通じての特徴は未婚の子供とその両親からなる夫婦家

他出	進学	23.1 30.8	53.9
同居	高校 その他	34.6 11.5	47.1
計		100.0	100.0

第7表 家族分類別世帯比率

	江森上	江森下	佃 上	全国(昭和39年)
夫婦家族	22.2	45.5	20.0	69.0
直系家族	77.8	45.5	60.0	25.2
複合家族	—	9.0	20.0	5.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(全国平均は第5表に同じ)

しているということである。

ところで第7表では家族形態の三分類によって直系家族の大多数という結果を得たが、この方法による分類では片親のいない欠損家族でも息子が既婚していれば直系家族として処理するという無理があった。そこで直系家族の実態をもう少し詳しく把握する為に、第

第8表 直系家族における欠損状況

	江森上	江森下	佃 上
父母+世帯主夫婦	42.8	20.0	
父+世帯主夫婦	—	20.0	
母+世帯主夫婦	14.3	—	83.3
世帯主及び息子夫婦	28.6	40.0	
祖父または祖母と世帯主夫婦	14.3	—	16.7
その他の	—	20.0	—
計	100.0	100.0	100.0

%もあるという状態で、直系家族として表示された全世帯が実は不完全な直系家族であったことがわかる。

しかし、このことは第7表のように全国の値よりはるかに直系家族的であるという事実を否定するものではなく、多くの場合夫婦の一方の死亡によって本来、完全な直系家族的形態をとるべきであるものが、偶発的に不完全なものになったと思われる。

さて、以上家族の形態面からその実態がいかにあるかみてきたのであるが、家族の現実態が固定的にそのままの形態で継続されるということはあり得ない。家族形態は動態として成り立っているのであり、従って静態的な今までの考察では不十分といえよう。そういう点に重きを置いて次に世帯主の平均年令を検討してみよう。

家族を核家族と拡大家族の二つに分類し、それぞれの世帯主平均年令を表わした第9表では、江森上と佃上で核家族の世帯主平均年令よりも拡大家族の方が若年令となっており、最近多くの直系家族的世帯で世帯主の交代があったことが予想される。ところが江森下では拡大家族の方が核家族の高令世帯主以上に高年令で、息子の結婚後も親が世帯主の地位

族が低率を示し、直系家族的形態に割合が集まっている。複合家族についても江森下、佃上では全国よりも高率になっている。江森上をはじめとする直系家族の高率は伝統的な縦のつながりの根強い維持があることを想起させる。換言すれば直系尊卑属及び有配偶子女を含む世帯が相当の比重を持って存在していることである。

8表によってその模様を分析していく。第8表から二世代に渡る夫嫁のどちらか一方でも夫婦形態が解体されている不完全な直系家族の割合をみると江森上で28.6%，江森下で40.0%と比較的高率であり、さらに佃上では世帯主と母親という形が83.3%

に長くとどまっていることがうかがわれる。

いま、この点についてさらに詳細な検討をしてみよう。第10表は家族の形態別に世帯主の平均年令を求めたものである。戸数の少ない関係上平均

第10表 家族形態別世帯主平均年令

	江森上	江森下	佃上
II夫婦世帯	—	70.0	59.0
III無配偶子女を含む世帯	49.5	44.3	41.0
IV有配偶子女を含む世帯	51.0	67.5	—
V直系尊属を含む世帯	51.0	—	25.0
VI直系尊卑属を含む世帯	46.0	36.0	42.8
VII傍系親族を含む世帯	—	39.0	40.0
平均年令	47.9	59.6	41.9

第9表 家族分類別世帯主
平均年令

	江森上	江森下	佃上
核家族	49.5人	54.6人	50.0人
拡大家族	47.4	63.7	39.9
計	47.9	59.6	41.9

年令のデータとして扱い難い点もあったが、とにかくこれに従ってみていく。第9表で核家族が高年令であったが、実際の内容として老人夫婦二人だけの世帯が高い年令で固まっており、IIの形態である無配偶子女を含む世帯は余野地区としては若干層に入るほどの年令であることがわかるであろう。夫婦だけの世帯は今後もこのまゝの形態を続けていくであろうが、IIIの形態は世帯主が高令になれば直系家族になるかもしれないという可能性を持っている。VIIの形態では直系家族において長男が結婚後間もなく世帯主となつた為に次三男が一時的に同居しているケースで、従ってその年令も江森下、佃上の如く、40才前後である。全体の平均年令として江森下が最も高い年令を示しているのは、やはりII、IVの形態での年令の世帯主の多数存在することが大きく影響している為であろう。VIの形態が三地区を通じて割と低年令であるのは最近世帯主の交代があったことを示している。

□ 家族の役割分担

家族内での日常生活は家族の構成員個々の意識的、無意識的役割分担によって営まれている。即ち、家族の機能としての性的、生殖的、経済的、教育的、そして精神衛生的機能はすべて家族構成員の役割分担によってなされているのである。役割を分担しあった家族構成員は相互に役割への期待を持つとともに、一方では役割の遂行も行なっている。役割への期待と遂行の関係は家族構成員に満足や不満をもたらし、不満の方は家族構成員間に精神的緊張状態を呼び起こす原因となる。このことは家族構成員のパーソナリティーがどうあるべきかという期待と行動の関係においても同じことが言えよう。そして期待と遂行、或いは期待と行動の関係は家族周期のそれぞれの段階において異なった徵を示すという可能性をも持つのである。

—以上、「家族社会学」森岡清美編、有斐閣による—

家族の役割構造の研究では上述のような広範囲に渡る構造を逐一分析していくことを課題としている。ここではこの内から一面的ではあるが、役割遂行の問題を取り上げ、余野地区における役割分担を分析していくことにする。

(1) 生産労働の役割分担

余野地区の家族生活を維持していく為の基盤となっている主な職業は農林、酪農業であったことはこれまでにみてきた通りである。そこでこれら三つの職業についてその役割分担を明らかにしていこう。まず農業からみると、「農業の割り振りはどなたがなさいますか」という質問事項に対する答えは第1表のような結果が出た。拠大家族からその結果内容をみていくと、江森上、下で世帯主以外の者の占める割合に著しいもの

第1表 農業労働の割り振り

		世帯主	父	妻	世帯主+妻	息子	息子の妻
拠大家族	江森上	40%	-%	20%	20%	-%	20%
	江森下	25	25	-	-	50	-
	佃上	100	-	-	-	-	-
核家族	江森上	67	-	-	-	-	-
	江森下	66	-	-	17	-	-
	佃上	-	-	-	100	-	-

がある。江森上ではその割り振り者が定まっておらずさまざまであるが、江森下では息子に50%も集中している。これは世帯主が老令で息子にすべてを任せたり、或いは他に兼業を持っている場合、農業面は妻や息子夫婦に任せ、自分は兼業のみに携わることが多い為であろう。しかし、このことは余野地区すべてで言えるというものではない。佃上では全世帯が世帯主の割り振りとなっているのである。

核家族では世帯主の割り振りが全体として多くなっているが、反面、妻に任せたり、妻と相談の上で決定するといった型の家族も増加しており、佃上では夫婦相談型の100%と著しい。とにかく、妻の仕事の割り振り決定に関する参与がかなり認められているようである。

では実際の農業労働は誰によってなされているのであろうか。その模様を表わした第2表によると、拠大家族、核家族を問わず妻の農業従事が目立つて多く、その割合も江森上の拠大家族や、江森下、佃上の核家族のように世帯主を上回っているところもある。江森下

第2表 農業労働の中心的従事者

		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主+母+妻	息子	息子の妻
拠大家族	江森上	20%	60%	-%	-%	-%	20%
	江森下	75	-	-	-	25	-
	佃上	52	12	12	24	-	-
核家族	江森上	50	25	-	-	25	-
	江森下	40	60	-	-	-	-
	佃上	50	50	-	-	-	-

の拠大家族、佃上の核家族と世帯主の割合が高いところもあるが、この表があくまで家族の農業労働を支えている中心的従事者を対象に作られていることから、その裏には、ほと

んどの家族の世帯主が、夫婦家族での妻、拡大家族での妻もしくは父母の手伝いがあることを忘れてはならない。

妻の農業に携わる率の高いことは農業規模の偏狭さにその原因を求めることができる。農地所有規模が小さく、金銭的収入の途を兼業に求めなければならないこの地区では世帯主が兼業を行ない、留守がちとなった農業面は妻に任せるという形をとらざるを得ないのである。そして兼業の暇な時や農繁期にだけは世帯主が農業労働に復帰するのである。又、逆にみれば耕地規模の狭少ということは農繁期を除いた他の期間には婦人労働のみでどうにか經營していくけるという利点を持っており、そのことも妻の農業従事率を高めている要因であるといえよう。

農繁期に限っては世帯主をはじめ家族の男性が主な労働力となることは耕うん機や発動機の主としてその時期によく使用される農具の使用者をみてもわかる。第3表は耕うん機、発

第3表 農具の使用者

		世帯主	息子	世帯主+息子	その他
江森上	耕耘機	60.0%	-%	-%	40.0%
	脱穀機	-	-	-	-
	発動機	60.0	-	-	40.0
江森下	耕耘機	50.0	37.5	-	12.5
	脱穀機	33.3	50.0	-	16.2
	発動機	50.0	37.5	-	12.5
佃上	耕耘機	70.0	-	10.0	20.0
	脱穀機	75.0	-	12.5	12.5
	発動機	77.8	-	11.1	11.1

動機、脱穀機を所有する家族のうち核家族・拡大家族を一括して、その使用者を割り出したものであるが、これによると、婦女による使用は全くみられないことがわかる。農具使用に対する困難性もそこにはあるであろうが、とにかく中心となるのは世帯主で、統いて息子が多い。高校生以上の息子になると世帯主の留守

の時や休暇中には父親のサブ的役割を果すし、拡大家族で、息子が農業経営を父親から任せられている場合、農具使用も一切息子となるのである。

だが、農具使用はともかくとすれば、日常の農業労働においては女性、特に妻の労働力の占める役割は見のがせないものがあるのである。では酪農の場合はどうであろうか。

第4表及び第5表に従って見ていく。

第4表 役牛・乳牛の飼育者(拡大家族)

	世帯主	妻の母	世帯主+妻	その他
江森上	66.7%	33.3%	-%	-%
江森下	33.3	-	-	66.7
佃上	40.0	30.0	30.0	-

第5表 糜の飼育者

世帯主	世帯主	妻	母	父
三地区 計	% 21.4	% 42.9	% 28.6	% 7.1

ただ、第4表では核家族における乳牛・役牛の飼育は非常に少なかった為、核大家族についてのみ見していくことにする。この表から世帯主とその他の家族を比べるとやや世帯主が飼育を担当する率が高くなっている。しかし、妻や母の女性によるものが低いというほどでもない。江森上、佃上で妻や母の30%少しを占め、江森下でもその他の「誰といって特には担当者を決定しておらず家中の者で見る」という場合が相当数となっている。いづれにおいても女性が飼育者としてかなりの比重を置かれているようだ。

第5表は鶏の世話について調べたものであるが、飼育戸数が少數であった為、便宜上一つにまとめて集計することにした。営業用に飼育している一戸以外の11戸は平均飼育数5.5羽と自家消費に必要なだけの鶏しか飼育していない。その為、それに費す労力もわずかなものですむということから妻とか母が世話の大部分を受け持っているようだ。

最後に山仕事の分担について調べよう。一瞥してわかるように江森上+江森下の拡大家族では山仕事のどの種類に渡っても同じ割合が羅列されている。山仕事を一つの仕事の単位として誰か特定の家族員に分担してしまうのであろう。固定的な全面的山仕事分担者の決定は、他の家族員の援助が全くないと

第6表 山仕事の分担

		世帯主	世帯主+妻	母と妻	人頼み	その他
拡大家族	江森上	下草刈り 35.7%	14.3%	14.3%	28.6%	7.1%
	+ 芝刈り	35.7	14.3	14.3	28.6	7.1
	枝打ち	35.7	14.3	14.3	28.6	7.1
	植林	35.7	14.3		28.6	7.1
佃上	下草刈り	71.4	14.3	-	14.3	-
	芝刈り	50.0	-	-	25.0	25.0
	枝打ち	75.0	-	-	25.0	-
	植林	75.0	12.5		12.5	-
核家族	三地区	下草刈り 37.5	12.5	-	37.5	12.5
	計	芝刈り 16.7	16.7	-	49.9	16.7
		枝打ち 16.7	16.7	-	49.9	16.7
		植林 25.0	25.0		37.5	12.5

が分散している。

拡大家族の佃上や核家族では、幾分、山仕事の仕事別分担がなされているようで、それが下草刈りや芝刈り等の割合に変化を持たせているのである。佃上では世帯主への分担度が高く、残りの人頼みを除くと女性の労働としわざかな値になっている。佃上では林業を農業に次ぐ職業として重要視している為、世帯主の割合が高くなっているのであろう。それに反して、核家族では人頼みに任せる場合がふえ、妻の進出もかなり見られる。又、役割分担の不確定性は、世帯主の多忙な時に妻が代わってするとか、人を雇いながら、世帯主も一緒にになって仕事に従事するという労働形態をとらしめているのである。

(2) 家事労働の分担

家事労働の役割分担については「お宅では家事、その他の家庭内の受け持ちは、主にどなたがなさっていますか」という質問事項を設け、その詳細な内容は部屋の掃除、庭の掃除、風呂炊き等々9項目に限って尋ねた。

まず核家族における家事労働の分担度合からみていく。第7表はその割合を求めたものである。幼児の世話については戸数の少ない関係上、表からはずさざるを得なかった

第7表 核家族における家事労働の分担

(1) 部屋の掃除	妻	妻+娘	娘	妻+子供
江森上	50.0%	50.0%	-%	-%
江森下	83.3	-	16.7	-
佃上	50.0	50.0	-	-
(2) 庭の掃除	妻	妻+娘	娘	妻+子供
江森上	50.0	50.0	-	-
紅森下	83.3	-	16.7	-
佃上	50.0	50.0	-	-
(3) 風呂炊き	妻	妻+娘	娘	妻+子供
江森上	50.0	50.0	-	-
江森下	66.7	-	16.7	16.7
佃上	50.0	50.0	-	-
(4) 夜具の片付け	妻	妻+娘	娘	各 自
江森上	50.0	-	-	50.0
江森下	66.7	-	-	33.3
佃上	100.0	-	-	-
(5) 食料品買出し	妻	妻+娘	娘	妻+世帯主
江森上	100.0	-	-	-
江森下	83.3	-	16.7	-
佃上	-	50.0	-	50.0
(6) 献立の決定	妻	妻+娘	娘	妻+世帯主
江森上	100.0	-	-	-
江森下	83.3	16.7	-	-
佃上	100.0	-	-	-
(7) 炊事	妻	妻+娘	娘	妻+世帯主
江森上	50.0	-	-	-
江森下	83.3	-	16.7	-
佃上	100.0	-	-	-
(8) 洗濯	妻	妻+娘	娘	妻+子供
江森上	50.0	50.0	-	-
江森下	83.3	16.7	-	-
佃上	100.0	-	-	-

が、後に少し触ることにして、先に他の8項目を眺めていくことにする。第7表から8項目共通して言えることはほとんどすべての場合において妻の担当する仕事となっていっていることである。特に(6)献立の決定、(7)炊事、(8)洗濯等では圧倒的割合を占めている。わずかに娘が母親（妻）に次ぐ担当者として母の仕事を補っているに過ぎない有様である。たゞ(3)の風呂炊きで江森下の子供（性別に関係なく）が、そして(5)食料品の買出しで、佃上の世帯主がわずかではあるが妻の仕事を援助している。前者は仕事内容の簡単なことから、後者は世帯主が久世の町まで出かける時とか江森地区にある唯一の店付近に出向く機会があるとき、ついでに食料品を買って来てもらうといったことによつ

て現われた数字であろう。(4)の夜具の片付けでは各自で片付ける場合が比較的多くなっている。それは子供が少しだ大きくなると自分の寝具だけでも片付けさせるようにしているからである。

引き続いて拡大家族についても同様に見ていく。拡大家族の家事労働分担は第8表にま

第8表 拡大家族における家事労働の分担

(1) 部屋の掃除	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	28.6% 40.0 25.0	-% - 25.0	14.3% - -	14.3% 40.0 -	14.3% 20.0 37.5	14.3% - 12.5	14.3% - -
(2) 庭の掃除	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	33.3 20.0 25.0	- - 37.5	16.7 20.0 -	- - -	16.7 40.0 25.0	16.7 - 12.5	16.7 20.0 -
(3) 風呂焼き	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	14.3 - 12.5	28.6 20.0 50.0	14.3 40.0 -	14.3 - -	- 20.0 12.5	- - -	28.6 20.0 25.0
(4) 夜具片付け	妻	母	母+妻	妻+嫁	母+妻 ・子供	各自	その他
江森上 江森下 佃上	14.3 - 25.0	- - 12.5	- 20.0 25.0	14.3 - -	14.3 - 25.0	57.1 80.0 12.5	- - -
(5) 食料品買出し	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	42.9 33.3 37.5	- - 12.5	- 33.3 -	28.6 - -	14.3 33.3 25.0	14.3 - -	- - 25.0
(6) 献立の決定	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	42.9 40.0 62.5	- - 12.5	14.3 20.0 -	14.3 20.0 -	28.6 20.0 25.0	- - -	- - -
(7) 炊事	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	33.3 40.0 12.5	- - 12.5	16.7 20.0 -	16.7 20.0 -	16.7 20.0 75.0	16.7 - -	- - -
(8) 洗濯	妻	母	嫁	妻+嫁	妻+母	妻+娘	その他
江森上 江森下 佃上	42.9 40.0 37.5	- - 25.0	- 20.0 -	28.6 20.0 -	14.3 20.0 37.5	14.3 - -	- - -

とめてある。ところで、佃上において嫁の分担が著しく少い割合を示しているのは嫁の存在する段階にある家族が皆無で、すでに主婦の段階へと移行してしまった形態を全家族が形成している為であることを前置きとしておこう。(3)風呂炊き、(4)夜具の片付けを除く他の7つを見ると妻及び母の単独或いは共同労働によって賄われている場合が大半である。つまり、妻は家事労働のリーダーシップをとっているが、その補助的役割として母が位置している。母に次いで妻の家事労働を補っているのは中学生以上のかなり成長した女の子供(娘)で序列をつけるならば妻→母→娘→その他の順になるであろう。妻と母の仕事の分担の仕方は大体、相談して、とか手のあいている者がする形をとることが多いが、炊事においては妻(嫁)が勤めに出たり、田畠へ出かける為、妻(嫁)が朝の食事の準備、母(妻)は昼、晩の食事の準備をするという風に明確に合理的分担をしている場合が多く見られる。こうした分担方法は家庭内での摩擦発生を縮減させる上で重要と考えられる。(3)風呂炊き、(4)家具の片付けに関してみると、ここでも母や妻、嫁の担っている度合はかなり高いが、第7表の核家族の場合もそうであった様に、子供や世帯主、父の分担としているところも幾分あるようである。夜具の片付けでは江森上・下の「各自でする」が57.1%、80.0%を占めているのはこのことを意味している。しかし、佃上のように子供が幼いという理由から割合の低率である場合もある。

第7.8表には掲載しなかったが、(9)幼児の世話の役割分担について少し述べておこう。核家族内での幼児の世話は言うまでもなく妻であるが、拡大家族においてもそれに似た傾向がある。生後一年以内のような幼児になると妻が多忙な時、姑が面倒を見ることがあるが、その他はほど妻の担うところとなっている。

(3) 家庭管理の分担

家庭管理のイニシアティブは誰が握っているかの問題は家族内での権威構造を分析していく上で重要であるが、これは又役割構造での問題でもある。家庭管理の諸区域が誰によって担われているか、ここでは拡大家族に重点を置いて検討しておこう。まず、部落集会への出席者について調べたものが第9表であるが、これ以外の部落集会として酪農組合、講習会等があった。しかし戸数が少数で、その上地域的にも片寄りがあった為、第9表の4つの会合についてのみ調べていくことにする。核家族での部落集会への出席者は部落会、森林組合、農業組合、とも世帯主の分担区域であり、妻の出席するものといえば、婦人会位のものである。江森下で部落会と農業組合に妻が顔を出す場合があるのは例外的といえる。拡大家族の方ではこの第9表だけからみると世帯主→父→息子→妻の順序で出席度合を図ることができるが、世帯主という言葉の裏には世帯主となっている既婚の息子か、または父親の二つの場合が考えられる。従って第10表を用いて世帯主に関するいま少し立入った考察をしてみよう。現在部落集会に出席している世帯主の集会初出席時の平均年令は部落会、農業組合で三地区とも20才代を示し、佃上の森林組合で最高年令となっていた

第9表 部落集会への出席者

		拡大家族			核家族		
(1) 部落会	世帯主	妻	父+妻	世帯主	妻	世帯主+妻	
江森上	83.3%	-%	16.7%	100.0%	-%	-%	
江森下	100.0	-	-	60.0	40.0	-	
佃上	75.0	25.0	-	-	-	-	
(2) 婦人会	妻	嫁	母				
江森上	80.0	20.0	-				
江森下	25.0	50.0	25.0				
佃上	87.5	-	12.5				
(3) 森林組合	世帯主	妻	父	世帯主	妻	世帯主+妻	
江森上	60.0	-	40.0	100.0	-	-	
江森下	100.0	-	-	100.0	-	-	
佃上	100.0	-	-	100.0	-	-	
(4) 農業組合	世帯主	父	息子	世帯主	妻	世帯主+妻	
江森上	66.7	33.3	-	100.0	-	-	
江森下	66.7	-	33.3	66.7	-	33.3	
佃上	100.0	-	-	100.0	-	-	

第10表 核大家族における世帯主の部落集会、初出席時の平均年令

	部落会	森林組合	農業組合
江森上	26.4%	23.7%	24.0%
江森下	25.7	30.0	28.5
佃上	25.3	31.0	26.5

るが、それでも31.0才と20才代をわずかに越えたに過ぎない。このことから息子が結婚するとか、そうでなくとも父親が少し老いてくるとすぐ息子に集会出席の役割がバトン・タッチされたものと思われる。従って以上のこと考慮して序列をつける

ならば世帯主（息子）→父→妻ということが言えるのではないだろうか。

次に拡大家族における婦人会出席者では江森上、佃上で妻が、江森下で嫁が高い割合を保っている。婦人会出席についても第10表と同様の方法で考察すると、第11表の如く、

第11表 拡大家族における婦人会出席者の初出席時平均年令

	妻	嫁	母
江森上	23.3%	23.0%	-%
江森下	-	22.0	-
佃上	25.4	-	-

すべて20才代で初出席し、その後もずっと姑から出席を任されているというようす、著しく若い年令になっている。さらに「嫁に来てからずっと」とか「結婚後1年位経って」という回答を多く得たのもこれを裏付けている。若年層の婦人会出席はこの地区の50才代で婦人会を退くという風習め

いた規範をも生んでいるようである。出席者序列については、妻(嫁)→妻(姑)→母(姑)の順が考えられる。

家計、小金、米びつの管理については例によって第12表をもとに核家族から検討を加えていこう。(1)の家計の管理では江森上・下、佃上の三地区とも世帯主の分担度合が妻の

第12表 家計、小金、米びつの管理

	拡大家族						
	妻	世帯主	世帯主+妻	母	世帯主+父	世帯主+息子	息子+嫁
(1)家計の管理							
江森上	42.9%	28.6%	-%	14.3%	-%	-%	14.3%
江森下	20.0	60.0	-	-	-	20.0	-
佃上	-	75.0	-	12.5	12.5	-	-
(2)小金の管理	妻	世帯主	世帯主+妻	母	嫁	母+妻	その他
江森上	57.1%	14.3%	-%	14.3%	14.3%	-%	-%
江森下	40.0	40.0	-	-	20.0	-	-
佃上	62.5	12.5	-	12.5	-	12.5	-
(3)米びつの管理	妻	世帯主	世帯主+妻	母	母+妻	世帯主+母	嫁
江森上	42.9%	-%	-%	-%	14.3%	14.3%	28.6%
江森下	40.0	40.0	-	-	-	-	20.0
佃上	37.5	-	12.5	12.5	37.5	-	-
核家族							
(1)家計の管理	世帯主	妻	世帯主+妻				
江森上	50.0%	0.0%	50.0%				
江森下	66.7	33.3	-				
佃上	50.0	-	50.0				
(2)小金の管理	世帯主	妻	世帯主+妻				
江森上	-%	100.0%	-%				
江森下	16.7	83.3	-				
佃上	-	100.0	-				
(3)米びつの管理	世帯主	妻	世帯主+妻				
江森上	-%	100.0%	-%				
江森下	-	100.0	-				
佃上	-	50.0	50.0				

それをしのいでいる。江森下での妻の33.3%は少し気になるが、全般的に世帯主が家計を管理し、妻が夫の管理上の問題について相談相手として、もしくは妻の希望が受け入れられる程度の権威が与えられているとみてよかろう。(2)小金の管理及び(3)米びつの管理では家事の分担をする妻がやはり高率で、そのほとんどを夫から任せられていると言える。

世帯主、妻の他に父母、嫁、息子の入ってくる拡大家族では少し様子が異なってくる。(1)家計の管理は江森下、佃上で

世帯主の値が抜き出て高率である。ところが江森上では妻の42.9%，母の14.3%，あるいは息子夫婦の14.3%という風に世帯主は家計管理を他の者に譲っているところが多く、江森下、佃上とは逆の結果が現われている。家計の管理で高率であった江森下の世帯主は(2)小金の管理、(3)米びつの管理でも同様の傾向を見せ、妻と同程度の40%を占めている。

都市等の大多数の家族と違って世帯主が終日、家の中にいるとか、家の近くにいて絶えず家を出入りしている農村家族では世帯主が小金の管理権を握っていても特別不自由を感じないからであろう。他の二地区では小金と米びつの管理はほど女性が担当しており、ここでも妻(嫁)→母の順位が考えられる。

(4) 子供の世話・教育における分担

子供は家族において情緒的安定を得るとともに、家庭内での意図的、無意図的教育を受けることによって社会化がなされる。よって、子供が家族内の誰と接触の機会を多く持つかは子供のパーソナリティ形成にとって重要な意味を持ってくるのである。そこで子供の世話・教育は主に誰によってなされているか世話・教育の内容的数項目について調べてみた。その結果をまとめあげたものが第13表にある如くである。

第13表 子供の世話・教育における
役割分担(拡大家族) (単位 %)

(1) 誰がよくほめるか	母	祖父	母+祖母	父+母+祖母	父+母+祖父
江森上	77.7	-	-	33.3	-
江森下	50.0	50.0	-	-	-
佃上	-	20.0	60.0	-	20.0
(2) 誰がよく叱るか	母	父	母+父	母+祖母	祖父
江森上	-	77.7	-	-	33.3
江森下	-	33.3	77.3	-	-
佃上	16.7	16.7	50.0	16.7	-
(3) 相談相手	母	父	母+父	母+祖母	
江森上	77.7	33.3	-	-	
江森下	77.7	33.3	-	-	
佃上	80.0	-	20.0	-	
(4) 誰が小遣いを与えるか	母	父	母+父	母+祖母	
江森上	33.3	77.7	-	-	
江森下	77.7	33.3	-	-	
佃上	20.0	20.0	-	60.0	

まず子供のしつけであるが、これは幼児や幼い児童ではほめたり叱ったりすることによってなされるのである。そこで拡大家族について(1)「誰がよくほめるか」の項をみると、三地区とも母、祖母が主役を演じている。(2)の「誰がよく叱るか」では母の単独の場合が少なくて、母+父のごとく両親がよくしかる場合と、父親だけの場合が圧倒的割合になっている。これからわかることは母はほめる側でもしかる側でも重要な役割を演じているが、父は叱、祖母はほめ言葉を与える側のみに偏して

いるようである。祖父はどうかというと、いづれの側へもあまり参与していないようで、その値は低い結果で現われている。結局、子供のしつけ部門を受け持っているのはその大部分が母親であり、祖母はその傍について子供のパーソナリティ形成は少なからぬ影響力をもっていると言えよう。

「子供の困った時や学校での出来事の相談相手は誰ですか」という質問に対して与えられた回答は、ここでも母の割合が高い結果となった。母に次ぐものは父親であるが、祖父や祖母が全く相談相手として選ばれないのは注目すべきである。

(4)の「子に子遣いを与える者」は各地区ごとにまちまちで一般的な結論を出すことはむずかしい。しかし、「子供をほめる」項で父親は低率であったにもかゝわらず、「小遣いを与える」の項では江森上77.7%と高率で江森下、佃上でも父親の与える場合がみうけられる。父親はほめ言葉は用いないが、小遣いとかの物質を与えることでほめ言葉に代えているのだろうか。

第13表の他に「身の回りの世話」と「学習指導」の調査も行なったのではあるが、身の回りの世話ではどの地区でも8才位からは「自分でする」という答えが出され、それ以下であるとほとんど、「母もしくは時たま祖母がその役割を果たす」という回答を得た。「学習の指導でも三地区全体で母→自分で→父の順になっている。「自分でする」という答えが比較的多いのは父・母が時間的に余裕がなく、あまり子供にかまってやれないからであろう。

核家族の子供の世話・教育についての検討がまだなされていないが、ここでは簡単な考

察のみに止めておくこと

第14表 子供の世話教育の分担(核家族)

	母	父	母+父
(1)誰がよくほめるか	33.3%	-%	77.7%
(2)誰がよく叱るか	77.7	-	33.3
(3)相談相手	100.0	-	-
(4)誰が小遣いを与えるか	100.0	-	-

察のみに止めておくこと
にする。戸数の少ない関
係上、三地区を一括して
みていくと、第一第14表一
ほめたり、叱ったりする
「しつけ」では母親か父

母の共同によるというのがすべてを占め、父親だけという場合は全くみられない。(3)相談相手や(4)小遣いを与えることになると父親は全然関与せず、母親に任せっきりの状態である。身の回りの世話・学習指導でも(3)、(4)と同じ結果になっている。

(5) 外部交渉的役割分担

(1)納税の手続き、(2)役場への登録、(3)盆暮の挨拶、(4)喜び事、悔やみの4項目から外部交渉的役割分担を調べた。その結果は第15表のごとくである。事務的な外部交渉である

納税の手続き及び役場への登録では核家族のすべて世帯主をはじめ、拡大家族でも、江森上を除く他の二地区が世帯主の100%、分担するところとなっている。江森上にしても、納税の手続きで14.3%ずつ妻と父が占め、登録の方は父、息子と14.3%ずつ分担しているに過ぎない。妻、母という女性は、概して世帯主の分担度合大に対して事務的外部交渉に非常に消極的であることがいえる。

さて、(3)の「盆・暮の挨拶に行くのは誰ですか」という問に対する回答は拡大家族で、世帯主と各自によって大多数占められ、世帯主以外に単独でその役割を引き受けているところが少ない。ここで各自といふのは本家→主人、または父・妻の里→妻・母の里→母・嫁の里→嫁と息子という風にそれぞれ行く先々で誰が行くか一定の役割分担がなされている場合をいうのであって(4)での各自についても同義である。核家族では妻が一人で家族の

第15表 外部交渉的役割分担

(単位 %)

	拡大家族					核家族		
	世帯主	妻	父	息子	その他	世帯主	妻	世帯主+妻
(1) 納税の手続き								
江森上	71.4	14.3	14.3	-	-	100.0	-	-
江森下	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
佃上	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
(2) 役場への登録	世帯主	妻	父	息子	その他	世帯主	妻	世帯主+妻
江森上	71.4	-	14.3	14.3	-	100.0	-	-
江森下	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
佃上	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
(3) 盆・暮の挨拶	世帯主	妻	父	世帯主+妻	各自	世帯主	妻	世帯主+妻
江森上	25.0	25.0	-	-	50.0	100.0	-	-
江森下	25.0	-	25.0	-	50.0	50.0	25.0	25.0
佃上	66.7	-	-	16.7	66.7	50.0	-	25.0
(4) 喜び事・悔やみ	世帯主	世帯主+妻	世帯主+母	母	各自	世帯主	妻	世帯主+妻
江森上	28.6	14.3	14.3	-	42.9	50.0	-	50.0
江森下	40.0	-	-	-	60.0	20.0	-	80.0
佃上	50.0	-	12.5	-	37.5	50.0	-	50.0

挨拶回りを担当しているのが少数派になっており、その他は世帯主単独型が妻との共同型の形態をとっている。

この表は盆暮に挨拶に行くと答えた家族の世帯主だけに関して集計を出したのであるが、「挨拶に行くことはない」と答えた家族も江森上・下に限ってかなり見られたことを付け加えておきたい。江森上の拡大家族で全体の42.9%，核家族で50.0%，江森下の拡大家族と核家族は同率で全体に対する20.0%であった。最近はあまり盆暮の挨拶などに行かない傾向にあるようだ。

(4)の喜び事・悔やみの分担も(3)に類似した特徴を見せてている。即ち、拡大家族においては世帯主を中心として妻、母、父が低率で分担している。各自の割合は世帯主単独以上の割合であるが、各自の血のつながりの濃さを理由として行く先を決定している外に、算式喜び事、見舞いといった出来事別に分担者を定めるという方法をとっているところもある。世帯主は大むね、血縁者以外の近所交際も受け持つており、母または妻と出向いていく場合は、妻、母はその家の家事手伝いであり、世帯は公式の家の代表者として行くのである。核家族の喜び事・悔やみの分担は妻だけが一手に引き受ける割合は零で、「世帯主+妻」と「世帯主」とで割合を二分している。世帯主+妻の中には世帯主と妻二人が一緒に行く場合の他に、両者のうち、その時々の都合によっていずれか一方が行く場合も含めてある。

世帯主の株内関係へは世帯主が単独で行き、妻の血縁関係へは二人連れて出かけることが普通である。妻単独で出向くというのは妻の血縁程度の薄い親戚であろうと思われる。

(6) 宗教的役割分担

農山村では家族の機能の一つとして祭祀の機能がよくあげられる。山林耕地や家屋敷と祖先に対する意識とがからみあって農村特有の宗教的慣行が今だに度々、見られるからであろう。従って残存する慣行の役割分担はいかにあるのか調べる為に、この項を設けてみた。第16表、17表に従ってみていく。

第16表 宗教的役割分担(拡大家族)

(単位 %)

(1) 法事	世帯主	妻	世帯主+妻	父	母	世帯主+母	各自
江森 上	28.6	-	14.3	-	-	-	57.1
江森 下	50.0	-	-	-	-	-	50.0
佃 上	62.5	-	12.5	-	12.5	12.5	-
(2) 墓掃除	世帯主	妻	世帯主+妻	父	母	父+母	その他
江森 上	28.6	14.3	14.3	-	14.3	28.6	14.3
江森 下	25.0	-	-	25.0	-	25.0	25.0
佃 上	-	12.5	-	12.5	25.0	-	50.0
(3) 寺まいり	世帯主	妻	世帯主+妻+母	父	母	世帯主+母	その他
江森 上	-	-	-	20.0	-	-	80.0
江森 下	60.0	-	-	-	-	20.0	20.0
佃 上	12.5	12.5	12.5	-	37.5	-	25.0
(4) 氏神祭り	世帯主	妻	世帯主+妻	父	母	みんな	その他
江森 上	33.3	-	-	16.7	-	50.0	-
江森 下	25.0	-	-	25.0	-	50.0	-
佃 上	50.0	-	12.5	-	25.0	12.5	-

第17表 宗教的役割分担(核家族)

(単位 %)

(1) 法事	世帯主	妻	世帯主+妻	その他	(3) 寺参り	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
江森 上	100.0	-	-	-	江森 上	50.0	-	-	50.0
江森 下	83.3	-	16.7	-	江森 下	60.0	-	-	40.0
佃 上	50.0	-	50.0	-	佃 上	-	-	-	100.0
(2) 墓掃除	世帯主	妻	世帯主+妻	その他	(4) 氏神祭り	世帯主	妻	世帯主+妻	その他
江森 上	50.0	50.0	-	-	江森 上	50.0	-	50.0	-
江森 下	16.7	16.7	33.3	33.3	江森 下	20.0	-	60.0	20.0
佃 上	-	50.0	50.0	-	佃 上	50.0	50.0	-	-

法事に出向いて行く者では拡大・核家族ともやはり妻の単独で行くことが少なく、妻は手

伝い、夫は家を代表しての出席という場合か、妻方の法事の場合に妻の出でいく機会があるようである。拡大家族では外部交渉的分担の(3)、(4)項で著しかった「各自で行く」という答えが、ここでも佃上を除けて高率でみられ、父、母が担当する場合も時々あることを告げている。先祖意識の具体的現れである墓地の掃除分担は各地区、各戸によってまとまりがないが、拡大家族で父母に任せることの傾向があり、核家族で妻が世帯主と同程度にまで増えている。余野地区の墓の中には神道の墓もいくつかあり、家の宗教として神道を信奉している。寺参りの項目の中で、その他の割合が高率であるのは「寺参りはしない」とか「神道だから」という回答を含めているからであり、実際の割合でいうと江森上で全家族数の半数が神道という答えだった。寺まいりに行く家族だけに関してみると、世帯主を中心で拡大家族の父・母がその次に多い数となっている。

氏神祭りも大体、寺参りと大差ない結果が出た。たゞ氏神祭りでは誰が祭るかという意識は特別持ち合わせていないようである。核家族で妻の割合が増え、拡大家族で「家中みんなで祭る」という割合が高かったことからそれが予想される。

さて、以上で家族における役割分担の検討を終えることにすると、ここで、今一度、振り返ってみると、余野地区の世帯主もさることながら、妻の分担とする役割はかなり数に昇るようである。早くから姑に家事労働のきりもりを任せられ、一方では生産的活動でもその労働を頼みとされているのである。都市家族の中で、妻が夫と同様に外部に仕事を持つような共働きの夫婦では、妻も生活手段獲得に従事することから、夫と対策の関係になるという重要な意味を持ってくるが、農村では妻の貢献度の割には他の者からそれほど強くは認識されていないようである。妻が直接金銭収入をもたらさないということも災いしているのだろうか。外部交渉的役割でみたように妻の表立ったところへ出るのを差し控えるという後退性の原因もここらあたりにあるようである。拡大家族において姑一嫁という縦の関係での問題は昔とは逆の「姑が嫁に気がねする」という例もみられた位、かなりのところまで解消されていると見てよいが、上述の点で今一つ問題が残されているように思われる。

ハ 家族のイデオロギー

最近の都市文化の農村への流入によって農村家族は近代的家族に変容しつつあるとは言わながらも、封建遺制の問題で農村が第一に取り上げられるのは、一つにはそのイデオロギー的側面、即ち旧民法的な家族観念の残存をそこに認めるからであろう。しかし、農村家族も生活様式の近代化とともに家族に対する意識を変化せしめていっていることは事実であり、逆に意識の変遷があったればこそ生活様式の近代化がなされているという考え方も成り立つのである。

では、このことは山村の余野地区においても該当するのであろうか、その点を明らかにする為に例によって調査結果を基に考察していくことにしよう。たゞし調査は世帯主のみを対

象としたものであり、調査結果集計に際しては核家族、拡大家族の職業がともに農業と、共通条件もあってか結果内容も両者の間でそれほど差異が認められなかったので、二つをまとめてにして集計することにした。

(1) しきたり、制度に対する一般的態度

家族イデオロギーの細かな考察に入っていく前にまず農村家族でのしきたりと新民法下の家族制度に対する一般的態度がいかなるものであるかについて少し触れておこう。

農村家族のしきたりと一口に言っても旧民法的なものから果ては風呂に入る順までその範囲と種類を挙げれば相当な数にのぼると思われる。そこで、ここではその中で代表的な「農村では長男が先祖の位牌を守り、財産も多く一人で継ぐのが普通とされていますがこのしきたりをどう思いますか」という項を取り上げるのみにした。その結果内容は第1表の如くである。このしきたりを「良い」とする肯定的意見はどの地区とも半数以上を占め

第1表 しきたりに対する意識

	江森上	江森下	佃上
a 良い	66.7	54.5	55.6
b 悪い	-	-	33.3
c どちらでもよい	33.3	45.5	11.1
計	100.0	100.0	100.0

ている。その理由としては「伝統だから守るのは当然」、「先祖を祭る必要があるから」とか「皆子供達が家を出て行けば、山村や家がさびれるから」等があがっている。「悪い」という否定側の意見は非常に少なく、わずかに

佃上で33.3%だけとなっている。「どちらでもよい」と答えた家族は「長男次第である」と長男の意志決定に任せている家族で、江森下の45.5%を最高に江森上、佃上と続いている。「どちらでもよい」というのは長男でも次男でもかまわないという意味であって、先祖の位牌、墓、財産等を守ることがどうでもよいというのではない。従ってしきたりの問題を先祖の位牌、墓、財産等を守るということのみに限ってみると、その肯定意見はさらに多くなると思われ、先祖と現在の家族との統一的意識の根強い残存を感じさせる。

「戦前の家族制度と現在の家族制度を比べ現在の制度をどう思われますか」という新民法の家族制度に対する意識調査の試みでは、新制度についての知識程度が各人各様であったり、制度という総合的、抽象的言葉の質問であったため、適格な回答が得にくかった。その模様を第2表に従ってみていくと、新制度の内容について「わからない」という回答を

第2表 新家族制度に対する態度

	江森上	江森下	佃上
a 良い	-	9.1	40.0
b 悪い	33.3	27.3	30.0
c どちらともいえない	-	27.3	30.0
d わからない	66.7	56.3	-
計	100.0	100.0	100.0

寄せたのが江森上で66.7%，江森下で56.3%と相当数あった。
「良い」と答えた割合が40%あった佃上でも「民主的だから」とか「個人尊重」という風に抽象的表現を用いていることから、たゞ漠然と新制度を理解しているよう

である。しかし佃上での40%という肯定的数字は先にみたしきたりを否定する意見のもので占められているようである。反対に大体、しきたりを肯定するものは新民法に対して「悪い」という考えを抱いており、旧制度への郷愁を感じているようだ。新制度否定者側は子供の自由意志を尊重するあまり、親の面倒をみなくなったり、親を無視したりするものが増たからとか、均分相続に反対だからという立場をとっている。

(2) 親との同居

農村において一般に拡大家族的形態の家族が多いことは、都市の核家族の増大と対照的に統計上からも明らかとなっている。そしてここ余野地区ではどうかは第1節で見た通りである。しかし、この問題は現実の形態の統計による分析だけからでは片付けられない面を持っている。それは家族員の意識がどのような形態を希望しているからである。

その点についてまず親との同居という問題から調べてみよう。調査対象者の世帯主が結婚後も親と一緒に暮らすのと、別居するのとではどちらが望ましいかという質問をしてみると、答えは第3表のように「同居がよい」という意見にかなりの集中があった。少数派の別居支持者は「父母と妻の間に立って板ばさみになることがないから」とか「父母との考え方方に相違がある」というように主に拡大家族での精神的摩擦回避という理由で別居を希望している。一方、同居を支持する世帯主に経済的理由や農業労働力の必要性から同居を主張している場合が多い。即ち経済

第3表 結婚後の親との同居

	江森上	江森下	佃上
a 同居がよい	88.9	63.6	60.0
b 別居がよい	11.1	36.4	20.0
c 事情による	-	-	10.0
d どちらでもよい	-	-	10.0
計	100.0	100.0	100.0

的理由として「別居すると経済的にやってゆけないから」と言っているし、農業労働力という点では「農業上の仕事で助かる上に、子守や留守番もしてもらえる」と子供の立場からの老人の必要性をついている。しかし、これらの理由の中にはいくら親子ともに別居したいと思っていても、経済上とか農業経営上実現不可能な故、同居するという意味内容も含まれていることが推測され、農家経営方法自体の根本的変革を待たなければ別居という形態は望めそうにもない、同居肯定理由としての精神面では農業経営上及び村落内のつきあい等の相談相手として老人を必要としているし、親の側とすれば老後の精神的安定の場として同居を主張している。

以上の第3表は世帯主と、その親との同居の問題であったが、次の第4表は世帯主が年老いてから子や孫と一緒に暮らすことについてどう思っているか尋ねた結果の集計である。これによると第3表の親との同居の場合以上に強く子や孫との同居を望んでいることがわかる。別居がよいと答えたのはわずかに佃上の10%に過ぎず、「どちらでもよい」、「わからない」という回答も各地区で10%そこそこの回答を得ている。そしてこれらを除く他のすべてが「同居希望」の割合によって占められているのである。どの親も老後の子や孫に囲まれた

第4表 老後の子・孫との同居

	江森上	江森下	佃上
a 一緒に暮らしたい	88.9	90.9	80.0
b 別居がよい	-	-	13.0
c 事情による	-	-	-
d どちらでもよい	11.1	-	-
e わからない		9.1	10.0
計	100.0	100.0	100.0

に推移していくかは、将来子供の希望が果して親のそれと一致するかどうか或いは一致していないにしても、どの位、両者の間に歩み寄りがみられるかということにかゝっている。たゞ、世帯主の立場だけからみると、核家族であっても、今後拡大家族へと移っていく可能性は十分予想されるといえよう。

(3) 親族の扶養

新民法で「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養する義務がある（877条）」と規定しているが、それにもかゝわらず「子供は親の面倒を見なくてもよい」という言葉が都市はともかくも、農村において今だに聞かれる。これは老いた親はその子供のうち誰に頼ってもよいという新民法での扶養者不確定的内容にその原因を求めることができる。ところで「子供は親をみなくともよい」という人がありますが、その意見をあなたはどう思いますか」という質問事項を設けてみると、第5表の如く「よいと思う」という答えが江森上、江森

第5表 「子供の親扶養」に対する態度

	江森上	江森下	佃上
a よいと思う	12.5	27.2	-
b よくないと思う	62.5	45.5	80.0
c 事情による	-	9.1	20.0
d わからない	-	18.2	-
e どうしようもない	25.0	-	-
計	100.0	100.0	100.0

る」というように子供の親に対する感謝の気持を親の面倒を見るという経済的・情緒的行為で表わすことを求めているようだ。わずかではあるが江森上で「どうしょうもない」と諦観的見方をしたり、江森下、佃上のような老後でも独自で何とか食べて行ける間は面倒をみなくともよい（「事情による」）のような条件付きで親の扶養を考えている場合も見受けられる。この場合も「親の本心からすれば老後を見てもらいたい」という裏の意味・希望が臆測されないでもない。しかし、子供夫婦の経済的実情を考えるが故に、他方では、時代的風潮だからと片付けてしまう故にこのような言葉となって出たのであろう。

さて子供に対して老後の世話を希望する親の割合が大であったのに対して、老後の生活費の方を余野の親達はどのように考えているのであろうか。第6表を用いてその点をみて

精神的安定の生活を期待しているようだ。しかし、いかに親が同居を希望しようとも、戦前のような家父長制度のない現在では子供の意志如何によっては親の希望が実現され難い場合も生じてこよう。従って余野地区の家族が今後どのような家族形態

下の11.5%，27.2%と低率で佃上では零となっている。それにひきかえ、「よくないと思う」は佃上の80%をトップに各地区とも最高の率を示している。やはり「親が子供を育てたのだから、親が年をとれば子供が親の面倒をみるのは当然である

第6表 親の老後の生活費

	江森上	江森下	佃上
a 子供に出してもらいたい	50.0	40.0	50.0
b 出してもらわぬ	37.5	50.0	12.5
c 事情による	-	10.0	25.0
d どうでもよい	12.5	-	12.5
e わからない	-	-	-
計	100.0	100.0	100.0

いこう。全体的意見としては子供に出してもらいたいという割合が期待しない割合を上回っている。とは言うものの江森上・下のように期待しない割合が比較的高い率となっているところもあり、子供への期待に偏向があるとは言い難い。「老後、子供による金銭的世話にはならない」という意向を示したもの達は生活手段の根拠として、養老年金・内職・預金等を挙げている。しかし、例え老後の質素な生活を仮定したとしても、これだけでは老後の決定的保証とは言えず、そこには経済的な不安が残るようだ。「子供に出してもらいたい」という意見の中ではその大半が子達いくらいは養老年金制度もあることだし、また自分で稼ぐがその他の生活費は子供に期待したいという要望を持っていた。残りの「事情による」と「どうでもよい」であるが前者は第5表の場合と同様の理由を掲げ、後者は子供が出してくれそうになれば何とか自分でやっていくという腹の内だった。

次は親が老後、或はそうでなくとも病気の為とかで暮らしに困窮している場合、子供の中の誰が一番責任を持って世話をすべきか—第7表—という問題である。結果は余野三地区共通して長男もしくはあととりを最も頼りとしており、割合においても非常に高い率を生んでいる。反対に全部の子供が責任をもって扶養すべきだというものは江森上、

第7表 責任をもって親の世話をすべき子供

	江森上	江森下	佃上
a 長男もしくは家を継いだ者	66.7	66.7	90.0
b 全部の息子	-	11.1	-
c 全部子供(婚出、縁出を含む)	22.2	22.2	-
d その他	11.1	-	10.0
計	100.0	100.0	100.0

下同率の20%強となっている。長男やあととり以外の子供への依存度が小さいのは、彼らが親許から遠隔地に他出するが原因となっていると考えられないことはないが、それ以上に親側に世話をするのは一人でよいという気持ちが強く働いているからであろう。長男もしくは、あととりと答えたものの中から両者の比率を求めてみると、「あととり」という意見がはるかに高率の結果になって出た。「あととり」の占めた割合は江森上と下でともに66.7%，佃上では90%であった。結局、余野では旧民法のような長男を絶対的なあととりとみなし、老後の世話も彼から受けるというのではなく、子供のうち、誰か家を継承するものを決定し、その者に老後の生活を責任を持ってみてもらいたいという要求をもっているようで、長男に置かれた比重は軽くなっている。

次に、親の扶養に引き続き、孫の祖父母扶養に関する調査も行なったのでみておこう。義務の有無の割合は第8表のごとく、「義務がある」、「義務ではないがみた方がよい」、

「事情による」の三つに分

第8表 孫の祖父母扶養

	江森上	江森下	佃上
a義務がある	22.2	27.4	30.0
b義務ではないがみた方がよい	22.2	27.3	50.0
c義務はない	11.1	9.1	-
d事情による	44.4	18.2	20.0
eわからない	11.1	18.2	-
計	100.0	100.0	100.0

散された結果になった。

「事情による」というのは拡大家族を想定のもとに孫の父母の存在如何によるという場合のことであり、父母が健在の場合は「義務な

し」、そうでない場合「義務あり」という内容である。さてこれら三つの意見を総合してみると、「義務あり」「義務なし」の割合からではどちらがどうとも判断付けかねる。しかし、面倒を見ることの是非の問題になると「見た方がよい」という意見が過半数を越える結果になるようだ。

最後に、第9表は既婚の兄弟・姉妹間の援助について第8表と同様に調べたものであるが、質問内容は「既婚の兄弟姉妹の中で暮らしに困っている者がいた場合、他の兄弟姉妹はそれを援助してやる義務があると思いますか」であった。結果は「義務はないが援助し

た方がよい」にかなりの集中がみられ、逆に「義務がある」の割合が多少後退気味である。同じ2親等である祖父母の扶養よりも兄弟姉妹の間での義務感が薄らいでいる原因としては、祖

父母の場合、孫と同居ということを想定し、家族意識が強く作用しているのに対し、兄弟姉妹では一担結婚して別居、分家の形をとってしまえば、「よその家」或いは「よその家族」という意識が生じて来る為と考えられる。従って援助は義務としてするのではなく、感情的理由に基づいてするのである。そのことは江森上、佃上の「その他」の内容をみてわかる。即ち、兄弟姉妹に援助するかしないかは、生活困窮の原因が同情に値すかしないかによって決定するというのである。

(4) 財産相続

家族における財産である家屋敷及び山林耕地は家族員の現実生活を支える基底的要素を持っているとともに、「家」意識の根源としての要素を持っている。また財産相続の仕方も新旧民法では著しい相違がみられることから旧制度的色彩の残存程度を計る上に、この問題は重要な位置を占めていると考えられる。

まず過去における財産相続、即ち、財産相続を経験すみの世帯主の場合はどうであったか、から調べていこう。第10表がそれについてまとめたものである。この表でみると、長男の比率が最も高い結果になることはなつ

たが、それに次ぐ、次・三男の相続も割と多いようである。次・三男の相続に関して考えられる理由としては戦前では兄の戦死があり、戦後の相続では長男の農業の嫌さとか、親との精神的対立から別居、転職した場合である。このことから、第10表に掲載されている統

柄は戸籍上はともかく、実質的には長男、もし
くはあととりと看做すことができる。

そしてこの表からも明らかなように単独相続の場合が多く、具体的には三地区全体で90%以上が全財産を受け継いでいるのである。

特にここでは、表として設けなかったが、「誰から相続されましたか」と項目では、これも「父から相続」に偏向がみられ、三地区全体で81.4%の割合である。その他に母から財産を継承したというのがあったが、これは父親が早く死亡した為、母親が子供の成長時まで一時的な保護・管理をしたという意味内容のものであり、あまり問題にはならない。それよりは財産の一子相続一辺倒という傾向は、当時の次三男問題として重要性を帯びているのである。次・三男の中であととりになる機会に恵まれなかつた者は親の財産に頼ることは許されず、他出して自己の生活を自力で切り開いていかねばならなかつたのである。婚出、縁出した子女としても同様のことが言える。結婚の時に贈与した費用は財産相続の際に計算に入れなかつたと答えたものが84.2%と圧倒的に多かったにもかゝわらず、財産は一切賦与されていないのである。

さて以上は現世帯主の過去の相続に関する分析であったが、次には現世帯主が、今後自己の財産をどういう方法で子供に分配する予定であるのか、また妻への財産の分配に関してはどのような考え方抱いているのかの態度について検討していこう。

第11表 子供への望ましい相続の仕方

	江森上	江森下	佃上
a 1人に相続させる	88.9	70.0	80.0
b 農業に従事する者だけに	-	-	10.0
c 男子のみに	-	-	-
d 男女のみんなに	-	10.0	-
e わからぬ	-	20.0	-
d その他の	11.1	100.0	10.0
計	100.0	100.0	100.0

第11表は子供への財産相続の望ましい形式を尋ねた結果の割合を求めたものである。これによると、農地の狭少さ、家の継続、親の扶養と主に三つの観点から考慮して、どの地区においても1人に相続させるという意見が大半であつ

た。「農業を今後も続けていく為にはこれ以上の土地の分割は許されない。従って親の老後の世話を引き受け、家の継承の任に当たるあととりがすべてを相承する」と総合的にみればこのような理由に基づいているのである。三つの理由のうち「家の継承」というのはそれが根強く家族員の意識構造に浸透しているとはいいうものの、単に意識上の問題であるに過ぎないが、他の農地及び親の扶養の問題はそれが農家経済と関連しているだけに解消に困難性が伴うようだ。

ところで全く財産の分配に与からぬ次三男について、現在の世帯主達はどう思っているのであろうか。その点に関しては、彼らが述べた言葉を借りると、「他の者には教育を身につけ自立できる体勢にしてやるから」とか、「結婚する時に金銭的に援助しておいてやる」ということであった。教育費用や結婚経費を援助することで財産の分配に代えたいという気持らしい。

次・三男に次いで、既に婚出、縁出した子女への財産分配であるが、これは第12表に示した如くであるので、それを通じて賛否の割合を吟味していこう。

「賛成」と「反対」を比較してみると

「反対」の割合の方がはるかに高率ですべて過半数を上回っている。反対者の寄りどころとする理由には娘出、縁出した者はすでに他家の者と見做し、従って財

産も他家のそれが当たがわれるはずであるということがあげられている。賛成者側についてみても必ずしも積極的な財産分配は考えていないようである。親として、婚出した子女にまで分配することに一応賛成しているが、均分相続というケースまでは全然配慮されておらず、その大部分があととりの生活に経済的余裕を認めることができれば、金銭的な財産分配に彼女達も含めて考えるというのである。

最後に妻への財産分配の配慮はどの程度なされているか少し触れておこう。第13表が

第13表 妻への相続

	江森上	江森下	佃上
a 賛 成	33.3	45.4	60.0
b 反 対	22.2	18.2	40.0
c わからない	44.5	36.4	-
計	100.0	100.0	100.0

その模様を表わしたものである。これによると江森上・下ではかって妻への財産、相続について考えたことのない家族が多く、その様子が「わからない」の44.5%、36.4%となって現われている。そこで賛否両論についてみていくと、まず

賛成側では大別して老後の小遣い程度を金銭で分配という意向を持っている者と、妻子間の均分を望ましいとする二つの意見に分けられる。前者は賛成率の低い江森上で、後者は賛成率の高い佃上で特徴的である。

ところで否定を支持する者と、今みた肯定意見での前者とはいざれも拡大家族での妻の老後ということを念頭に置いていると思われる。「老後の小遣い程度を金銭で」と答えた者はその他の生活費をすべてあととりに見てもらうことを予定しており、分配否定側でもあととりに全財産を譲った後の妻の面倒をあととりが見ると見越した上での否定的立場である。また、分配否定は妻に財産を分配することによって子供と母親との間に財産を巡る精神的摩擦が生起することを恐れる故にとられた立場であるとも見ることができる。

「賛成」と「反対」の割合を比較すると、今まで見てきたあととり以外の子女の財産相続とは対照的に「賛成」の割合が「反対」のそれをしのんでいる。これは子女関してよりも、妻の老後の不安ということへの世帯主の心使いが強い現れであると解釈できる。

(5) 養子婿養子

「お宅では現在養子になってこられた人がありますか」という問い合わせによって養子の事実を調べたが、「あります」と答えたのは全体で二戸しかみられなかった。一つは相続の為といい、他は子供がない為という理由によっていた。この数字が少ないとすることは必ずしもこの地区の家族が養子を歓迎しないということを意味しているのではない。第14表は世帯主を対象に子供が一人もいない場合、養子を迎える必要性を感じているかどうかを表わしたものである。これによると「養子を迎える必要なし」は全体平均10～20%を示すにとどまっており、それに反して、「必要がある」は過半数以上の高い割合を示している。もし子供がない場合、養子を迎えて先祖祭りや家の継承をさせ、自分の老後は世話人となってもらうことの必要を強く感じているようである。一方先祖とか家の観念が消失していると思われる「必要なし」の少数グループでは血のつながりのないことから精神的に溶け合わないことを懸念し、老後甥とか姪の濃い親族の世話になりさえすればよいという希望を抱いている。

統いて家の継続ということを中心に考えた婿養子に対する態度はどうであろうか。それを調べる為に「もし、お宅の子供が娘さんばかりであると、あなたは娘さんに婿養子を迎

第14表 養子の必要性

	江森上	江森下	佃上
a 必要がある	88.9	54.5	80.0
b 必要ない	11.1	18.2	10.0
c 事情による	-	9.1	-
d わからない	-	18.2	10.0
計	100.0	100.0	100.0

第15表 婿養子の必要性

	江森上	江森下	佃上
a 婿養子を迎える	77.8	72.7	60.0
b 嫁入りしてもかまわぬ	-	-	30.0
c 娘が強く嫁入りを望むならやむを得ない	11.1	9.1	10.0
d 事情による	11.1	18.2	-
e わからない	-	-	-
計	100.0	100.0	100.0

えたいと思いますか」という項目を設けた。その結果を第15表でみると、婿養子に対する必要性は断然強く、地区を通じてみても60%以上の率を占めている。それ以外はほとんどが10%前後の

低率で、娘の個人的意志よりも家意識の方をはるかに重んじていることが明瞭に現われている。たゞ例外的な娘の自由意志を尊重して、嫁入りしてもかまわぬという佃上での30.0%は余野地区では特異な存在といえよう。「事情による」は非常にわずかな率ではあるが、一応その内容を説明しておくと、本心としては婿養子を迎えたいたいが、最近の婿養子不足を考慮して、もし婿養子があれば迎えるが、ない場合、嫁に出してもかまわないというそれほど婿養子を重視していないものである。

以上は子供の全くない場合の養子、並びに婿養子についての考察であったが、どちらの養子にしても希望者であれば誰でもよいというものではない。もし養子を迎えると仮定すればそれはどんなところから迎えたいかということに関して第16表に基づいて見てみよう。養子・婿養子の両者の間では

は迎え先に対する希望は大した相異がないと思われる所以第16表は二つを統一して養子として扱ってみた。結果は「親戚から」という回答が最も多く、次に多かったのは「親戚・知人に限らない」

第16表 養子の迎え先

	江森上	江森下	佃上
a 親戚から	87.5	50.0	77.8
b 親戚や知人	-	-	-
c 親戚・知人に限らない	12.5	40.0	11.1
d わからない	-	10.0	11.1
計	100.0	100.0	100.0

「親戚から養子を望む率が高いのはやはり血のつながりがあるということ、そこには気安さを感じられるからであろうし、「家」観念からいっても養子に血のつながりのあることが、「家」の実質的連続を保てることになるからであろう。

(6) 婚姻

第15表の婿養子の必要性のところでは娘の意向にかゝわりなく婿養子を迎えるという親の一方的婚姻決定が大多数であった。しかし婿養子を迎える場合というのは婚姻の特殊的例であるので一般的な婚姻決定に際してもこれと同様の形がとられるかどうかはわからない。その点を明らかにする為にまず、世帯主が現在の妻を配偶者として決定した当時、その決定は誰によってなされたか第17表から調べていこう。この表をみると配偶者の選

第17表 世帯主の体験としての配偶者選定

	江森上	江森下	佃上
a 親	66.7	45.5	10.0
b 本人	-	45.5	30.0
c 親と本人	22.2	9.0	40.0
d その他	11.1	-	20.0
計	100.0	100.0	100.0

定方法に著しい地区差のあることがわかるであろう。地区別に割合をみてみると、江森上では親、江森下では親または本人、佃上で親と本人の相談が高い割合になっている。そして佃上では割合に大差なくいろいろなケースが見られる。この地区差の原因として世帯主の結婚時期に地区的偏倚の相違が予想される。そこで、三地区世帯主の結婚年月日を戦前と戦後に分けて調べてみると、戦後の婚期の割合が、江森上・江森下・佃上で順に44.4%，25.0%，60%，佃上以

外は必ずしもそのことが該当しないようである。

そこでは、現在の親（世帯主）は子供の配偶者選定にどのような方法を良しとしているのであろうか。そのことについては第18表を見よう。全体的傾向としては第17表で親

の決定が多かった江森上・下
が第18表では僅少となり佃
上も引き続き低率を保っている。

第18表 子供の配偶者選定

		江森上	江森下	佃上
A)長男	a 親	-	9.1	10.0
	b本人	33.3	18.2	40.0
	c親と本人	44.5	72.7	40.0
	dわからない	11.1	-	10.0
	eその他	11.1	-	-
計		100.0	100.0	100.0
B)次・三男	a 親	-	9.0	-
	b本人	33.3	45.5	50.0
	c親と本人	44.5	45.5	40.0
	dわからない	11.1	-	10.0
	eその他	11.1	-	-
計		100.0	100.0	100.0
C)女子	a 親	11.1	9.1	-
	b本人	33.3	27.3	50.0
	c親と本人	44.5	63.6	40.0
	dわからない	-	-	10.0
	eその他	11.1	-	-
計		100.0	100.0	100.0

う。全体的にはさしたる変化はりかがわれないが、部分的に長男に比べて次・三男の方が親の介入度合少となったところがある。そして女子が中間的存在にあるようだ。長男に対してはあととりとしてや親との同居をある程度まで前提としている為、極部的にでも差異が現れたのであろう。

さて養子の項で養子の迎え先に対する希望を調べたように婚姻についても配偶者を選ぶ場合どんな条件を希望するか調べてみた。調査方法は考えられる条件として、こちらから親の職業、学歴、財産、家柄、血統、人柄、容姿、健康、学情、家政の能力、その他の11項目を提出し、そのうち、最も重要と思われるものを順位をつけて5つ選び出してもらった。集計に際しては1位のものを5点とし、2位を4点、3位……というように5位ま

第19表 子供の嫁の選定条件

	江森上	江森下	佃上		江森上	江森下	佃上
健	29.8	29.1	30.6	容	2.5	3.8	0.7
人	17.5	15.1	10.7	財	0.8	-	3.3
愛	6.7	15.9	14.7	親の職業	-	5.7	0.7
家	16.7	8.7	5.3	その他の	3.3	-	-
血	11.7	11.3	8.7	計	100.0	100.0	100.0
統	5.8	5.7	13.3				
家政の能力	5.0	4.7	12.0				
学							
歴							

で点をつけ、各々得点合計からその割合を求めた。第19表がそれである。これでみると、江森上・下の上位から5位は健康、家柄、人柄、血統、愛情5つであるのに対し、佃上のそれは、健康、愛情、家政の能力、学歴、人柄が重視されている。佃上では血統、家柄の減少の代わりに家政の能力や学歴が高率組に入っているのである。選定条件別の重視程度は健康が最多で三地区共通している。そしてそれに次ぐものとして人柄と愛情があるが、それらに僅少差で続いているものに家族と血統があるのはやはり稼どりに対する伝統的選定条件が消え去っていないことを教えている。

2 同族と親族

皆畠部落における同族と親族

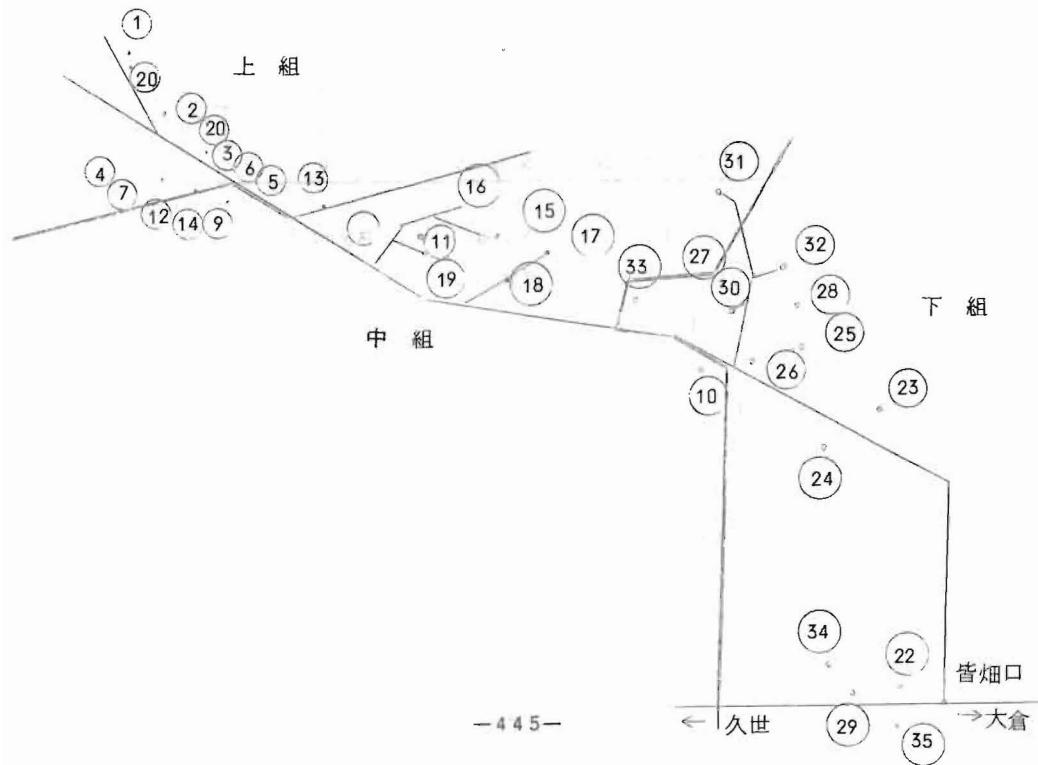
<調査地の概況>

久世町大字隈西皆畠

皆畠部落は、久世よりバスで25分程奥に入ったところの部落であるが、読んで字のごとくみなはたである。山と山にかこまれた狭少な地形を利用して34戸の家々が軒を並べている。家は急な斜面を利用して帯状に、そして畠といえばこれまた急な斜面を利用して、くわとか、みつまたとかを栽培している。

この皆畠部落は戦後皆畠(22戸)と皆畠東(12戸)という2地区に分れ現在にいたっている。もちろん行政的に分れているもののほぼ同じ部落という感じがする。さらにまた皆畠を上組(9戸)、中組(13戸)とに分け、皆畠東(12戸)は下組と呼ばれている。

(第1図参照)



世帯員数
(調査表より作成) (65年)

性別 年令別	男 (人)	女 (人)	計
60才以上	15	16	31
59~16才	39	46	85
15才以下	11	10	21
計	65	72	137

この部落の総世帯員数は、137人でそのうち男65人、女72人で1戸あたりの平均世帯員数は約4.1人である。

さらにこの世帯員数の内訳をみてみると、60才以上31(16)人、59~16才85(46)人、21(10)人となり、中間層が6.2%で圧倒的に多いが、とくに20才前後の人では、都会の方に就職についている人がいるといふこともみのがしてはならない。

次に皆畠部落の土地所有を規模別にみてみると、2町以上が18.3%，1.5町~2町が6.5%，1町~1.5町が32.1%，7.5反~1町が16.1%，5反~7.5反が15.2%，5反以下が11.9%となり、1町~1.5町を保有する家が一番多いが、戸数からすると、5反以下の家が11戸を数えている。(この部落の34戸中非農家は2戸のみである。しかし、田は部落から1kmほど離れたところにあるため、野良仕事にでかけるときは、弁当をもって朝早く家をで

土地所有規模別階層構成

(農業センサス 戸数より作成)

	実数 (戸)	比率 (%)	面 積			1 戸 平 均			比 率 (%)	規 模 別 構 成 比 (%)
2 町	2	6.0	4町	8反	4畝	2町	4反	2畝	18.2	18.3
1.5町~2町	1	3.0	1	7	2	1	7	2	6.5	6.5
1町~1.5町	7	31.2	8	5	0	1	2	1	32.1	32.1
7.5反~1町	5	15.2	4	2	6		8	5	16.1	16.1
5反~7.5反	7	21.2	4	0	2		5	7	15.2	15.2
5 反 以 下	11	33.4	3	1	6		2	8	11.9	11.9
計	33	100.0	26	5	0		8	0	100.0	100.0

れば夜まで帰らず(昔)バイクなどが普及する前までは牛を利用して坂道を昇りおりしていたそうである。このように地理的にも本当に狭い谷間にある部落にあっては、田といえば遠く離れたところにあるという不便さを今ではバイク、自転車を利用して大いにそれらを足としている。とくに、バイクは1戸に必ず1つはおいてあるという程その利用度が推測されるのである。山林の土地所有規模もこの部落の経済的要素を理解する上で重要であると思われる所以、山林所有と土地所有を合わせて図にしたのを参考にしてみると、土地所有以下で山林所有が5町以下が10戸でやはり小規模な零細農家といえよう。中間層と思われる土地所有が1町~1町5反で、山林所有が10町~15町の農家は4戸、そして土地所有2町以上で山林所有が15町~20町という農家は1戸のみ、さらに土地所有1町5反~2町で、山林所有が20町以上というのは1戸という状態である。

土地所有規模別山林所有農家数

(戸表より作成)

土地所有 山林所有	5反以下	5反～ 7.5反	7.5反～ 1町	1町～ 1.5町	1.5町～ 2町	2町以上	計
5町以下	10	5	2				17
5町～10町	2	2	3	2			9
10町～15町				4		1	5
15町～20町						1	1
20町以上					1	1	1
計	12	7	5	6	1	2	33

そして家計をたすける意味で、農閑期を利用して県南のい草刈や田植えに出稼ぎにでかける人も多い。

階層別労働力構成

(農業センサンス 事表より作成)

	雇用	手間雇	手伝い	計
1町～1.5町	18	14	2	34
7.5反～1町	5			5
5反～7.5反				
5反以下	35		6	41
計	58	14	8	80

以下の農家は雇傭35人、手伝い6人となっている。

また、階層別従事日数別農業従事者をみてみると、1町～1.5町のグループで150日以上というものが19人、7.5反～1町のグループをみると150日以上11人、この2つのグループと5反以下のグループと比較してみると29日以下11人、30～50日4人という具合に農業従事者の両極端を示していると共に先の2グループは半年近くを農業に従事し、労働力を農業に注いでいることが読みとれる。しかし、後のグループをみると29日以下というのが圧倒的に多い。このことから当然剩余労働力というものが生まれてくると思われるが、その剩余労働力は出稼ぎとか、部落内における手伝いとかテーマとか、雇傭という形をとっているのである。

皆畠部落においては、中間層の人があ
62%を占めると書いたのであるが、
ここで、土地所有、山林所有ということを
考え合わせて(階層別)労働力が
どのように補なわれているか、また充
分であるかをみていきたい。次の図に
もあるように、1町～1.5町の農家は
雇傭18人、手間替14人、手伝い2
人を必要としているのであるが、5反

階層別従事日数別農業従事者

	29日以下 (人)	30日～50 日 (人)	50～149 日 (人)	150日以上 (人)	計
2町以上	2		1	5	8
1.5町～2町	1			2	3
1町～1.5町	3	1	1	19	24
7.5反～1町	1	1	3	11	16
5反～7.5反	3	3	3	8	17
5反以下	11	4	1	3	19
計	21	9	9	48	87

さらに、農家の経済とちがうこと考えてみると、この部落の経済状態の1つの指針となりうる農産物販売状況というものをみてみると、70～100万円の農産物販売というのは、33戸中2戸、10～20万円、30～50万円が各々7戸となり、この部落の農産物販売の平均は20万円余となる。したがって消費経済の浸透と相俟って出稼ぎの占める重要性が表われているように思われる。

階層別農産物販売状況（農家数）

	販売なし	3万円未満	3～10万円	10～20万円	20～30万円	30～50万円	50～70万円	70～100万円	計
2町						1		1	2
1.5町～2町						1			1
1町～1.5町				1	2	3		1	7
7.5反～1町				3		1	1		5
5反～7.5反		1	1	2	2	1			7
5反以下	4	4	2	1					11
計	4	5	3	7	4	7	1	2	33

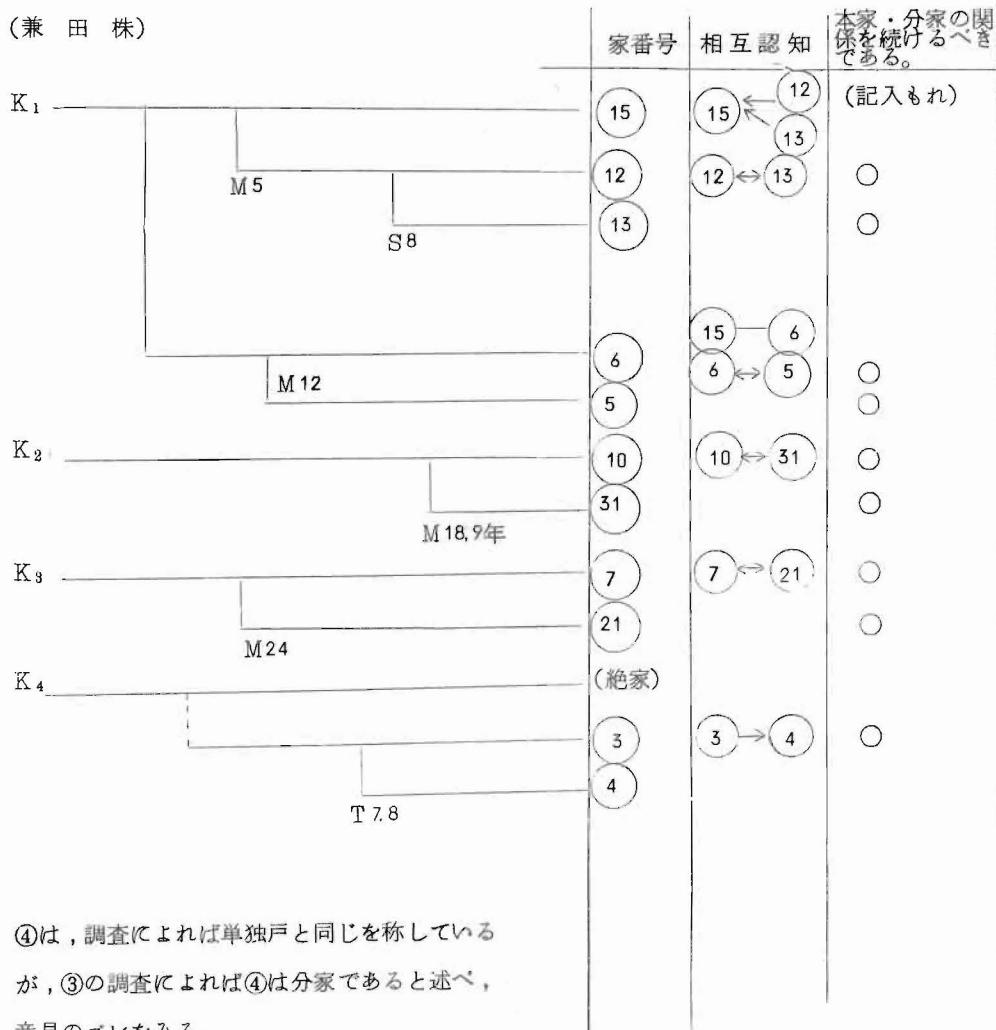
〈同族の構成と機能〉

皆畠部落34戸を性別にみてみると、兼田姓11戸と圧倒的に多く次いで牧姓、千後姓、伴姓がそれぞれ4戸、池布姓、金崎姓が各々3戸、池田姓、下尾姓がそれぞれ2戸、単独姓は1戸のみである。

	性 別	家 番 号	戸 数
1 (兼田)	K 1	(3) (4) (5) (6) (7) (10) (12) (13) (15) (21) (31)	1 1
2 (牧)	M	(9) (11) (14) (16)	4
3 (千後)	S e	(24) (26) (28) (33)	4
4 (伴)	B	(29) (30) (32) (34)	4
5 (池布)	I 1	(1) (19) (27)	3
6 (金崎)	K 2	(17) (18) (25)	3
7 (池田)	I 2	(2) (20)	2
8 (下尾)	S i	(23) (35)	2
9 単独 姓		(22)	1

(34)

(兼 田 株)

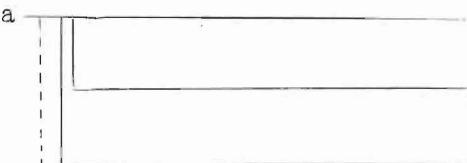


家番号 カブウチ一同が集まる時

	年年 末始	田上 植り えに	年法 忌要	吉凶 事	盆彼岸	氏神祭	先祖祭	その他	所属組
(15)	○					○			中
(12)	○		○	○	○初盆のみ				中
(13)				○	○初盆のみ				中
(8)			○			○	○		上
(5)			○	○					上
(10)			○	○					中
(31)				○					中
(7)			○	○					上
(21)			○	○	○初盆程度				上
(3)			○	○					上
(4)								ない(集まらない)	上

(金崎株)

Ca



家番号

相互認知

本家・分家の
関係を続ける
べきである。

17

18

25

(絶家)

14

9(A)

歓治(久世, 目木)
久男(久世, こさか)
(B)

17 ↔ 14

18 → 25

25 → 9

9 → A

14 → 9

B

(牧株)

(絶)

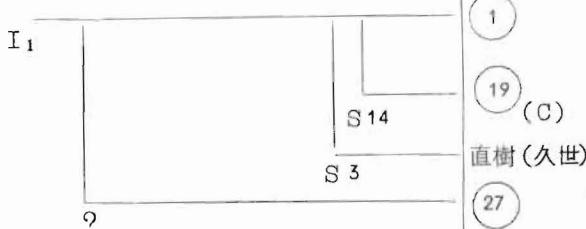
11

16

家番号 カブウチ一同が集まる時

	年年 末始	田上 植え 元に	年法 忌要	吉凶 事	盆彼岸	氏神祭	先祖祭	その他	所属組
(17)	○戦前		○	○	○初盆				中
(18)			○	○	○初盆		○		"
(25)			○	○		○			下
(14)	○		○	○					中
(9)				○					"
(11)				○					"
(16)			○	○			○		"

(池 本 株)

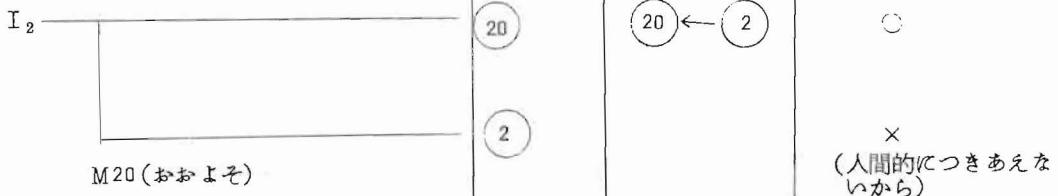


家番号 | 相当認知 | 本家・分家の関係を続けるべきであるか。

○

○

(池 田 株)



20 ← 2

○

×
(人間的につきあえないから)

(下 尾 株)



23 ←→ 35

○

○

家番号	カブウチ一同が集まる時								所屬組
	年年 末始	田上 植えに	年法 忌要	吉事 凶にて	盆彼岸	氏神祭	先祖祭	その他	
①	○		○	○					上
⑯			○	○					中
⑰			○	○	初盆○			○普請	上
②				○	○				"
㉓			○	○					下
								(集まらない。) カブウチとして別になし	"

〈株構造について〉

次に皆畠部落における同族ということについてふれるために現在おいては“同族である”といふその観念はどうであるか、さらに同族団を中心とするところの機能はどのようなものであるか、村内においてその機能の位置付けはどのように考えるべきであるか、といった様々な問題を提起してくれる。そこで、さらにくわしく具体的に考えるとともに，“同族”あるいは同族団というものについては喜多野教授の説によれば、「本家、分家の関係につながっている家の連合体であり、その結合原理は系譜関係にある。」と述べられている。この説を参考することにしたいと思います。そこで、この皆畠部落における同族あるいは同族団成立を確認するために、相互認知が成立しているあるいは本家、分家の関係を続けるべきであるかという調査(票)用紙の質問に対して、そのほとんどが是としている。1.2.例外とみられるものはあるのであるが、しかし、現在この部落にあっては“同族”ということばを使って意識しているではなくて“布家だから、分家だから”とか“同じカブウチ”というこの言葉でもって、同族意識、同族団意識を表わしているようである。

各々について株構造がどうなっているかを確認してみたいと思う。

1 まず兼田株について述べてみたいと思う。

この部落において、(図)で一応性別に分類して概略をみたのであるが、大体3つの大きな株がある。1つは兼田株(K1とする。以下略す)、1つは金崎株(Oa)、1つは伴株(B)の3つである。

2 兼田株、K1株(⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳)

総本家(⑯)といわれるよう古い家屋敷を思わせたのであるが、元文4年の位牌も残っている。⑯からの分家は、⑰、⑱、さらに⑲、⑳を数えることができる。⑰の分家については、現代の戸主の3代前のM5年の時に分家をし、そして⑰からS8年に⑰の戸主の弟⑲を分家させている。⑲からすれば、やはり近年において分家したことからつき合いも⑰の方が圧倒的であるが、総本家に対してもその地位を認めてはいるが、ただ、家という観念だけで、人間的にもうほとんど関係はないといいきっており、中代の交替をうかがい知ることができる。⑰、⑲は戸主が兄弟同士ということから、その相互認知は成立しているのであるが、総布家としての⑯は分家からは総布家あるいは布家としての地位は認めてもらっていないと調査表からは知ることができるのであるが、この原因と考えられるのは、分家又分家の戸主の方が布家の戸主より年令が上で相当のひらきがある時にいっそその感が強くなるものと思われる。しかしながら⑯において、冠婚葬祭、とくに葬式がとれた場合などは分家はもちろんカブウチすべてを中心として100名近くの同族、親族が集まるといわれている。それを裏付けるかのごとく⑰の戸主は、本家・分家の関係を続けていくべきといった。その理由として日本の家族制度のよさの1つとして相互扶助していくことによって力強さも生まれ、団結の強さもでてくるといっている。ここにも家観念の強さがうかがい知ることができ

るのである。⑯と⑰、⑱との関係について分家した時、その当時の財産分与については不明なのでわからないのであるが、⑲、⑳については、本家（⑲）から自分のところ（⑳）は、これこれ財産分けをしてもらい非常に布家の恩恵をこうむっていると調査項目に答えているところからも布家、分家の間に経済的関係の重要さを表現していると思われる。

のことについて、有賀教授・喜多野教授の家観念についての意識構造を総称的に結論を下している大橋薫氏は分家が成立するためには、また分家として認められるためには、一家の社会的手続きが必要であり、分出後、社会的義務を負い、分家振舞いが必要である。（社会学研究会、ソシオロジN○4 参（1953.3））と述べられていることからも納得せざるを得ない。布家の恩恵によって今こうしてあることができるのであるからという一種の義理というものによっても本分家関係が強く意識されていると思われる。

次に、⑮からの分家としては一番古い⑥及びその分家の⑥についてみてみよう。⑥の分家は現戸主の4代前の戸主が⑮より分れたということであり、約200年前ということである。そのため系統的にみれば⑮が本家は本家であるがもうすでに4代も経っているので本家の地位というものについては認めていない。また、本家に対してもいろいろの面で相談を求めるということもないということである。また、⑮も⑥に対して分家という意識はうすいようである。いわんや⑥についてもそのことがいえる。⑮を総布家として認めることもしないし意識もしていないようである。だからテマガエとかちょっとしてものを借りたいと思う時には⑥と⑥はお互いにそれらの交換を行なっている。もちろん近所という（地理）位置的条件も影響することもあるが、ここにおいても世代の隔りを感じ部分的にはあるが総布家の陰のうすさを認めることができるではなかろうか。しかし、葬式の時おくやみをもっていく家とか祝儀の際などの祝いについては、カブウチをまず第一と考えている。その次に組であると答えられた。このような儀式的、儀礼的な場合においては、カブウチの占める位置というものがクローズアップされてくるようである。しかし、このカブウチとしての占める位置も最近は組・組織によってその役割の比重の減少が顕著になってきている。この皆畑にあっては組の中にカブウチとしての同族があるので組と株の間には重複がかなりみられるので両者の機能、役割についての明確な一線を画することは困難なようである。また、組・組織については調査の都合上詳細は割愛させていただきたいと思います。

（別表）にあるように、カブウチ一同が集時の中で先祖祭の時といわれる所以であるが、分家の⑥から同一の答えも得られず被調査者も高令のため、その（確信性）信頼性は低いとみるのが妥当であろうが、先祖祭をやっているということから本家意識という観念がまだ残っているといつてもよい。また以上⑮、⑯、⑰、⑪、⑥についても年忌、法要、吉凶事といった儀式の時にカブウチ一同が集まるようである。さらに注目されるのは本家としての⑮、⑥にあっては毎年11月2.3日の氏神祭の時カブウチ一同が集まるというのには布家の分家に対する中心性をも認むることができるのではなかろうか。

以上⑯を中心とした⑰, ⑱, ⑲, ⑳の各々の系譜関係をみてきたのであるが、⑰, ⑱と、⑲, ⑳との関係については、カブウチとしてのつき合い程度であり、ただ⑲において何かと相談をかけることのできる中でもとくに頼りにできる者をあげて下さいとの質問に対し、⑰の戸主をあげカブウチという観念よりその人の人間性故に親密さがあると思われる。現に⑲の戸主は“秘密は守る”また、“守れるような人だから”という答えだったのである。この他については、これといった関係はみいだせない。この5戸を総称していふことを許してもらえるならば意識としての同族観念もしくは同族団の観念はうすいが系譜としてのつまり家としての観念としてはあるといえる。

K₂ 株 ⑰, ⑲

⑰を本家とし、M 18.9年頃に⑲は分出すると聞いている。系譜的には⑲は⑰の分家ということになっているのであるが⑲の現戸主が婿養子で⑰の戸主の弟（⑰家では四男）であるということから⑰姓のつき合いが多くお宅で親にゆききしている家がありますかとの質問に対して⑰, ⑲があげられたことでも交際対象の条件というものがわかる。しかし、物の貸借りについてはやはり近所ということと本家でもあるということから気安さも手伝って、⑰をあげている。ここでの相互認知というものについてはどちらも認めてはいるが、上記のように婿養子ということから⑰姓との交際も多いためか、布家・分家の関係を続けていくべきかということについてはどちらも是としながらも⑰の分家が続けていくという態度を変えない限り、こちらも続けていくという少々消極的な感じのする認知状態である。しかし、ここに直接血のつながりのないただ系譜関係のみでは、本家・分家の関係結びつきというものはその意識の弱さというものを感じさせるのであるが論の飛躍であろうか。

⑲における調査によれば昔は兼田姓はすべて株内だったそうですといわれたのであるが（筆者）調査者自身、その系譜関係が資料不足と勉強と相俟って確認することができず、K₂ 株としたのであるが、K₃, K₄ 株についても同様のことがいえる。そして⑰, ⑲を含む7カブ（⑰, ⑲, ⑳, ⑷, ⑸, ㉗, ㉘以上兼田姓）と称するカブウチを中心として水車を利用している。この7カブの中に⑰とか⑷という姓の家がうかがえるのは昔のカブウチ（つき合い株ではない）における。同族であったのではないかとも勝手な想像をしているのである。（現在はつき合い株がほとんどでその構成は（⑰, ⑲, ⑷, ㉗, ㉘）である。また、カブウチ一同が集まるというのは⑰は年忌、法要と吉凶事、⑲は吉凶事のみといった極、何事かがおきた時のみに限られているようである。

K₃ 株 ⑰, ㉘

本家の⑰はここに定住されたのはいつごろからですかとの質問に対して約200年と答えていた。本調査地においては200年から300年と答える家が多いことからも、また部落のお墓の近

くの石碑には平氏の落人とおぼしき文章が刻まれていると聞きとりによって年にしている。直接の資料がないので残念ではあるが、地理的条件として山の谷間に囲まれていることからもその封鎖があり、200年あるいはそれ以上の古さをもった家が多いのではないかとも思われるのである。相当蛇足のようになつたのであるが、⑦からの分家⑧は現戸主の2代前の時、M24年に分出している。お互いに相当認知が成立し、本家・分家の関係を続けていくべきであるとその意見の一貫をみている。分家としての⑨は部落内に近親者がいないということのために本家に相談に行くということはあるのであるが、そのような相談事の場合でも母親の実家とか妻の実家に行って相談をするという親族関係の意味あいが強くてくるのである。もちろん⑩の戸主と⑪の戸主との年令的差のために儀礼的な相談については聞きに行くが、何か仕事のことで手伝ってほしいと頼みにくるのは分家よりも⑫の本家の方が多い。⑩、⑪について、布・分家の関係を続けていくべきとするその理由としては、⑬は自分の家から分れたため血のつながりというものがあるからとするのに対して、⑭もまた血族の面で（ここでは被調査者のなまの声を書いてるので、意味するところは血のつながり面と解していいと思う。）本家は布家としてつき合うべきだとしている。ところが⑮についてみれば、家族員数4人といった夫婦家族であるため、上記に示したように相談相手も近くの本家よりも妻の実家との関係が多くててくる。こうした点においても核家族（3世代、2世帯家族、直系家族、近代家族）から、1世帯（夫婦家族）へと移っていくことにより本家・分家の意識の重点の置き方も変化せざるではないか。また、同族意識に対して親族意識の高揚をもうかがわれたのである。またカブウチ一同が氏神祭の時に本家に集まるということもない、だから各々いわゆる“なんどごと”、年忌、法要、吉凶事の場合しか集まらない。

K₄ 株 ③、④

（図 N.6）からもわかるように、K₄ 株の総本家と思われる家は絶家てしまっている。そして④は調査によれば、現戸主の6代位前の時に分家したといっている。その結果、今まで分家なしできているから分家なしということができるのである。相互認知のところでも④は③というものを認めていないし、本家・分家の関係を今後も続けていたかについては未回答、しかし、さらに具体的に詳細にみると④は分家をだしていないから単独戸であると称しているのであるが、一方、③の調査によれば本家は④ではなくて③であるとして分家は④であるとしている。ここに意見のくい違いを見るのであるが、理由としては次のように思われる。③の夫が（戸主は夫人、1人生活、夫人の夫死亡）彼の兄である④の戸主と共に生活している時に、現在の③の家屋敷のすぐ下の畠のところの家から現在の④のところに新居をかまえたが、どうしたことか③の前戸主が父親と共に分れ、現在の③のところに住居をかまえた。これは③の戸主を中心としての聞きとりによっての回答なので、まま論の逆転があるかとも思われる。従って、本調査者は図のように③の戸主の意見は尊重したのであるが、系譜関係からいえば④の方が分出したというべきであると思う。③の戸主は主人の父親が主人の兄のところからこちら（③）にきたということから、本家

は③としたのであるが、やはり分家といった方が妥当であろう。しかし、③は現在戸主1人ということから、近所交際ということから④あるいは⑦とのつき合いが多く、各々と家とテマガエをやっている。テマガエの内容としては、③の家ではカイコを飼育しているので多忙な時には1人では、どうにもならないという場合がでてくるので、④、⑥、⑦に頼みに行く、そのテマガエとして田植えとか、稲刈の特に仕事を手伝うことにしている。さらに交際として④は単独戸であると称しているだけにカブウチ一同が集まる時はいつかとの質問には「ない、集まらない」と答えている。このことからも④は③との関係については、本家・分家の関係などよりつき合い株としての意識しかないようと思われる。

以上、兼田株K₁, K₂, K₃, K₄について述べたわけであるが、前述したごとくやはり各々の株間にはなんらかの系譜関係があるのではないかと思われるのであるが、この皆畠部落においては、村内婚が20%近くを占める（表参照）ので、親族関係を結んでいる家があり、同族であると同時に親族であるという形をとる具体的にどういう関係になっているかは、株構造の説明をすましてからにしたいと思うので、一応概略としてあげておきたいと思います。

＜金崎株＞ ⑯, ⑰, ㉕, ㉔, ㉙ A・B

⑯の戸主は現在、町会議員をやっているし、また農地委員とか農協森林組合の理事の役職についている。さらにS 26～30にかけての村会議員を経験し、あらゆる要職についている人である。また、かしてし1.2といわれるしんしょうもちといわれる⑯家であるためにそれだけのしんしょうが財産が彼をして要入たらしめているのであろうと思われる。私たちも1週間あまりここにお世話になり、戸主の人物のよさに気やすく語り合う機会をもつことができたし、気持ちのよい調査というものができた。こんな人柄のためであろう、相談を受ける機会もこの部落で一番多いようである。この家の歴史も古い290年前からの資料もあるという。このようにいわゆる昔から古くて財産のあった家からの分家はどういう状態でなされているか興味がもたれるのであるが、分家はすぐ下の家である⑰さらに㉕、そしてもう1つ分家としては、一番分出が古いと思われる人が現在は絶家となっている。その家は最初は金崎姓を名のっていたのであるが、牧姓から養子を迎えたことにより、苗字を変えたということを聞きとりで耳にしている。従って、現在その絶家から分れた⑯からみれば又分家であるが、㉔, ㉙とそれに部落外への分家A・Bの4つの分出を見る事ができる。㉕, ㉙各々についてみてもそれぞれ時代的には㉔は少なくとも明治以前、㉕は約200年前から分家しているといっているように、その時代的背景がしのばれる。しかも本家・分家の相互認知と本家・分家の関係は今後も続けていくべきであるとはっきり述べているのは、古いために血のつながりはだんだんうすれてきて、等親別にみても（等親別については、後述の図参）[1]以上と思われる関係となっているが、もとは1つであり、先祖から血を受けついできているからという布家⑯の意見として聞かれている通り、分家の㉔, ㉕も同じ意見を述べている。ところが古いと思われる㉔, ㉕からは

一軒の分家もでていないというは何かものたりなさを感じるのであるが、経済的・社会的理由もあるのではないかとも思われるのである。

さらに、牧姓の⑪、⑬あるいはA・Bについてみると⑪、⑬の相互認知は成立している。⑪は⑫を総本家としてその地位を認め、相互認知が成立しているのではあるが、⑬は⑫を総本家としてその地位を認めるより、あそこが総本家であるとも述べていないが、⑫からの認知は調査によればみられるのである。さらに部落外分出の(A)・(B)についても同様に⑫は認めているが、(A)・(B)からの認知は不明である。このように説明してきただけでも皆畠部落の同族の複雑さがわかると思う。さらに⑯の戸主の娘婿が⑰の戸主となるとか、⑯の戸主とⅣ親等の関係にあるということから親族であるということから、またカブウチということから、⑰姓とか⑯、⑭の千後姓との近所交際が多くなる。ここにも本家以上に親族としての近所の方がつき合い上における役割の比重は大きくなり、同族と親族の関係の入りまじった、いや同族団以上に親族のウエイトが大きくなっていることを知ることができる。以上のように金崎株は牧姓という分家があることそれから分家そのものも古いということからカブウチ一同が集まるることはやはり年忌、法要、吉凶事の時が共通してみられる。また、多くの株内があることを先祖祭などがあるのではないかという興味も総本家は先祖祭の時にはカブウチ一同は集まらないとしているのに、⑮のみが集まるといっているが、現在もあるかどうかははははだ疑問に思われるのである。

＜牧 株＞ ⑪、⑯

⑪、⑯両家はどちらも分家同士であるが、その本家は絶えてしまい、その屋敷あととしての敷地は⑫の家の畠となっている。丁度本調査者が⑯家で聞きとりをしている時年令82のおじいさんから、てらはた城の落人がここにきたのがはじまりで、その時の落人の姓が牧であったと述べてくれた。⑪の家についても戸主のおじいさん1人というわけで、どちらも分家させている家もなく、株内としてはこの2戸のみである。⑯について、カブウチ一同が先祖祭の時集まるということになっているが、以前はやっていたとしてとらえた方が妥当ではなかろうか。また、この家はこの部落で唯一の天理教信者である。たいていの家は真言宗で善住寺という寺の檀徒である。あと宗教としては、キリスト信者が1戸というようになっている。さらに⑪の戸主は⑯の戸主のおじにあたり、このことから近所交際とか仕事を頼みに行ったり、また頼みにくる家は⑯が多い。このように⑪と⑯家の間に親戚関係があることから、またそれが比較的新しい時期において成立しているということから親族ということがここの場合でも大きい。

＜池 本 株＞ ①、⑩、⑯、○、⑰

池本株については、①、⑩、⑯と⑰があげられるのであるが、前の3つは、その系譜関係も明白であり、相互認知も成立している。そして、本家・分家の関係は続けていくべきであると

しているのであるが、^②については、系譜からすれば^②の現戸主の3代前の時に^①から分家したことになるのであるが、本家として^①を上げることもしていないし、また^①も分家として、^②を上げてはいないが、しかしカブウチとしては^⑨、^②をあげているから調査者は一応池本株に入れておくこととする。^⑩の戸主は、^①の戸主の弟にあたり、S 14に分家している。また、^①はS 3に部落外に分家している。^①の戸主は、村会議員を3期、町議を1期、さらに森林組合の理事をやったり、大字の区長をやったりしていた。先に述べた^⑦家の戸主とは時代的にはM 3 4、M 3 5年生れであることから、役職・要職についたこととは肩を並べているようである。やはり、この家も財産がしっかりしている。^⑦のようではないが、財産ということからいえばこの部落でトップクラスに入るものといえる。このように本家というものは経済的にも、また社会的にも重要な位置を占めている。また、占めていなければ本家としての価値というもののうすいことを実証しているものといえるのではないか。参考として、また乳牛5頭を飼育所有経営面積、田5反、畠4反、山林11町を保有していることを附記しておくことにする。^⑧について、これは本調査者もわかりにくいのであるが、^⑧の戸主は^②を分家だとして、その地位を認めてはいるが^⑧の方は全然本家として意識すらしていない。しかし、^⑧の現戸主の2代前にとり子、とり嫁を行ない、そのとり子の名前が^②の現戸主の名前と似ているところがあるので、^②は^⑧を分家として認めていることから、とり子は^②家からでないかと推測するのであるが、その点は不明である。また、被調査者が分家という意味をとり違えてとり子としてやった家だから分家と^⑧を称しているのかもしれない。いずれにしても断言できない。不明確なことなので一応羅列することにとどめたい。

〈池田株〉^⑧,^②

株内は2戸のみにすぎないが、^②は^⑧から明治20年頃に分出し、現在は77才のおばあさん1人のみで主人がS 40年なくなってから1人暮らしをしている。2代前に^⑧から分家したのであるが、相互認知をみると、本家の^⑧は^②を分家としては認めていない。その理由としては、現在の^②の主人が存命中は本家・分家のつき合いはしていたが、主人の死亡によって、それとそれ以後現戸主との人間的につき合うことができないためとし、今後本分家の関係を続けていくべきかとの質問に対し、はっきりと“否”という答えをだしている。さらに、^②の戸主はほとんど他の人ともつき合いが少なく本家である^⑧は話し合う機会もなく、相談を受けることもない。そのために分家が本家としての地位を認めていないから、こちらも分家に対して1人ということのために援助をしたり、相談するということもないということである。さらに^②は部落内に本家を除けば一軒も親戚もなく、いわば村で孤立的存在の感がする。しかし、^②は^⑧を本家としての地位を認め、本・分家の関係は続けるべきとしている。はっきりと^⑧と^②の両家の間にはくい違いがみられるのであるが、この原因是血縁者がいないことも大きな理由であろうが個人的な理由とみる方が妥当である。本家としての^⑧は土地所有経営面積、田3.5反、

畠 5 反 , 山林 13 町を保有し , 農機具については , 動力耕耘機 , 同脱穀機 , 噴霧機 , 散粉機 , 発動機 , 電動機とすべて個人で所有し , やはりこの家も土地財産からいってこの部落のトップクラスに属するものと思われる。また , それだけに分家など頼る必要もないといふことがいえる。この両家についてみてもカブウチ一同が集まるといふのは (図 168) のように吉凶事 , 年忌 , 法要 , 初盆の時くらいである。

〈下尾株〉 ⑫ , ⑯

この部落では , 分出した家として一番新しく S 31 年に分家している。本家 ⑬ は 2 代前の時に現在の屋敷地に移ってきたといわれている。大体明治 23.4 年頃だそうである。⑭ は ⑮ との間の本・分家の関係が新しいだけにそれと他に頼っていくところもないことから本家としての地位を認めているし , 今後本・分家関係を続けていくことを是としている。もちろん ⑬ は分家を分家として認め相互認知が成立しているのである。⑬ の現戸主の主人がなくなっているので主人のただ 1 人の兄弟ということからも今後も本・分家の関係を続けていくと断言された。また , こちら (本家) の方は , 老人とまだ若い息子さんたちであるのでむしろ分家の方に相談などをしに行くが , 分家から相談するということはない。⑬ は , 戸主が女性であるということからも父の兄弟の援助というものが相当な比重を占めている。さらに自分の里との交際も同様にある。従って ⑬ の場合 , 部落内における近所つき合いとして ⑭ , ⑮ , ⑯ をあげているがやはり親族を頼りとしているということは事実である。⑯ は , 家族員数 4 人という典型的な夫婦家族のため , カブウチ一同が集まることはないとする数少ない家の例である。また ⑬ は , ⑭ , ⑮ ⑯ の 4 戸と共に皆畠口にあり , 他の 30 戸とは離れているので , 近所交際といつても本家に行くか 3 段に行く程度のものである。いわばこの 4 戸は皆畠部落の飛地といってよいのではなかろうか。

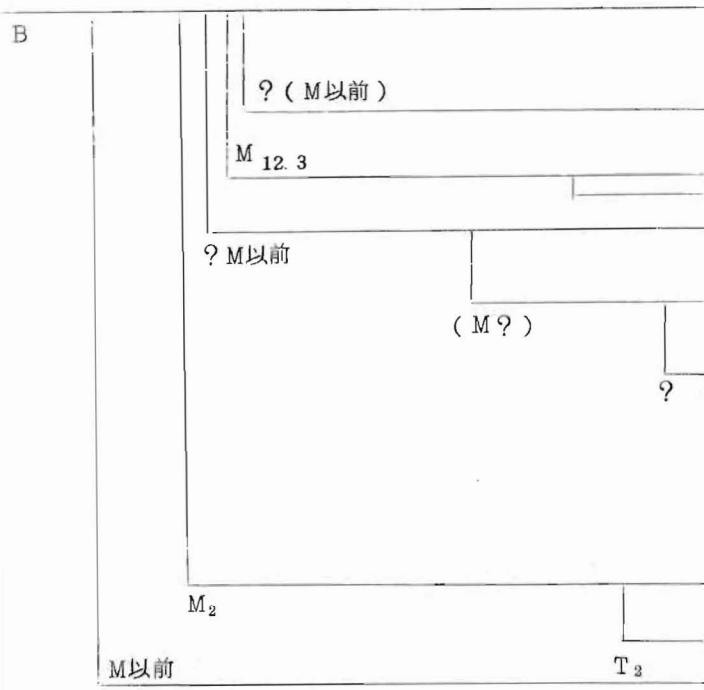
〈伴株 (千後株を含む) 〉 ⑭ , ⑯ , ⑰ , ⑪ , ⑫ , ⑯ , ⑬ , ⑭ , ⑯

今までいろいろと具体的に述べてきたのであるが , この皆畠部落において 3 つの大きな株がみられたが , それは既述のように兼田株 , 金崎株 , それとこの伴株である。⑭ の戸主に対する聞きとりによれば 420 年前 , 作州の城の武士が伴家の兄弟 3 人をみかわの勝田町の真庭郡土井とそれにこの皆畠におき各自で盛栄を図ろうと , 武士をやめた後の生活に備えた。つまり各々のところに養子に行かせたのである。また現在真庭郡土井 , 皆畠みかわの勝田町に伴という古い家がある。そしてまた (姓字) 苗字の許しがでてから伴という姓から兼田姓 , 千後姓と

いうものが生じてきたと述べている。さらに話を続けてこの皆畠に入ってきて屋敷をはじめてかまえたのが⑩の現在のところであることをその屋敷の位置を分析していっている。つまり日あたりがよい、大水やガケがくずれてもこわくない、またカド（庭の意味）が広い、ということを理由としてあげ他の古いと思われる⑪の金崎（姓）よりも、その古さを立証せんとしている。因に屋号を聞きとりをしたところ表（おもて）ということからもその位置のよさは推測することができるのではないか。明確な断言は歴史家にまかせて伴株をさらにくわしく追究していってみよう。

まず⑩が分家としてあげたのは⑪のみであり、⑩そのものも分家の年代がかなり古いため⑪が本家であるらしいといういい伝え程度にしか本家の地位を認めておらない。また、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱の各々が本家は⑪であるとして、本家の地位を認めているが、本家そのものは分家の時代も古く世代の交代もあるので分家というそういう意味がうすくなってきたのだと思われる。だから、この伴株の場合、分家の方々を調査した結果それぞれの戸主が本家は⑪であると答え、その地位を認めていることから、また系譜関係もはっきりしているので調査者は（図 16.9）のごとく本・分関係を図式してみた。注意したいのは、この伴株の中に千後株が包括されていることである。姓別にみれば伴株の株内として、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯が千後姓として含まれていることである。あと⑩、⑪、⑫は伴姓を名のっている。ここであえて上記のごとく冒険をおかして伴株の中に千後株が含まれていると述べたのは⑪、⑫、⑬についていえることが⑪、⑫との間に相互認知が成立し、また本・分家の関係を続けていくべきであるといっていることと、さらに⑪が⑩を分家として、その地位を認めていることからここに千後株が成立しているとみてよいと思う。見方をかえるならば⑪、⑩といった分家が⑪からの系譜関係をたどり総本家としての地位を認め、また⑪も又分家として認めているならばとにかくそのこともないし、もしくは不明確であるが故に本調査者は上記の書き方、伴株の中に千後株が含まれているとしたのである。各々の分家の分出はいずれも古いためか、はっきりとわかっているのは⑩がM 1.2.3月ということ、それと⑪がM 2年であることを除けば⑪、⑫、⑬、⑭、⑮にしろ、明治以前ということはわかっているがその先は不明である。説明書きの順序が逆になるかもしれないが、どうして千後姓ができたかということは、まず⑪についてみれば、現戸主の5代前の源藏がムコ養子であるために千後姓をそのままもってきたのではないかと推測される。⑪、⑩は⑪の分家、又分家だから千後姓は当然である。さらに、⑩についても同様の考えを通用すれば現戸主の4代前あたりに（これは不明）ムコ養子があったのではないかとこれまた推測の域をでないのであるが一応以上のことで伴株の内容、株構造がわかったと思う。（参考として、伴株の株構造を図にして附記することにする）

<伴 株>
(千後株)



家番号	相 互 認 知	本家・分家の関係を続けるべき
㉙	㉙ ↔ ㉚ ㉚	○
㉚	㉚ ↔ ㉙ ㉙	○
㉛	㉛ ↔ (D) ㉛	わからない
㉜	(D) 千後なし (八束)	○
㉝	㉝ ↔ ㉛	○
㉞	㉞ ↔ ㉟	○
㉟	㉟ (現在, 岡山へ) 清治	
㉟	㉟ ↔ ㉛	○
㉛	㉛	○
㉝	㉝	○
㉞	㉞	○

(注) ㉙㉚㉛㉜は千後姓であるが、㉝については4代(ムコ養子) or 5代前がムコ養子のために姓が千後姓となったのではないかと推測される。(いえいの時、伴姓となる。)

家番号	カブウチ一同が集まる時								所属組
	年末 年始	田植え 上りに	年忌法 要	吉凶事	盆彼岸	氏神祭	先祖祭	その他	
㉙				○	○初盆		○		下
㉚									(なし)集まることなし
㉛			○	○	○初盆のみ				下
㉝			○	○					"
㉞				○					"
㉟			○	○					"
㉛			○	○					"
㉝			○	○					"
㉞			○	○	○初盆		○		"

(八軒寄合のみ)

次に各々の株内についてさらにくわしく述べてみることにしたい。(図版9)からも明らかのように②の本家は先祖祭を行なうと答えており、同族意識の強さ、同族団というものを感じさせるところがある。しかしながらいろいろのつきあいで同族と親族を区別するかとの質問に付しては“いいえ”と答えている。この皆畠全体からみても“いいえ”という答えの家が圧倒的(表参)に多い、このことは分家そのものが歴史が古く本家意識の低下とさらに同族でもあり、親族でもある。あるいはなんらかの姻族関係があるという。親族関係の重複によって、同族・親族の区別が不明確になりつつあるといってよいのではないかと思う。さらにこのことのくわしい実証は親族の交際、内容、交際範囲ということからアプローチすることにして、ここでは今まで述べてきたところを参考にしながらこの皆畠部落における顕著な特徴と思われることをかかげる程度にしたい。

次に⑩について、⑩はこの部落で唯一のキリスト教信者であり、戸主並びに夫人は共にろう学校出身者であるため、調査難行、前述したと思うが（別表 169）本・分家の関係を続けるべきかということに対してはわからないと答えまたあまり本家の人は話をしていないということから、近所交際の面では⑩の戸主といふこと同士になる。⑩の現戸主と非常に懇意で相談するのも一番多い。ここにも同族団（もちろん分家としては古くなっていることもあろうが）よりも近くの親族関係の方が多く、その比重が大なることを示しているといえる。

⑧は、分家は②であるが分家の戸主の方が本家の自分よりも年令が大きいために、いろいろの面で相談や援を求めるのは本家から分家の関係の方が圧倒的である。⑧は本・分家の関係を統けていくべき理由として、労働力を援助という場合やはり他人より分家という具合いで、ここでは金銭関係を超越した援助がなされることを述べている。やはり血縁のよさ、強さを表現しているものと思われる。また、この本家⑧は財産はこここの部落のやはりトップクラスに属するといってよい。田8反、畠3反、山林15町の保有をみると共に動力耕耘機、動力脱穀機、発動機といった農機具を個人で使用していることもうなづけることである。

㉙については、㉚の総本家と思われることに対して現在姓が違うということ、さらに屋号も違うということから総本家を本家として認めていないとしている。ただし書きとして、自分（戸主）が知る限りでは、としていることから分家の古さ故にかえって同族・同族団観念がうすくなっていることを示していると思う。従って、ユイ・テマガエといわれる労働交換は本家の㉛とか、自分の弟などとしている。

㉙は、部落外の分家①をもつ、いつ分出したかは明らかでないが、㉚と①との間の相互認知は成立しているし、㉛は本・分家の関係は続けるといっている。また、戸主の父の若死もあってか以前は百姓はしていなかったため、農業面での相談を受けることがなかった。現戸主の話によれば、若い時にはこの皆畠部落へ乳牛の導入の推進委員もやって酪農を企だてたが最初の町の政策の誤り故にふるわず現在では、わずか乳牛2頭のみとなってしまっていた。伴株における分家のうちでもっとも古いと思われる。㉜についてみたいと思う。その定住時はいつごろか

の質問に対して約420年前と答えており、その古さがうかがえる。そして、本家として地位を認めないことの理由として、分家したのが昔であり、身内に濃いものがいないということをあげている。また、自分自身のところで充分にやっていけるから本家に対して援助を求めることもしない。そして、本・分家の関係は続けるとしながらもカブウチのつきあいとして続けるだけという実に消極的な考え方であり、同族をあるいは同族団を意識しての家観念はうすいといわねばならない。しかし、八軒寄合（㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㉛）、つまりカブウチ一同は年忌、法要、吉凶事、初盆の時さらに先祖祭の時に集まると述べている。ここには、何か矛盾がみられるのであるが、あえて先祖祭の意義というか意味というものが問われてしかるべきと思われる。ここには、同族意識ではなくて、先祖祭という儀式的意識が先行するように感ずるのである。

㉙の戸主は、過去12年間部落長を務め現在15年前からの和牛組合長という要職についている。本家・分家が近所であることと、分出が比較的新しいということから、相互認知も成立し、本・分家の関係も相手（本家）が良いからというのではなく、カブウチであるから、社会的に1つのグループとしてかたまって話をすることが多いし血縁はうすくなっているがグループを組むということが村付合いもしやすく先祖を団結して祭るという風習を保つためという理由ではとしている。このように同じ分家でも先祖というものを大事にしていこうとするのは個人の主観差が表面にでてきて、家観念以上に観見が作用してきつつあるようだ。とくに同一の株内でこのような相違をみるとことから。

最後に㉛をみてみよう。㉛の戸主は㉙の弟でもあるし、本家・分家の関係もあるから、本分間の相互認知はもちろんのこと、お互い一番濃いところであるから、協力し合い、本・分家の関係を続けるべきであるとしている。

このように㉛の戸主が㉙から養子にきた、しかも本・分家の関係故物を貸借りするのでも㉙と行ない、テマガエも当然㉙となるが妻方の方からも手伝いにきてもらったり相談があったりする場合は㉙か妻方の方にといっている。典型的に同族であり、しかも親族であるというこの関係は結合の最も強い条件となるものと思われる。

単独戸㉙については、現在居住しているところは、前に住んでいた戸主（の牧保夫氏）が神戸にてたため、そこを借りて、娘夫婦（現在娘婿死亡、したがって戸主は娘）に与える。この入たちは、もともと皆畠部落の1つ下（しも）である行東（ゆきとう）というところから移ってきたことになる。そして、自分たち（娘の両親）も娘婿が死亡したことによって、隠居という形で一緒に住んでいる。ここ皆畠部落において唯一の単独戸である。行東からきてることのためにつき合いも皆畠部落の人以上に行東部落と行き来相談がなされている。

以上、皆畠部落における同族、同族団および同族意識、同族団意識というものを家を中心として、その系譜関係はどうなっているかを見てきたのであるが、各々の株構造を説明していく過程においてふれたと思うが、同族意識はまだまだ残っているが、実質上においては同族であり、

親族である。あるいは、他の同族と親族関係があるということから同族そのものの機能、同族が親族に先行するという意識は少ないとみてよいと思う。やはり、ここ皆畠においても同族と親族の関係はフラットになりつつあるといってよいのではないか。このことをさらに実証するために親族交際、親族範囲というものがどういう状態になっているのかをみていくて考察のよりどころとしたい。

〈親族〉

同族ということについては、前述したが、さらに親族がその同族とどのような関係を保っているかをみていくために、親族の分布状態はどうであるか、親族の親等別にはその分布状態はどうであるか、また同様に交際内容については、親等別、地域別によってどんな状況であるかを把握するために具体的な内容からつかんでいってみたい。そして、以上のような説明をし終えた時に同族と親族の交際内容、分布状態といったものから既述した推測が確かなものとなつて、少しは信頼性というものがでてくるのではないかと思う。

まず、最初に親族の分布状態をみてみよう。（表1）からもわかるように皆畠34戸の親戚づ

（表1）（皆畠部落内）（久世町内）（真庭郡内）

家番号	村内	町内	郡内	県内	県外	不明	合計	家番号	村内	町内	郡内	県内	県外	不明	合計
①	13	6	4	3	1	0	27	㉑	2	4	2	5	3	1	17
②	1	3	1	0	0	0	5	㉒	0	4	5	4	2	0	15
③	3		3	0	0	0	6	㉓	1	8	9	12	1	0	21
④	1	5	2	0	0	0	8	㉔	11	3	4	1	0	1	20
⑤	2	8	5	3	0	0	18	㉕	5	9	3	1	2	0	20
⑥	5		7	2	0	0	14	㉖	3	4	0	2	0	0	9
⑦	5	13	7	0	2	0	27	㉗	3	6	3	1	0	0	13
⑧	10	6	2	1	2	0	21	㉘	1	5	5	1	1	0	13
⑨	6	4	3	0	4	0	17	㉙	6	13	11	3	2	1	36
⑩	5	3	2	0	0	0	10	㉚	6	5	4	4	2	0	21
⑪	10	4	7	1	0	0	22	㉛	5	2	4	0	0	0	11
⑫	9	3	7	4	0	0	23	㉜	5	8	4	6	1	0	24
⑬	6	6	4	4	0	0	20	㉝	14	5	6	0	2	0	27
⑭	18	21	17	5	2	0	63	㉞	2	10	2	1	0	0	15
⑮	8	6	1	0	0	0	15	㉟	1	5	2	1	1	0	10
⑯	7	20	22	7	1	0	57								
⑰	11	12	3	2	1	0	19								
⑱	5	9	8	4	0	0	20	合計	212	214	175	77	31	6	715
⑲	22	4	12	9	1	3	51		(29.05)	(29.93)	(24.47)	(10.77)	(4.34)	(0.84)	(100)

きあいをしている家をすべてあげてもらったところ表のようになつて15戸となり、その約30%が村内ということになる。さらに、村内・町内・郡内、つまり真庭郡では全親戚付合の実に約85%近くになり、1つの地縁的な社会集団を形成していることがわかる。このことは地理的条件さらに社会・経済的条件などにも左右されていたこともいえるのではないかと思う。したがって、まだまだこれからこの割合の変化はみられると思う。とくにこの表の郡内・県内・県外の順にそのパーセンテージの推移があるのではないかと予想されるのである。このように親戚づき合いをしているものをすべてあげてもらったのであるが、さらにこれを親等別に分けた親族の分布状況というものをみていくたい。そして、その親等(父方、母方、妻方、嫁方、別に)別をみるとことによりどの親等が親族としての機能を果していふかを検討してみたい。

(表2) <親族の親等別地域別分布>

親等 地域	父 方							合 計
	I	II	III	IV	V	VI	VII 以 下	
皆 番 部落内	4(45) (66)	15(167) (183)	22(244) (214)	21(233) (39.6)	10(11.1) (526)	1(1.1) (50)	17(18.9) (944)	9(26.7) (100)
久 世 町 内	22(24.1) (36.1)	27(29.7) (329)	27(29.7) (262)	10(11.1) (188)	4(4.3) (210)		1(1.1) (56)	9(26.9) (100)
真 庭 郡 内	18(17.7) (29.2)	21(20.6) (256)	40(39.2) (383)	17(16.7) (32.1)	5(4.9) (262)	1(0.9) (50)		102(20.2) (100)
県 内	11(28.9) (18.1)	13(34.2) (15.9)	9(23.7) (87)	5(13.2) (95)				38(11.2) (100)
県 外	6(35.3) (9.9)	6(35.3) (7.3)	5(29.4) (49)					17(5.0) (100)
合 計	61(18.2) (100)	82(24.1) (100)	103(30.4) (100)	53(15.6) (100)	19(5.6) (100)	2(0.5) (100)	18(5.6) (100)	338(100) (100)

親等 地域	妻 方							合 計
	II	III	IV	V	VI	VII 以 下		
部 落 内	1(167) (25)	2(332) (2.7)	1(167) (23)	1(16.7) (20)	1(167) (33.3)			6(4.6) (100)
町 内	2(34) (50)	25(49.1) (33.4)	23(45.1) (523)	1(1.9) (20)				51(38.0) (100)
郡 内	1(28) (25)	22(61.1) (29.2)	10(27.7) (228)	1(2.8) (20)	2(5.6) (66.7)			36(27.5) (100)
県 内		12(52.2) (16.0)	9(39.1) (204)	2(8.7) (40)				33(17.6) (100)
県 外		14(93.3) (18.6)	1(64) (22)					15(11.4) (100)
合 計	4(3.1) (100)	75(57.3) (100)	44(33.4) (100)	5(3.8) (100)	3(2.2) (100)			131(100) (100)

親等 地域	方							合計
	I	II	III	IV	V	VI	VII 以下	
部落内		2(182) (7.7)	6(545) (18.2)	3(27.3) (6.0)				11(15.5) (100)
町内		9(34.6) (34.6)	13(39.4) (39.4)	2(7.7) (4.0)	2(7.7) (100)			26(36.6) (100)
郡内	4(17.4) (8.0)	8(34.8) (30.8)	11(47.8) (23.5)					23(32.4) (100)
県内	1(16) (20)	7(7.0) (26.9)	2(20) (6.1)					10(14.1) (100)
県外	(1)		1(100) (3.0)					1(14) (100)
合計	5(7.0) (100)	26(36.7) (100)	33(46.5) (100)	5(7.0) (100)	2(28) (100)			71(100) (100)

親等 地域	合計 (父方,妻方,母方)							合計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	
部落内	5	19	29	25	11	11	17	107(19.8)
町内	24	61	63	13	6	6	1	168(31.1)
郡内	23	51	61	18	7	7		161(29.8)
県内	12	32	20	7				71(13.1)
県外	6	20	7					33(6.2)
合計	70(129)	183(339)	180(33.3)	663(117)	24(45)	24(03)	18(3.4)	540(100) (100)

(注) ()かっこ下側は、たて、()かっこ上側は横の百分比

前表(2)において皆畠部落の各戸別親族地域分布の状態について、いちべつしたのであるが、地理的条件もあると思うが概して封鎖的というか、地域集団としての性格が強くでていることはうなづけると思う。さらに、今度は親族の親等別、地域別分布を知ることにより、よりくわしく親族の分布状態をつかむことができると思う。また、この(表2)により、この部落の父方・妻方あるいは母方における親戚付合いの限界・限度というものをも知ることができるとと思う。以下表を参考にしながらみていきたい。

父方は、父方・妻方・母方の親族540戸中338戸を数え約62.5%を占めている。妻方は24%強、母方は13%強の順になっており、父権制の影響の強さを残している。しかし、他の研究資料と比較してみれば、父方の80%(西栗倉村、谷口部落315戸中254、岡山大学教

育学部社会科教室内，地域研究会，地域研究第8輯へき山村の生活P218参)などと比べれば，妻方・母方へとかなりの広がりをみせている。その妻方においては，その交際というか，分布しているのは大体何親等位までをそのつき合いとしての対象としているかといえば，Ⅱ親等からⅢ親等までであり，母方についてもその傾向がある。またこれは通婚圏のこととも関係してくることなのであるが，父方の分布状態をみると，部落内をみると全父方の親族338戸中90戸の26.7%を占めている。それに対して，母方・妻方をみるとその割合は71戸中11戸の15.5%，131戸中6戸4.6%と順次そのパーセンテージが低くなっている。このことは，調査をした結果，ムコ養子とか養子(トリコ)の場合，本家，分家あるいは近所からつまりこの部落内からもらっている。そのため父方の部落内における比率の増大をみると1つの大きな原因ともみられるのである。しかし，母方・妻方についても表からもわかるようにその分布範囲が町内・郡内・県内と拡大し，妻方についてはさらに県外にも分布していることがわかる。つまり世代が漸しくなるにつれて，その親族分布範囲の拡大をみ，小地域集団としての性格をより拡大しつつあるのは主として母方・妻方の果す役割というものであり，その意味するところは大きいと思う。また，ここ皆畠部落の1戸あたりの親族戸数については前述の表2から計算すると24(弱/戸)戸を数え，(和氣町，日生町，頭島における入鹿部落1戸平均9戸，同島，北浦部落1戸平均約13戸，同大学教育学部社会科教室内地域研究会，地域研究第9輯，加子浦の工業化P287参)に比べてその親族関係の大きさを如実に把握することができる。このことをさらにくわしくみると，次のことによっても明らかにされることと思う。つまり，父方における親族(交際)の対象範囲は部落内においてはⅦ以下でも範囲たりうること，郡内ならⅤ親等までは充分その範囲内である。母方・妻方については，父方のように部落内の親族は少ないことからⅤ・Ⅵ・Ⅶ以下はほとんど縁がなくなるとみてよい。

さらに，父方について，もういち考察を加えるならば同族のところで株内構造を説明する時に絶えずくり返し述べてきたのであるが，同族意識そのものは薄くなっているのであるが，“あそこから分家した”のだとか，“本家はあそだと聞いている”といったことからも部落内ではカブウチとして重要視されている。このような横の意識の重なり合いによってそれをおおむねとする地理的条件もあって，父方の親族数がⅦ以下まで多くみられるのであると思う。

父方・妻方・母方の合計についてみると，親族分布範囲が部落内，町内，郡内，県内，県外へと広がるにつれて親等別にもⅠ親等からⅡⅢⅣⅤⅥⅦの順に少なくなっている。つまり親等のこい，うすさと親族の分布状態の地域的差異と一致してくるのである。このことは表からも明らかとなる。

以上，親族の各家別親族戸数および親族の親等別地域別分布についてみてきたのであるが，常に同族とのつながりを念頭におきながらみていきたいと思う。したがって，前述の親族の分布状態をさらに裏付ける。親族の交際内容について論述してみるつもりである。

前述したが皆畠部における1戸あたりの親族は約24戸(平均)となっている。そこで以下は

各々の親族についてどういう場合に行ききをするか、つまり交際ということについて調査表より集計したものである。そこで具体的には、①経済的にこまつた時、②嫁をもらう時、③出産の時、④葬式の時、⑤農業経営の面、⑥秋祭り、⑦建築、⑧屋根ふき、⑨病気見舞、⑩法事、⑪正月、⑫盆、⑬彼岸、⑭節句、⑮その他の15項目に分けて集計してみたのである。これらの表をもとにして、親族の果す機能、その重要性、さらにまた同族（同族集団）に与える影響というものをみていく。

まず、初めに、親族の地域別交際内容（表3）についてみると、地域とその交際内面との関

（表3） 親族の地域別交際内容

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	合計
村内	50	82	75	97	53	42	93	80	92	77	60	59	46	43	62	(284) 1,011
町内	43	86	73	140	33	67	97	60	119	94	54	55	36	26	61	(296) 1,044
郡内	26	75	60	131	26	47	77	44	99	89	44	42	30	21	39	(242) 850
県内	20	52	42	63	16	29	44	26	56	40	28	21	13	14	24	488
県外	6	16	10	21	2	3	6	3	15	15	4	4	4	2	15	126
合計	145	311	260	452	130	188	317	213	581	315	190	181	129	106	201	3,519

係からすれば村内、町内、郡内（これは勝山町、落合町が圧倒的に多い、そして他には湯原町が少し、その交際地域として入り込んできている。）の3地域別がおおよそ3分の1づつ、あるいは（もしくは）それに近い値をだしている。パーセンテージからすれば、28%強、30%弱、24%弱となり、ここにも小地域集団からそのわくをせめて都内といった。中地域集団（このような規定を勝手に設けるのは不配慮きわまりないのであるが表現上やむをえず）まであり、各々についての交際内容は⑨の病気見舞あるいは④の葬式といった時にもっとも交際の激しいピークがあるようと思う。さらに葬式といった⑨の場合（以下、番号でもって項目を略称することにする）はやはりその家にとって最大関心事であると思う。このことと並んでいやそれ以上に⑨のもつ意味は興味があると思う。つまりちょっとしたついでに病気見舞をしてくる。という気軽るい気持ちだけなら数的にいっても、このような10%強という数値はでてこないと思う。やはりここには病気見舞というものを重要視し、1つの礼儀となっているのではないかと想像される。さらにこの表からもわかるようにどの項目を軽くみているという判断がつきにくい。地域的には遠隔地になる程、その交際の重要性は頻度というものは減少するのであるが、項目からはほとんどすべてを交際の重要な対象となし、とくにその中でもといえば④、⑨となり、全体的にみてい

わゆる冠婚葬祭の占める割合は大といえる。

次に親族の親等別交際内容についてはどうかというと、まず父方についてみれば、Ⅱ親等（父

（表4） 親族の親等別交際内容

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	計
父 方	I	26	48	46	52	11	32	46	27	51	43	29	26	13	11	26	487
	II	37	65	57	80	32	44	59	46	71	61	43	44	32	22	42	735
	III	18	60	47	110	24	35	65	32	87	73	35	35	24	18	48	711
	IV	7	27	20	54	14	16	33	21	38	29	22	14	12	13	17	336
	V	6	13	11	22	6	5	17	11	16	15	7	5	7	4	9	154
	VI	1	2	2	3	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1	23
	VII	10	14	14	18	10	9	18	18	16	15	11	13	10	9	12	197
		105	229	197	339	98	142	240	156	281	238	148	138	99	78	155	2,643
妻 方	I	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	1	1	3	52
	II	29	63	47	77	22	31	56	41	71	57	32	32	24	22	33	637
	III	6	13	11	28	5	11	15	11	23	14	5	6	4	4	9	165
	IV	0	1	0	3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	7
	V	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
		40	82	63	113	32	46	77	57	100	77	42	43	30	28	46	876
合 計	I	30	52	50	56	15	35	50	31	55	47	33	30	14	12	29	539
	II	66	128	104	157	54	75	115	87	142	118	75	76	56	44	75	1,372
	III	24	73	58	138	29	46	80	43	110	87	40	41	28	32	17	876
	IV	7	28	20	57	14	27	34	32	61	30	21	14	12	13	10	343
父方・ 妻方	V	7	14	12	23	7	6	18	12	17	16	8	6	8	5	1	169
	VI	1	2	2	3	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	12	23
以下	VII	10	14	14	18	10	9	18	18	16	15	11	13	10	9	201	197
	計	145	311	260	452	130	188	317	213	381	315	190	181	129	106		3,519

の兄弟）、Ⅲ（従兄弟、従姉妹）親等が各々3分の1近くなっており、交際内容とからみ合わせてみれば、その各々の項目においてはやはり④が12%強となっており、妻方についてみれば偶然か12%限となり、ほぼ父方・妻方における葬式の占める位置というものが数的にもタ イアップしていることが明らかとなる。（前表3）でも明らかにしたように父方の（親等別）親族地域別分布がV、親等あたりまで妻方についてはⅡ、Ⅲ親等がその分布状態の範囲を示していたが、図2でも父方の交際内容各々についてみれば、行ききも、V親等あたりとなり、交際内容による比重はあまりへだたりがなくなってくる。妻方についてもやはりVI、Ⅲ親等が各々の交際内容に関係しているうちでやはり集中がみられる。これは親族数の多少の違いによっ ても生じていると思われるが、今までの図表からも気付くことができると思うのであるが、各項目中にあって④、⑧の占める割合というものは、前述参考文献第8輯（P221）、第9輯

(P290)の傾向と同じであるが、なんといっても交際内容の豊富さ、頻繁さというものの働きが大きいと思う。つまり、このことがつき合いを通して親族間の交際を密にしていることになり、また親族を非常に大事にしているということがうかがわれるのである。

親族の地域別交際内容(表3)と親族の親等別交際内容(表4)とをくみあわせて集計したのが表5である。(前述地域研究第9輯P293集計参)この表によって各々の項目における

(表5) 親族の親等別・地域別交際内容

交際内容	親族親等別 地域別	父 方							計
		I	II	III	IV	V	VI	VII	
①	村 内	3	11	11	6	4	1	10	46
	町 内	6	11	4	1	1			23
	郡 内	5	10	3		1			19
	県 内	8	3						11
	県 外	4	2						6
	合 計	26	37	18	7	6	1	10	105
②	親族親等別 地域別	父 方							計
	村 内	2	14	18	16	11	2	14	
	町 内	15	18	13	4				50
	郡 内	10	19	22	4	2			57
	県 内	13	11	6	3				33
	県 外	8	3	1					12
③	合 計	48	65	60	27	13	2	14	229
	親族親等別 地域別	父 方							計
	村 内	3	14	17	12	9	2	14	
	町 内	14	15	12	4				45
	郡 内	9	18	12	4	2			45
	県 内	12	10	4					26
	県 外	8		2					10
	合 計	46	57	47	20	11	2	14	197

交際内容	地域別	父方							計
		I	II	III	IV	V	VI	VII	
(4)	村内	5	15	22	19	11	3	17	92
	町内	16	24	22	10	4		1	87
	郡内	11	22	42	21	7			103
	県内	12	15	10	4				41
	県外	8	4	4					16
	計	52	80	110	54	22	3	18	339
(5)	村内	3	11	10	10	4	1	10	49
	町内	2	8	6	3	1			20
	郡内	2	9	5	1	1			18
	県内	4	3	2					9
	県外		1	1					2
	計	11	32	24	14	6	1	10	98
(6)	親族親等別	父方							
	地域別	I	II	III	IV	V	VI	VII 以下	計
	村内	3	8	8	7	3	1	9	39
	町内	13	15	11	4				43
	郡内	6	13	12	5	2			38
	県内	10	7	3					20
(7)	県外		1	1					2
	計	32	44	35	16	5	1	9	142
	村内	5	14	20	19	10	2	18	88
	町内	15	18	19	5	2			59
	郡内	11	16	21	7	5			60
	県内	12	10	4	2				28
(8)	県外	3	1	1					5
	計	46	59	65	33	17	2	18	240
(9)	親族親等別	父方							
	地域別	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	村内	3	14	17	14	9	1	18	76
	町内	12	12	5	3				32
	郡内	4	14	8	4	2			32
	県内	8	5	1					14
(10)	県外		1	1					2
	計	27	46	32	21	11	1	18	156
	村内	5	14	22	19	9	2	16	87
	町内	16	21	26	6	4			73
	郡内	11	20	30	10	3			74
	県内	12	14	7	3				36
(11)	県外	7	2	2					11
	計	51	71	87	38	16	2	16	281

交際内容	親族親等別 地域別	父方							計
		I	II	III	IV	V	VI	VII以下	
⑩	村内	3	12	17	15	8	2	15	72
	町内	13	18	23	5	1			60
	郡内	10	19	28	6	6			69
	県内	9	9	4	3				25
	県外	8	3	1					12
	計	43	61	73	29	15	2	15	238
⑪	村内	3	11	11	12	6	2	11	56
	町内	10	13	10	2				35
	郡内	7	10	11	5	1			34
	県内	9	6	2	2				19
	県外		3	1					4
	計	29	43	35	21	7	2	11	148
⑫	村内	3	13	10	11	4	1	13	55
	町内	4	11	7	2				24
	郡内	8	9	12	1	1			31
	県内	5	7	2					14
	県外		3	1					4
	計	26	44	35	14	5	1	13	138
⑬	村内	3	8	8	9	4	1	10	43
	町内	4	11	7	2				24
	郡内	2	8	8	1	3			22
	県内	2	4						6
	県外	2	1	1					4
	計	13	32	24	12	7	1	10	99
⑭	村内	3	7	7	10	3	1	9	40
	町内	2	8	4	2				16
	郡内	1	5	6	1	1			14
	県内	5	1						6
	県外		1	1					2
	計	11	22	18	13	4	1	9	78
⑮	村内	3	10	17	10	5	1	12	58
	町内	5	14	16	4	1			40
	郡内	3	9	12	3	3			30
	県内	8	7						15
	県外	7	2	3					12
	計	26	42	48	17	9	1	12	155

文 際 内 容	親族親 等別 地 域 別	妻 方						親族親 等別 地 域 別	妻 方						
		I	II	III	IV	V	計		I	II	III	IV	V	計	
①	村内	1	1	1		1	4	⑦	村内	1	1	1	1	1	5
	町内	1	14	5			20		町内	1	26	11			38
	郡内	1	6				7		郡内	1	14	2			17
	県内	1	8				9		県内	1	14	1			16
	県外								県外		1				1
	計	4	29	6		1	40		計	4	56	15	1	1	77
②	村内	1	1	1	1	1	5	⑧	村内	1	1	1		1	4
	町内	1	15	10			36		町内	1	18	9			28
	郡内	1	16	1	1		18		郡内	1	11				12
	県内	1	17	1			19		県内	1	10	1			12
	県外		4				4		県外		1				1
	計	4	63	13	1	1	82		計	4	41	11	0	1	57
③	村内	1	1	1		1	4	⑨	村内	1	1	1	1	1	5
	町内	1	19	8			28		町内	1	29	16			46
	郡内	1	13	1			15		郡内	1	19	5			25
	県内	1	14	1			16		県内	1	18	1			20
	県外								県外		4				4
	計	4	47	11	0	1	63		計	4	71	23	1	1	100
④	村内	1	1	1	1	1	5	⑩	村内	1	1	1	1	1	5
	町内	1	33	19			53		町内	1	26	7			34
	郡内	1	20	7			28		郡内	1	14	5			20
	県内	1	18	1	2		22		県内	1	13	1			15
	県外		5				5		県外		3				3
	計	4	77	28	3	1	113		計	4	57	14	1	1	77
⑤	村内	1	1	1		1	4	⑪	村内	1	1	1		1	4
	町内	1	8	4			13		町内	1	14	4			19
	郡内	1	7				8		郡内	1	9				10
	県内	1	6				7		県内	1	8				9
	県外								県外						
	計	4	22	5	0	1	32		計	4	32	5	0	1	42
⑥	村内		1	1		1	3	⑫	村内	1	1	1		1	4
	町内	1	14	9			24		町内	1	16	4			21
	郡内	1	8				9		郡内	1	9	1			11
	県内	1	7	1			9		県内	1	6				7
	県外		1				1		県外						
	計	3	31	11	0	1	46		計	4	32	6	0	1	43

交際内容	親族親等別 地域別	妻 方						交際内容	親族親等別 地域別	妻 方					
		I	II	III	IV	V	計			I	II	III	IV	V	計
⑬	村内		1	1		1	3	⑮	村内	1	1	1		1	4
	町内		9	3			12		町内	13	8				21
	郡内		8				8		郡内	1	8				9
	県内	1	6				7		県内	1	8				9
	県外								県外		3				3
	計	1	24	4	0	1	30		計	3	33	9		1	15
⑭	村内		1	1		1	3								
	町内		7	3			10								
	郡内		7				7								
	県内	1	7				8								
	県外														
	計	1	22	4	0	1	28								

表 6

		合 計							総合計
		I	II	III	IV	V	VI	VII以下	
①	村 内	4	12	12	6	5	1	10	50
	町 内	7	75	9	1	1			43
	郡 内	6	16	3		1			26
	県 内	8	11						20
	県 外	4	2						6
	計	30	66	24	7	7	1	10	145
②	村 内	3	15	19	17	12	2	14	82
	町 内	16	43	23	4				86
	郡 内	11	35	23	4	2			75
	県 内	14	28	7	3				52
	県 外	8	7	2					16
	計	52	128	73	28	14	2	14	311
③	村 内	4	15	18	12	10	2	14	75
	町 内	15	34	20	4				73
	郡 内	10	31	13	4	2			60
	県 内	13	24	5					42
	県 外	8		2					10
	計	50	104	58	20	12	2	14	260
④	村 内	6	16	23	20	4	3	17	97
	町 内	17	57	51	10	7		1	140
	郡 内	12	42	49	21				131
	県 内	13	33	11	6				63
	県 外	8	9	4					21
	計	56	157	138	57	23	3	18	452

		合計							
		I	II	III	IV	V	VI	VII以下	総合計
(5)	村内	4	12	11	10	5	1	10	53
	町内	3	16	10	3	1			33
	郡内	3	16	5	1	1			26
	県内	5	9	2					16
	県外		1	1					2
	計	15	54	29	14	7	1	10	130
(6)	村内	3	9	9	7	4	1	9	42
	町内	14	29	20	4				67
	郡内	7	21	12	5	2			47
	県内	11	14	4					29
	県外		2	1					3
	計	35	75	46	27	6	1	9	188
(7)	村内	6	15	21	20	11	2	18	93
	町内	16	44	30	5	2			97
	郡内	12	30	23	7	5			77
	県内	13	24	5	2				44
	県外	3	2	1					6
	計	50	115	20	34	18	2	18	317
(8)	村内	4	15	18	14	10	1	18	80
	町内	13	30	14	3				60
	郡内	5	25	8	4	2			44
	県内	9	15	2					26
	県外		2	1					3
	計	31	87	43	32	12	1	18	213
(9)	村内	6	15	23	20	10	2	16	92
	町内	17	50	42	6	4			119
	郡内	12	39	35	10	3			99
	県内	13	32	8	3				56
	県外	7	6	2					15
	計	55	142	110	61	17	2	16	381
(10)	村内	4	13	18	16	9	2	15	77
	町内	14	44	30	5	1			94
	郡内	11	33	33	6	6			89
	県内	10	22	5	3				40
	県外	8	6	1					15
	計	47	118	87	30	16	2	15	315

		合 計							総合計
		I	II	III	IV	V	VI	VII以下	
(11)	村 内	4	12	12	12	7	2	11	60
	町 内	11	27	14	2				54
	郡 内	8	19	11	5	1			44
	県 内	10	14	2	2				28
	県 外		3	1					4
	計	33	75	40	21	8	2	11	190
(12)	村 内	4	14	11	11	5	1	13	59
	町 内	5	27	11	2				45
	郡 内	9	18	13	1	1			42
	県 内	6	13	2					21
	県 外		3	1					4
	計	30	76	41	14	6	1	13	181
(13)	村 内	3	9	9	9	5	1	10	46
	町 内	4	20	10	2				36
	郡 内	2	16	8	1	3			30
	県 内	3	10						13
	県 外	2	1	1					4
	計	14	56	28	12	8	1	10	129
(14)	村 内	3	8	8	10	4	1	9	43
	町 内	2	15	7	2				26
	郡 内	1	12	6	1	1			21
	県 内	6	8						14
	県 外		1	1					2
	計	12	44	32	13	5	1	9	106
(15)	村 内	4	11	18	10	6	1	12	62
	町 内	5	27	24	4	1			61
	郡 内	4	17	12	3	3			39
	県 内	9	15						24
	県 外	7	5	3					15
	計	29	75	57	17	10	1	2	201

親等別地域別という観点から親等と地域と交際内容といった3者の関係が浮きぼりにされてくるのである。詳細に述べようとすればくり返しのような形に陥りやすいのであるが、各項目順に父方・妻方さらに総合的なものとしてみていくならば、いっそくわしい点までわかるのではないかと思う。

項目からいえば平均的なつき合いがなされているのは(2)(3)(7)(10)といった項目である。この中

で⑦という項目がうかびあがってくるのはやはり地域の特質を表わしているのではないかと思う。つまり、フシンといふものについて手伝い（テーマガエの形でなされるのが大部分）といふものがなされるが、やはり近くの人でしかも親等の近いものが数的にも多い。また、常識的にも考えられるのであるが、ここ皆畠部落においては、父方の親族が村内に多いこと相俟つてこのような数字になっているものと思う。それから数的にはあるが⑭の節句の時ゆきをするというのが一番低い値をとっている。これは妻方ににおいてもしかりである。ところが、最近では⑬の彼岸の時に行ききするということもだんだんとその回数が少なくなってきたおり、調査の聞きとり中においても、“昔はあったが”という声もよく耳にしたことばである。また妻方ににおいてもその平均的交際内容は⑥の秋祭とか⑦の建築といったものがそれで、交際内容の頻度の大なるものは②④⑧であり、頻度の小なるもの、また小さくなる傾向を有するものは⑤⑬⑭といったところである。以上のこととは父方・妻方ににおいて基本的には同様の傾向を有していることがわかる。また、地域との関係はどうであるかとまず父方の②については、大体Ⅳ親等（おいめい子）で郡内まで位であり、③についても同様のことがいえる。⑦⑩については、少年そのわくが広くなり、Ⅳ親等からⅤ親等まで、地域も郡内から県内へとのびている。妻方の⑥⑦についてみると、Ⅱ親等（兄弟）、Ⅲ親等（従兄弟、従姉妹）、そして町内から県内へと親等からすればやはり一つのかたまとった交際範囲をもつことになるといえる。このように日常生活と結びつく交際内容とか儀礼的なものとかいったものにはおのずから傾向というものが形成されてくる。だから、一般的な形、例えば葬式とかフシンの場合をおおよそ何親等ぐらいまでといったことの実例の1つとなり、この部落においては、親族が多くまた親族のつき合いが多いことから一般以上の親族間の交際があるとみてよいと思う。

1つ気がついたことは、妻方ににおいて⑥という秋祭りの時行ききするという項目はやはり父方の親族よりもその分布が遠くにあるために客として行ったりきてもらったりすることをあらわすものとみてよいと思う。

父方・妻方の親等別、地域別交際内容の合計したものの図表6を総合的に把握すれば、各々の交際内容の項目において親等が多くなるにつれて、交際範囲としての距離も遠くなるのである。その一般的な中にも調査者は、Ⅲ親等まで郡内までをその交際範囲とするものAグループ、さらに1つわくを広げたⅣ親等まででその交際範囲を県内の地域まで拡大するというグループをBといった大まかに2グループに分けて交際内容を分類してみるといっそ交際内容、親等、地域の3者の関係が明らかにされると思うので以下略図を作れば次のとおりである。

図表7

グループ	交　際　内　容
A	① ⑤ ⑯ ⑰ ⑪ ⑮
B	② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

いさか主観の（動搖）主観すぎる感じと、粗雑な感じのする表となつたのであるが、このようにⅣ親等（甥、姪の子）まで県内をその交際内容の範囲とするのが多く

あらわれてくるのは、ここ皆畠部落の親族の特徴となるのではないか。また、このように親族が多く、しかも多くても各々交際内容を密にしてその関係を保ち続けていることからも、同族あるいは同族団との関係は薄いものがあると断定的にまでいえないにしろ、およそそれに近い形をとっていると思われる。同族のところまでたびたび述べたのであるが、同族というか、本家であるとか、分家であるという系譜関係からの意識はあるとしても現実にはそうした意識以上のものが親族集団を媒介として働いていると思う。だから、ここ皆畠部落においては（前述社会学研究会ソシオロジNо4 1953.3）ソシオロジNо4P17 大橋薫氏のいう「親族集団は婚姻及び出生によって媒介される血縁関係の下に成立するものであるから、父系血族と母系方同族との両方にまたがるものである。この場合、父系血族とは右の意味における縁出者と新世帯を以て分家分出したものを含むものであることはいうまでもない。そうだとすると、両者の関係については、同族団は親族集団の成立する範囲乃至地盤の中で父系血族の縁出者を除いた新世帯設立者を地盤として成立するということになる。」というこの考え方があつてはめれば、親族集団のもつ意味の大きさ、同族集団以上のものがあるとみてよい。

以上、論の逆転、飛躍、多々あったと思うが皆畠部落における同族・親族についての調査研究を終わりたいと思う。また、不備、欠陥、いたらなさをどしどし指摘、御批判していただきたいと思います。

（注1）（嫁出、婿出、養子出一血縁者たる擬血縁者とを問わず）

参考文献

○社会学研究会 ソシオロジ Nо4 1953.3

○岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会

地域研究第9輯 加子浦の工業化

—岡山県日生町の場合—

○ 同

地域研究第8輯 へき地山村の生活

—西粟倉村の場合—

以上

第11章 宗教と民俗

1. 宗教

イ. 祭祀組織

—序文—

人間の社会的結合の契機となっているものには、血縁的なもの、族縁的なもの、地縁的なもの、あるいは職縁的なものなど種々の要素があげられる。また、そのほかに思想なり、趣味なり、イデオロギーなり、信仰などを媒介にして結ばれるものもある。

そして、これらの諸要素は歴史的・社会的变化により、さまざまな結合をなし人間社会を形成していくのである。そうした過程の中で、時代が進むにつれて、我々は血縁的、地縁的なものよりも、だいに思想的、信仰的、職縁的なものによって、より深くお互いが結びつけられていくようである。

そこで、ここでは民間信仰を媒介とする結合関係を主題に選ぶことにより、その内容と信仰する人々の社会関係に触れたいと思う。

—久世町の祭祀組織—

久世町の祭祀組織の特徴は、神社についてみれば「宮座」の存在があり、また寺社についてみれば宗教講という形で仏教の布教活動が行なわれたという点である。美作全体をみても「宮座」の存在は数多くみられるが、この地方において現在もそれが消滅することなく、昔の型式を守って祭祀が続いている点は注目すべきものである。

ここでは大津神社と守吉神社の祭祀組織と木山寺を中心とする久世町での宗教講組織を通して、この地方の民間信仰という点を考えてみることにする。

我国の神社の大多数は村落またはそれに準すべきものにより奉祀せられている。今日、官幣社や國幣社のように高い社格をもち、国の崇祀をあおいでいる神社といえども現実にこれに奉仕するものは多くはその周囲にある村落のほかならない。個々の神社が鎮守する対象も今日において多くは村落である。それ故に神社は村落集団と密接な関係を有する。

元来、村落は地域的に散在するために、神社は多く孤立的封鎖的性格を有するようになる。たとえ、広く祀られている神社にしても寺院等にみられるところの密接な相互連絡ではなく、本末の関係も極めて薄いのである。このような原因は多くは、神社に奉仕する村落集団それ自身の性格の中にあると思われる。

神社の大多数は比較的小規模な村落の中に存在するため、当然のこととしてその村落の氏子圏と深い結合関係にあり、この結合関係が村落集団を規定する。それ故に、久世町の神社と村落との関係は、神社と氏子との関係において、ひとつの典型的な組織であるところの「宮座」の現象を調べることにより一層明らかにすることができるのではないかと思う。

(1) 「名」を基盤とした祭祀組織　－大津神社の場合－

神を奉祀することは、村落の人々の集団的な行事である限り、そこに何らかの一定の秩序が生まれる。即ち、すべての神社はその氏子との間に何らかの組織を成立させ、それに基いて祭祀が行なわれるようになっている。そして、何らかの組織のうちで特に「宮座」の現象はその組織の形態が明確で、しかもその機能と作用とがはっきりしているため、それは単に宗教的社会を形成するにとどまらず、政治的、経済的、文化的社会の形成という点にも影響を及ぼすのである。

この地方においては「宮座」という言葉がひとつの祭祀上の権利のように用いられたことが、次の史料によって知られる。

宮座譲渡書

一私儀仕来之宮座、此度都合ニ付キ
米式斗八升ニ而貴殿ニ譲渡申シ候間、
此後決シテ苦情申間敷候、依テ宮座
譲渡書差入申候、如件。

宝暦三酉年九月三日 羽別村

惣右衛門

伝兵衛 殿

これは真嶋郡羽別村、即ち現在の真庭郡勝山町福谷の旧家に伝えられた一通である。しかも安政三年になって、同村庄屋善兵衛が、この宮座が、伝兵衛、一忠伝衛一善兵衛一エ右衛門と伝えられたことを証明している文書もまた残っており、宮座の権利が売買され、その上その格式が庄屋によって確認される必要があったこと、したがってこの宮座が近世の村落共同体の運営にたいしてかなりの意味をもっていたことが了解されるのである。

さて「宮座」の定義であるが、神社の氏子の間に祭祀上の特権をもつ一定の戸数があり、それが集まって祭事を行うものがあれば、これを「宮座」としている。この名称を発生的にみれば、おそらく祭事において氏子がそれぞれの座席について神をまつるやり方につけて名ができたのであろう。これを支えるものとして日常における氏子組織があり、その中で座に出られるものと、そうでないものとが厳重に区別されているとき、出られるものの仲間をまた「宮座」というに至った。この地方では、「宮座」というはっきりした観念よりも「座方」「名株」という言葉が、かわりに用いられることが多い。

大津神社の由緒沿革は「真庭郡史」によれば、約六百年前、信濃国水内郡の国幣社である戸穂神社より分靈を奉祀し、当初は真庭郡美和村大字余野上字宮原に鎮座せられて、当時は「大鶴神社」と称し、その後現在の地へ移転し今日に至っている。当社は永久三年中に豊後国白杵の城主稻葉氏の祖先の崇敬により、同国白杵町の郷社である御靈神社へ分靈を奉祀し、以来今日に至っても今なお同地の人の崇敬するところとなっているということ

である。祭神は天手力男命を主神としている。

この神社の祭事として大祭、中祭、小祭と区別されるものがあり、小祭とは2～3人ほどの奉仕人、中祭とは3名以上の奉仕人のいる場合で、大祭は年に4回ほどである。

「作陽誌」によれば

大津神社：在ニ余野下村一 余野
神狩上村下村之氏社也、祭九月十
五日又十一月八日社家及父老会二
神前一撰二定明年之祭主一 每月
八日十五日奉_二神供一 境内東西
六十間 南北九十四間 社僧日二
藥師寺一今亡

と載せられており、当神社に特異の式祭のあることを記している。即ち、旧十一月八日（現十二月八日）の祭を「霜月祭」と称し厳格な古式に依る祭事が行なわれている。この霜月祭は大祭のうちでも特殊神事にはいる。



（写真1）大津神社

この祭事にたずさわる氏子を九名（クミョウ）と呼んでいる。これがいわゆる「宮座」であり、それらは貞信、貞祐、友貞、友忠、国真、久宗、淨法、末兼、國友、の九つの株である。

美作地方においては「名」とは一定の地域であるとともに、そこに居住する集団をさしている。即ち集落は「名」の集合にほかならないのである。この地方の「宮座」の特色をあげるなら、(1)名主座的性格が強いこと。(2)したがって株座であることであり、また座席が固定していて年齢によるスライディングが行なわれないこと。(3)それだけ年齢階級的構造が乏しいこと。(4)歴史的には莊園体制に深く結びついているらしいこと。(5)そのため、株といつても昔の名主と作人の結合集団構造をもっているらしいこと、などである。

次に「宮座」に入れる資格という点について考えてみると、一般的には「宮座」とは時権的性格をもつものであるから、その地の氏神の子孫であるとか、その地の最初の住民の子孫であるものだけができることができると言われる場合が多い。大津神社の場合は、その点がどうもはっきりとわからなかった。たゞ、苗字をもつ人達であるから相当家格も高く、この地の地主的、武士的存在であったことは確かなようである。大津神社が以前神狩村にあったころ、当時の各部落の世話人の立場にあった人々の子孫が「九名」になっているとも言われているが、はっきりしたことはわからなかった。

「九名」になる氏子株は世襲制で代々より決定しており、九名株をもっている人が死亡などで断絶したり、当屋をつとめるほどの経済的容裕のない場合は、主としてその名主の株内のうち血縁的結びつきの濃いものが引きつぐことになっているが、専権的地位の座を得ようと金銭や米俵などで「九名」株が譲渡されたこと也有ったようである。

原則的には「宮座」は代々にわたって厳しく相続していかなければならないのであるが、近世村落の自立による名の分解、株内の増大や分団化とともに「名」の分割化という農村社会の変革とともに、「九名」株の相続において種々の継承問題がおこったことが予想される。大津神社の場合は他の神社にくらべてさほどでもなく、その地位の絶対性は強固である。ちなみに「九名」株の移動した例としてあげるならば、神社にある棟札によると、

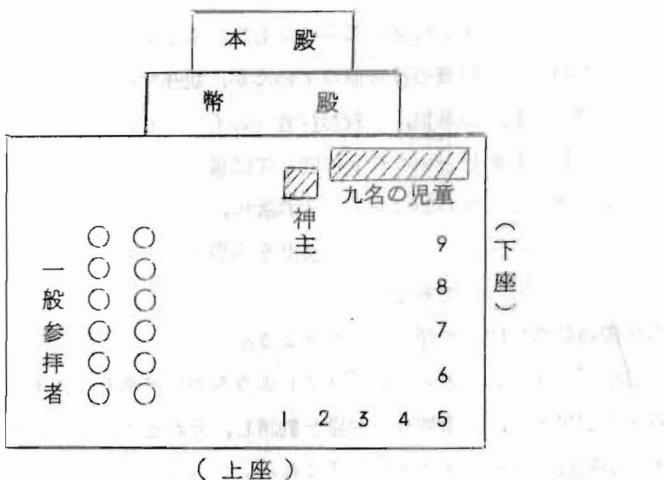
株 名

末 兼 名 :	宝永三年時に福島氏 → 明治三十四年に水沢氏へ
貞 信 名 :	宝永三年時に才原氏 → 寛延四年に入江氏 → 明治三十四年に中野氏へ
淨 法 名 :	宝永三年時に赤木氏 → 明治三十四年に山田氏へ
貞 祐 名 :	宝永三年時に中山氏 → 明治三十四年に中野氏へ
国 友 名 :	宝永三年時に北氏 → 明治三十四年に中山氏へ

が記録されている。この他にも移動があったかもしれないが、史料不足ではっきりしない。しかし、そのほかの株についてみれば、宝永三年時の名主姓と現在の「九名」の姓とが一致するので、おそらく上述のほかは変化はなかったのであろう。

九名以外のほかの氏子達は、この「九名」のうちのだれかに付属している形をとり「寄子（ヨリコ）」と呼ばれる。彼らは「九名」の補助的な立場にあるもので、昔は「寄子」になるにしても厳しい制度があったが、現在では自由にどの「九名」の「寄子」にでもなることができる。しかし、やはり株内範囲内に固定する傾向が強い。

「九名」が世襲性をもっているのと同時に祭事の際の座席に関しては、古来からの席順が現在も慣例によって厳守されている。霜月祭当日の席順は次の如くである。



席順	部落名	株名	名主現姓
1	黒地	貞祐	中野氏
2	江森	友貞	筆井〃
3	土井原	友忠	中山〃
4	入江	国真	入江〃
5	矢古	久宗	浅山〃
6	神狩	浄法	山田〃
7	杵原	末兼	水沢〃
8	町田	貞信	中野〃
9	古屋	国友	中山〃

この場合の座席における上下関係(上座と下座)が、部落や九名の年齢、家格などどのような関係をもっているかということが当然問題となるが、その点ははっきりとわからなかつた。しかし、この座席における上下関係はさほど重要視されていないのではないかと思う。というのは、「九名」という特権的性格は外部に対しては排外的であるけれども内部にたいしては平等であるという観念を有するからである。換言すれば、同じ選ばれた者どおしは等しく神の恩恵、加護をうけるべきであつて、そこには差別の観念はあってはならないとする。彼らの奉祀するのが「神」である限りにおいて。それ故、「九名」の間の年齢差はさほど重要視されないのである。また、この座席に女性が列することを廃するのも、神道の不淨なものは廃するという観念によつてゐる。

霜月祭において神前で決められる主たる事は、当屋の引きつきである。即ち、当屋としての任務を前年度の当屋から次の年へ交替するのである。次の年の当屋の決定に関してはこれも以前は厳重なる制度があったのだが、今は昔の順番をそのまま受けついでいる。今

年は矢古部落の浅井氏であったが来年は黒地部落の中野氏である。当屋の役割は神職制度が確定していなかった時代には、神職の役も兼ねていたが、現在では主として祭の際の神酒や神饌、そのほかの神への供物の準備、一般参拝者へのもてなし、などを行なわれる。当屋をつとめる座株は、神への奉仕ということに関しては最高の榮誉をうけるわけであるが、同時に経済的負担も非常に大きいのである。それ故に、「九名」株の一軒だけでは困難なため、当屋にあたった「九名」の「寄子」の援助を必要とする。そのため、神への信仰を通して縦の関係が強化されるのである。

では、霜月祭の実際の祭事に關して詳しくみてみよう。

その年の四月三日を「シメタテ」といい、「九名」のうち当屋にあたったものの家へはそれに属する「寄子」が集まり、大津神社の神靈を勧請し、それを十二月八日まで当屋にまつておく。その小祠は「オイツキサマ」と呼ばれる。

霜月祭の前日（十二月七日）には神官は当屋に行き、恒例の祭事を行って翌日に用いる餅をつく。餅をつくための餅米は昔は二反ほどの神田から収穫できる米を使用したらしいが、現在は戦後の農地法改正により、神田がなくなつたため神社が以前に貸した田地からの米を使用している。この餅米で供餅一重と丁銀形の餅九ヶと烏餅という小さい餅九ヶ、ふつうの餅を一升歩々搗くのである。丁銀形の餅は丁銀餅と呼ばれ、家内安全、氏族の繁栄、五穀豊饒を祈願した感謝の祝詞とともに「九名」の者に与えられ、普通の餅は一般参拝者に与えられる。

当日、当屋によって「九名」に料理が出され、一般参拝者のためには五升の赤飯の握り飯が用意される。祭当日には「九名」の者は拝殿にのぼり、神官と共に祭典を行う。この祭典は主として氏子が氏神へ感謝して行うもので、やはり農業に関することが多い。祝詞があげられた後に、「九名」の児童により飯1個と五品の山の幸が広げた扇の上へ渡される。その五品の山の幸とは(1)干柿1ヶ(2)柚1ヶ(3)トロロイモ1切(4)山芋1切(5)ナシ1切であり、やはり穀物の豊作を感謝してのものである。当時は仏教的観念が強かったため、精進して魚類、肉類等の物は不淨なものとして嫌ったようである。なお、九個の烏餅は神社裏の木株の根元に供え、拝殿での太鼓の音とともに鳥が飛んできて、その餅を食べるといい伝えられているが、現在ではほとんど行なわれていない。

その後で神官によって本殿より御神靈を拝殿に迎え、当屋引き渡しが行なわれる。引き渡しの行事も、昔は最も重要なものであったが最近は簡単に行なわれるようになった。「九名」の中に、その点に関して厳しく言う古老がいなくなったことにもよるらしい。

最後に直会となり、その場で「九名」による酒宴が催される。以前はこの直会でも厳格に行なわれていて、一般参拝者はもちろん、神官、氏子総代等もその席に列することは許されず、「九名」の特権的行為であった。

以上が少々煩雑になったが、霜月祭の祭事のもようである。

大津神社で現在行なわれているそのほかの年中行事としての祭をみてみると、

正月元旦	元旦祭
二月十一日	紀元節祭
四月三日	交通安全祭
五月十五日	春の大祭（祈年祭） 別名「お田植祭り」
七月三日	虫除け祭
七月十五日	夏 祭
十一月二日～四日	秋の大祭
十一月二三日	新穀感謝祭 別名「新嘗祭」

などがあり、どれをとっても古来からの慣習を守って行なわれているが、その中にも現代にマッチした祈願なり信仰なりが行なわれており、今後の神社経営のあり方をうかがうことができる。

祭祀における神意の具現の方式には、だいたい「お伺い」型と「託宣」型がある。この「お伺い」型の例が秋の大祭であって、この大祭には近隣から多勢の参詣人が集まり、御輿もでて、にぎやかな祭となる。この御輿は十六人によってかつがれ、幡20本、鉾4本、太鼓のあとを御輿が行き三日間にわたって氏子区域内をまわる。氏子及び参詣人はこの御輿にたいして、それぞれの悩みについて「お伺い」をすれば必ず一時御輿が止まり、無言のうちに神意が了解できると信じられている。もうひとつの「託宣」型は、最近では多くが芸能化しているが神楽に際して行なわれるものである。

現在、多くの神社はその祭ひとつをとってみても年々さびれていく状態にあるが、この大津神社の祭は盛大であり秋の大祭には全国の崇教者（50万人ほど）の多くが参拝に行くことである。その範囲は県内では、真庭、久米、勝田、英田、苦田、赤磐、邑久、上道、御津、上房などの郡、岡山、倉敷、玉野、玉島などの市から遠くは秋田県、東京、京阪神方面からも聞きつたえの参拝者がおしかけるそうである。興味あることは、大分県の白杵からの参拝者が特に多いことである。このことは由緒沿革にもあるとおり、豊後國白杵町の御靈神社へ分霊が奉祀されているためであろう。祈願の内容は全般的にわたり、ひとつの決ったものはないようである。

大津神社がこの地方の人々の信仰の多くを集めているのは、もちろん古来からの信仰の強さもあるだろうけれども、時代の流れにそくした神社経営を行なっている点で、これららの神社のあり方を考える場合に注目すべきことであろう。

(2) 「頭」を基盤とした祭祀組織　一守吉神社の場合一

守吉神社は久世町大字櫻東字茂瀬に鎮座の神社であり、祭神は応神天皇、日本武尊とし大国主命、国狭槌命を相殿に祀っている。初めは守宗大明神、王子権現と二座に祀られていたが、時代不詳であるが、その後に同社殿に祀られるに至って明治六年二月守吉神社と改称した。当社の勧請は弘仁十一年庚午三月と伝えられ数回の改築の後に、元禄七年に建

築されたのが現在の社殿である。

守宗大明神は山城国石清水八幡宮の分靈を祀り、王子権現には日吉神社の分靈を祀っていた。そしてこの二つの分靈を統一して祀ることになったので、両方の字をとり「守吉神社」と呼ばれるに至ったのである。

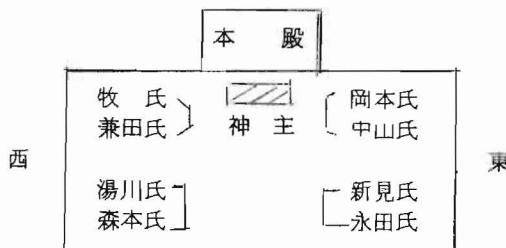
この神社の「宮座」としては古来より「七頭八株」とか「氏の頭八苗」と称せられるもののが存在する。「頭」とは主宰者という意味であるが、それだけでは「宮座」の内容が示す座または組合等の意味をふくまない。しかしこれが「座」と同一視されなければならないことになるのは、それが更に「当」として順番の意味をもってくるからである。即ち、この「頭」は一定した主宰者ということだけでなく互いに回り持ちの当番となるところに「座」の意味をもってくる。故に、「座」と「頭」との区別は集団に中心を置いてみると、当番責任者に重点を置いてみると区別であって、全体の構造そのものについては同一であると考えられるのである。そして「氏の頭八苗」とは次の八株である。

部 落	株 主 現 姓	
1. 旧神上村	岡本氏	中山氏
2. 東谷村	新見氏	永田氏
3. 西谷村	湯川氏	森本氏
4. 西谷村背畠分	牧 氏	兼田氏

この「宮座」としての「氏の頭八苗」の役割としては毎年正月、三月、五月、七月、九月の各節句及び霜月祭ならびに十一月二日の秋の大祭の七回に順次輪番に当屋としての行事をつかさどることである。そしてこの当屋としての行事は「氏の頭八苗」のもの特権的行事であって、他の氏子は全くこれに関与することは許されず、それは大津神社の「九名」と同じ性格を有するものなのである。

行事としては、以前は各祭とも当屋より清酒、ドブロク各一升と山や海の幸が供饌された。秋の大祭にはこの外に初稻の糲二升を進上し、清酒一升を神輿守に授けた。この糲種は更に小袋に分け入れて氏子中の十一部落に配られたそうである。しかし現在ではこのような行事は氏の頭の集まるのが少ないのでほとんど実行されておらず、当屋制自体も失われつつあるということである。

祭事の際の席順も古来より決定しており、次の如くである。



なおこの「氏の頭八苗」の者が神社における特権的地位を強く守っていた資料もある。それによれば、明和年間（十八世紀後半）において社家篠山河内守と社僧との間に紛争があったが、一応調停円滑となり、続いて次代の社家篠山撰津守の時、文化元年（1804年）ついに江戸公事となった。当時氏子および寺僧はおのれの両者に加担し、文化十三年の結審に至るまで社家方は作州内の各社、社寺方は同じく各寺が応援し、時代の風潮を反映して当時の社会的大問題であったが撰津守が死亡し、寺社方代表薬王寺の僧の圭巖もまた勝山の東福寺に移るに及んで解決した。この紛争のため祭事はもとより社殿もひどく荒れはてたのであるけれども、その間にも「氏の頭八苗」の輪番神事は恒例の如く実行されたのであり、社家よりも「氏の頭八苗」が神社祭事に関しては責任的、特権的立場において重要な地位にあったことがうかがわれる。大津神社の場合もみられたが、社家と社寺の紛争は神仏混交の行われていた頃には多く見られる現象である。

「作陽誌」によれば、以前には十一月二日の秋の大祭の時、大津神社と日木地方にある米来神社と守吉神社の三社が会し、「立合祭」という合同の祭事が行なわれ、その後に神輿二体と共に米来神社へ参詣が行なわれたということである。

また秋の大祭において、西谷村字浜田の加藤氏が当日神馬に騎して甲冑を着て、弓矢を持って神輿の先を進み、神殿を三回廻ったのち三方角に矢を放つ。その後に氏頭中の岡本一族の者が甲冑を着、鉢を持って従い、「岡本兵衛頭は藤原氏の末孫なり。」と三回唱えるのが古式であったが、現在では神馬もいらず、弓矢も射ないで簡単に行なわれているそうである。古例の行事がどのような意味をもつものであるかはわからなかった。氏頭のうちで岡本氏が一番有力であったことは、その神田の所有高が最大であることからも想像できる。

次に守吉神社の主な年中祭事についてみてみよう。

三月二十八日	春祭（祈年祭）
七月十四日	「蓮花祭」……「神田当」の者による祭。
十五日	（以前に神田をもっていた当屋による祭であり豊作を願ってのもの。）
十一月二日	秋の大祭
十二月一日	冬祭り（霜月祭）……豊作に感謝する祭。「神田当」の者が中心となる。

この守吉神社は「真庭郡史」によれば、大正年間（十六世紀後半）においてはこの地方の領主等の尊敬が厚く、美和村高山城主の岩佐勘解由の家臣岡本兵衛之輔は同社に甲冑を奉納し、また、東谷村新見氏の祖である吉野郡竹山城主の新免伊賀守の二男新免寿丸は文明年間（十五世紀後半）に東谷村に土着し、当社を崇拝し「天道陣正」と銘のある槍を奉納した記録が残存している。

しかし、今では氏子圈の増大とともに分団化や特権的階級にたいする反感、神道掌持

の衰退とともに、氏の頭制度そのものが崩壊の危機にあり「宮座」の存在意義がほとんど失われてきているのが現状である。

(3) 「宮座」の現象の崩壊化と神道信仰の衰退

今回の調査で感じたことは、現在の村の人々の生活において「祭祀」の果たす役割が徐々に薄らいでいるということであった。特に本来は厳しく古例にのっとり祭祀を行わなければならぬ「宮座」の現象をもつ祭祀組織が、時代が進むにつれて簡素化され、あるいは廃止の方向に向かう原因は一体なんであろうか。

まず第一に考えられることは、氏神信仰において族縁的なものから地縁的なものへ変化する信仰の歴史的発展の過程で生じたと思われる「宮座」の現象が、近代化、都市化した農村の人々の考え方と対立するようになったからである。即ち、「宮座」を封建的遺制と考える傾向が生まれたのである。

第二には、「宮座」を相続していくのには少なからずの経済的負担がのしかかってくるということ。と同時に同族氏子中の結合、協力意識が弱まってきたということである。

第三には、大きな原因だが、神社信仰熱が薄らいできたということである。特に若い年令層の神社に対する無関心が大きい。

更に最近は、「祭事」が宗教的意味よりもむしろ「お祭り騒ぎ」に代表されるレクリエーションのひとつとして取扱われていること。神社経営の資金不足などにも大きな原因があるよう思われる。

調査不足で最初に意図したこの地方の人々の社会関係、宗教意識という点にまで及ばず、単なる祭事の羅列に終始してしまったようである。

一木山寺を中心とする久世町での宗教講組織一

岡山県の県北地方においては、仏教は特に真言宗が多く信仰されている。これは、古くからの信仰、地方有力武士による保護、熱心なる布教、由緒ある寺院の存在などに影響されているところが大きいと思われる。

久世町周辺地域の宗派別分有状態は、右図に示す如くであり、やはり真言宗が多いのがわかる。

次に講組織を見る前に木山寺について触れておこう。

木山寺は旧真島郡木山村大字木山（現在の真庭郡落合町大字木山）にあり、宗派は真言宗高野山派であって本尊は薬師如来である。薬師如来は医学に關係ある仏であり別名医王と呼ぶ。それ故に「医王山木山寺」と称す。

その由緒沿革は「真庭郡史」によれば、弘仁年中に弘法大師の開基にして延喜年中に牛頭天王を勧請して鎮守とあがめ奉る。当寺ならびに脇坊12ヶ寺があつたけれども、天正五年十二月八日火災に会い旧記神祠とも灰燼に帰し遂に十二坊の修造はならなかつた。天正八年三月に

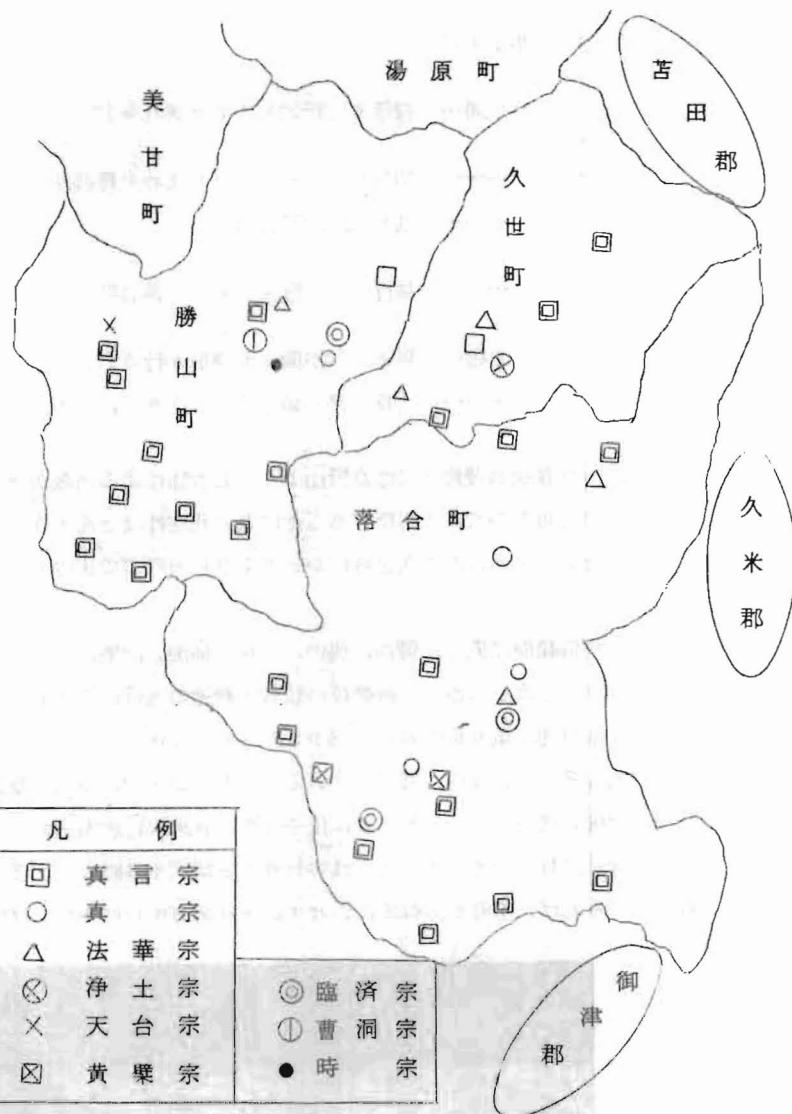
法師宥猛が
社壇ならび
にお堂を再
建し、その
後、山麓十
八ヶ村の人
々の帰依に
より氏神を
崇拝し、木
山神社の別
当寺であつ
たが明治維
新政府の神
仏混淆分離
令の制定に
より社壇は
神官に属し、
薬師如来は
境内にひき
移し仮殿に
安置してい
たのを明治
十八年に増
善覚が本殿
を建築し、

その際本殿
に祭祀された、と記されている。

この由緒沿革にあるように神仏混淆の形態は本地垂跡説により古来より多くの神社及び寺院でみられる。木山寺においても、木山神社が木山寺の鎮守社であったことは残存している棟札によってもわかるのである。（現在は分離している。）

(棟 札)

(梵字) 奉庭之若宮三所權現社一字成就所



次に、木山寺での祭事をあげてみると、

- 旧正月十九日
　　} 会陽……裸祭りで祈願をこめた御札を投げる。
二十日
- 旧二月の午の日……………初午祭で、祈願成就のため柴燈護摩をたく。
- 旧六月十五日……………弘法大師の降誕会
- 八月十四日
　　} ……盆行として檀家まわり（落合町中心）
十六日
- 八月盆の最初の土・日曜……夏季大会が開かれ講演が行なわれ教育的な効果をあげている。
- 十月二十日……………「秋の祭（鎮守祭）」があり、末寺が集まり合同法会を行う。

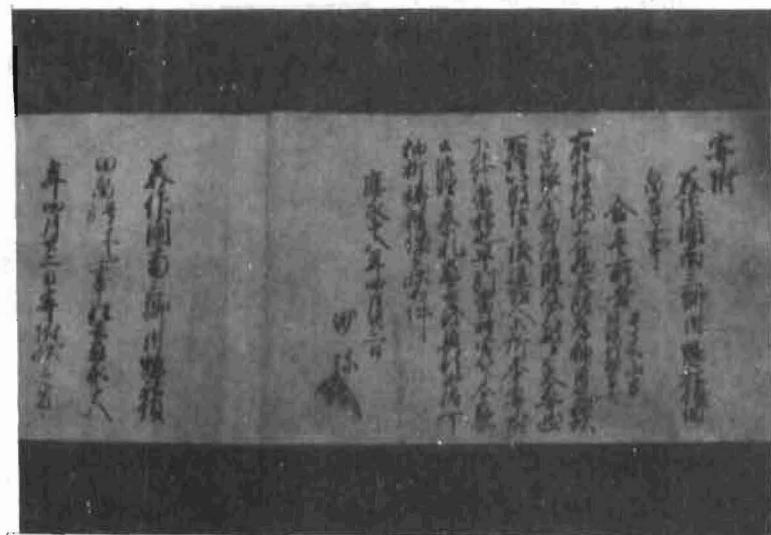
などがあり、また春秋の彼岸時には高野山よりの布教師による布教が行なわれていた。

末寺も以前は旧久世町内には八寺ほどあったけれど現在はほとんど独立した形となり法会自身も独立して行なわれているため久世町においてより落合町での末寺との関係の方が深いそうである。

この木山寺の信仰範囲は広く、備前、備中、備後、播磨、因幡、などに及び、戦前は四国方面からの信者も多かった。しかし、終戦後の仏教や神道の信仰に対する反感や木山神社との分離により、信者も急速に減り信仰範囲も縮少されるに至った。

また木山寺には多くの古文書が残存している。それらの中で、中世末期から近世にかけての美作の守護や戦国の武将——毛利之就、尼子晴久、森忠政、赤松満祐、小早川隆景ら——の寄付状や寄進状が目につく。その内容は寺社領の安堵状や禁制などが多い。そしてこれらの文書を羅列してみれば、室町から戦国にかけての美作地方における地方政権の推移を知ることも可能だし、

また当時に
おいて木山
寺が、大小
の名主達に
よって崇敬
された程度
も推察する
ことができ
るのである。



(写真2) 広永十八年 赤松義則寄進状

この地方の真言宗の布教の手段となったものは、春秋二回くばる御札と宗教講組織によると考えられるが、講組織は現在ではほとんどの地方で消滅したり弱体化している。以前は護摩講とか護符講とかよばれるものが、落合町の内で部落別の檀家をグループとして組織されていたが、これも今はほとんど存在しない。

次に久世町における宗教講組織についてみていくのであるが、現在では木山寺が久世町には、ほとんど関係がないということを先に断っておかなければならない。というのは、木山寺は現在は落合町にあり、久世町における末寺との結びつきもほとんど無くなり表面的には余り久世町とは結びつきはないからである。それ故、木山寺は信仰の本源地という意味だけにとどめておきたい。

この地方の布教は、弘法大師をまつる講である旭大師講を中心として行なわれた。これは、今から八十年程前、弘法大師を慕う信者が四国八十八カ所の靈場になぞらえて、旧勝山町、旧久世町、美和村、川東村、河内村、津田村、木山村、美川村、落合町の九ヶ町村にわたって巡拝の靈場をつくった。靈場としては真言宗にかぎらず、禪宗、天台宗、淨土宗などの諸寺が含まれ、年2回春と秋に大祭が行われて靈場の巡拝コースなどを決定した。

この旭大師講は講の組が三十五ほどであり、講の範囲としては、勝山、月田、河内、美和、川東、落合、津田、久世、木山、富原などに及び、久世町での中心地は多田にある「円山大師堂」であった。

久世では布教活動は、大正十三年ごろ当時真光寺の住職であった神谷尊円を中心となって行い、更にこの尊円を小巻一松が助けて進められていった。小巻一松は播州の人であったが、西町の島田藏具の母と結婚して、この地にもどり御詠歌を伝えた。そして他の10人ばかりの人々と、多田に円山大師堂をつくるために御詠歌を流して、堂建築のための寄付金を集めるために奔走した。

また小巻一松は円山大師堂の裏山に、四国の八十八カ所の靈場の分靈とお土砂を迎えて、その地に石仏を八十八体つくった。尊円の亡きあとは、息子の性円が跡をつぎ、また片山八百蔵らによって寄付集めがうけつがれていった。このころ（大正十三年～昭和六年頃）までに、円山大師堂を中心て御詠歌講がもうけら



（写真3）多田にある円山大師堂

れ、杉山イノ、長田ウメヨなどが中心となり集まって御詠歌を流して歩く講もできた。

最後に、そのほかの講組織についてその内容を簡単にみてみよう。

○大仙講………主として干害の防止のための祈願が行なわれた。毎年、鳥取の大仙院に参拝が行なわれていたが今は、全く行われていない。

○山上講………現在はあまり行なわれないが、少し前までは毎月8日が講の日であり、特に夏の七月十八日には、ウドンを打って食べ、豊作や疫病防止を祈願した。しかし、宗教的色彩より寄合い、祭的色彩が強い。

○薬師講………出雲一畠薬師を祀る。

以前は眼病をわざらった人が治療のため出雲にでかけた。現在は行なわれない。

○荒神講………講日としては毎月二十八日が常である。昔は三年に一回備中神楽を行っていたが、昭和三十五年ごろ神楽は廃止。現在は一月二十八日に部落の神社に世話人が集まり、年間の講費用の決算や荒神費用のため各戸、米麦一升づつ集めることを決める。また部落の役員の改選や講の当番を順番制で決め、当番は講のもてなしを主に行う。

(以上は、久世町の富尾地方の講であって、この外に稻荷講や庚申講、観音講などが行われている地域もあるだろうが、今回の調査では省略する。)

以上、宗教講組織についてみてきたわけであるが、現在では講本来の宗教的意味は薄れ、寄合い、話し合いの場、娯楽の場としての機能が顕著になってきたと言えるし、また布教の限界がそのまま講組織の弱体化につながるようにも思われる。しかし、また、宗教性が薄れてきたのは、講を行うその機会にこそ村の行政的な種々の問題を議論しあうという、祭政一致的な姿が要求されるからであろう。

「宮座」が厳重に地域的であり、その土地の神にたいして、その土地の人が信仰をすることを原則とする封鎖的な組織であるのにたいして「講」は多くの場合、遠い地にある神仏への信仰共同体であると共に、講員も必ずしも地域的制限をうけないという比較的の自由な組織であるため、講のもつ発展的性格は、形は変質しても村落集団の人間関係の信頼性、協調性、融和性を発展させ可能性をもっているように思われる所以である。

以上

附記：聞きとりは、大津神社の場合は神職の笛井弘夫氏、守吉神社の場合は神職の笛井千秋氏、講組織については、木山寺住職高峰秀海・秀清氏、真光寺住職神谷性円氏、富尾地方の池田弁次郎氏それに全体に渡っては、高瀬の豊島義胤氏、以上の方々よりお聞きしました。

○参考文献

「作陽誌」 長尾勝明著

「真庭郡史」

- 「久世町史」
- 「美作の民俗」 和歌森 太郎編 吉川弘文館
- 「美作官座資料」 寺坂五夫編
- 「宮座の研究」 肥後和男著 弘文堂書房
- 「社会と伝承」 第七巻第二号
- 「日本民俗学大系」 3 平凡社
- 「氏神と氏子」 柳田国男

□. 明治以後の宗教 — 成立と発展 —

明治以後の久世町の宗教について比較的多数の信者を持つ黒住教・天理教・金光教・キリスト教を取りあげその状況を記録ならびに聞き取り調査によって考えてみたい。

(1) 神道各派の独立と特色ならびに現況と日本におけるキリスト教の侵透

維新政府の思想的背景には平田派の復古神道があり、祭政一致の政治方針がうちだされた。即ち、明治元年一月には神祇科がおかれ、のち神祇官に昇格、同年三月には神仏判然令の布告が出された。これは奈良時代以来一千年にわたる神仏習合現象の排除であり、神道が仏教の支配下より分離して神祇官に専属するもので神道重視の意向を示すものであった。そしてこの布告に基き仏教の持っていた特権を奪っていった。その際、政府としては神仏分離に重点をおき廃仏毀釈にまで手をはねた意図はなかったが、従来神道家・社家は仏僧のもとに屈服した多年の不平不満を爆発させ、この新政府の方針を好機として仏教排斥を行った。しかし神仏習合の歴史が長かったため、分離にあたり種々の問題や困亂をおこすに至った。神仏判然令を実施するについては神社にある仏教的要素を取り除かねばならなかつたが取除くのに費用もかかったので焼却するのが一番簡単であり大部分は焼却された。廃仏毀釈は断行された所もあり、紛擾をおこした所もあった。岡山県においては池田光政の時代に一応整理が行われていたので大きな混乱は見られなかつたが全国的には混乱したので政府はこの状態を緩和するため、明治三年大教宣布の詔勅を出した。

この頃、神祇官は教部省に変わり、神官・國学者のみでなく仏僧をも加えて教導職につけまた、明治五年五月同省に大教院を設け府県の社寺を中小教院として三条教憲を中心に講義せしめた。三条教憲とは 1) 敬神愛国の旨を体すべき事。2) 天理人道を明にすべき事。

3) 皇上を奉載し、朝旨を遵守すべき事である。しかしこの状態は完全に仏教が神道に屈服した状態だったので、仏教各宗は三条教憲と宗教との混同を非難し、政治と宗教との分離を唱えた。また維新政府の祭政一致の理想もそれを実現する事はすこぶる困難であったのでついに明治八年四月大教院は廢止され、仏教各宗は各自その宗旨を説く事を許された。明治九年十月には教務省も廢止され、祭政一致を理想として最高の地位に神祇官を再興したが十年をたたずして廢止のやむなきに至ったけれども神社に関する幾多の祭儀特典が復興した。

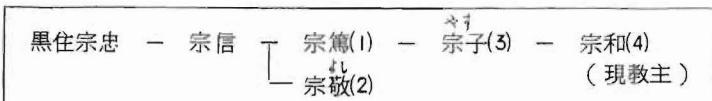
これによって仏教には各宗の宗務局があつて末寺を統制する機関があるが、神道にはないので神道事務局を設けて神道家の統一をはかり大教院に鎮座した四柱の神々をそこに移した。そして神道事務局内に神道大教院を設け、各々に中教院・小教院を設けて布教に従事させた。けれども神道事務局は経済上の苦境におち入り、これに隸属していた神道教会より維持費を徴収しようとした結果、不平をおこして明治九年十月最初に黒住及び修成の二講社が別派分立し、明治十五年頃には他の講社も分立した。その後事務局は附属する講社教会を整理して教規を整え教派神道の一派として神道本局となつた。

以上は明治初期における維新政府の宗教政策の大要であるが、このような情勢の中で、黒住・天理・金光の各教がどのような歩みを続けたかを考察するため、少しさかのぼってそれぞの発生・独立後の状態・教義の特色をさぐってみよう。

I) 黒住教

黒住宗忠は安永九年（1780年）岡山藩の城下岡山町の郊外今村宮に仕える神官の家に生れた。そして文化十一年両親を失った悲しみの中から靈感の自覚、すなわち十一月十一日冬至のあしたを以って天照大神を拝み直受の天命を受け、神人合一の体験を得たという。以来37年、嘉永三年71才で昇天するまで各地に伝道・布教を行い、神文を拝して入門する門徒も嘉永二年には181名（1年間）の多さに達し、門徒の数は増加の一途をたどつていった。

明治五年教団を黒住講社と称し、明治九年には神道黒住派と称して教部省より別派独立を許され黒住宗篤が管長に就任した。同十五年には黒住教と改めている。その後教主も下表の如く変り現在に至っている。



今村宮はもと岡山市内にあったが岡山城築城の際、大元に移したわけであるが、そのため市内に氏子も多く、したがって岡山藩士の門徒が多かった（大元学院　末谷氏談）。

教祖（宗忠）は備前・備中・美作の三国を中心に教えを広めていった。ことに美作地方には高弟が続出し「高弟七人衆決死の大布教」と呼ばれる活躍時代において7人のうち4人が美作地方の出身者である。

また宗忠の高弟、赤木宗春の京都における布教の結果、公家の信任を得、九条尚忠・三条実美等の門徒を得た。このことは安政三年宗忠大明神の神号を賜わり、文久二年神樂岡に宗忠神社創立、慶応二年從四位下の神階を宣下される力となった。このようなことから考えて黒住教は比較的社會の上層階級の間に教徒を得たといふことができる。

明治十八年には今村に宗忠神社創建、三十二年には大教会所を大元に創立、本庁を設け、三十七年には教師養成所（現在の大元学院）を設立して教勢を拡張していく。しかし末

谷氏の話によると黒住教においては明治時代中期、すなわち明治二十年代を最盛期として次第に衰微していったと言われる。その原因として教勢が行きつく所まで行ったことと布教時代の立派な先生が亡くなりあとに続く人がいなかったことをあげておられる。そしてまた宗教というものは時代に合わなければならず現在の教勢がふるわない事にもこのことがあてはまることを指摘している。その他、不振の原因としては新興宗教の抬頭、教団の財政整理等もあげられるようである。

現在の教勢は安永氏の話によると文部省宗務局登録教徒数は40万人（内、改式教徒を含む、純粹教徒3万人^{注①}）と言われている。教会所は全国に379ヶ所を持ち、そのうち岡山县下には教会所85ヶ所、布教所4ヶ所がある。

宗忠は天照大御神を以って宇宙を創造する唯一神と信じ、この神徳に帰一することを教義の本質とした。そして実践を通してこの道に到達するために教徒に日常修養として「教祖神訓誠七箇条」、「教の五事」をかけている。これらの内容を見ると現実を肯定し、自己の分に安んじ、陽気になることを説いており、教徒自身の内面性の修養を強調しているのが特色であって社会の矛盾に目を向け、封建制度への批判をなすなどの性格はなかつたようである。このような自己の内面性の修養といり高い精神性と現実肯定の教えが社会の上層階級をひきつける要因であったのかも知れない。しかし安永氏の話によると布教の武器は何といっても「おまじない」であるといわれ、現在においても入信者は病人が多いと言われるが、これが民間信仰に陥らず宗教として存命したのはかかる武器は教祖の体験した「いきとおし」に導く手段にすぎず深い精神性を教義に持っていたからであろうと思われる。

注① 改式教徒というのは衆の儀式などは仏教で行うが自分は黒住教を信仰しているという教徒のこと。

純粹教徒というのは家もろとも（儀式も）黒住教式で行い、信仰も黒住教を信仰している教徒のこと。

2) 天理教

教祖中山みきは寛政十年（1798年）大和国三味田村前川家に生れ、15才で庄家の中山家に嫁した。天保九年（1838年）自宅で修驗者の祈禱に当って加持代となったところ神がかりの状態に入った。かくしてみきは41才で宗教生活に入り、十月二十六日を以って立教した。その後神託のおりるままに貧困に徹し「をびや許し」をほどこしたのが助けの道あけとなって信徒が続出し慶応二年近郷近在の百姓達だけでなく芝村藩・高取藩はじめ諸藩の藩士で参詣するものも続々と出てきた（「教祖伝」より）。元治元年、社の棟上げも行った。しかし信徒の増えるにしたがって山伏・神主・僧侶、のちには代官所（明治以後は県庁）の圧迫がひどくなり、科料、身柄取調べ、拘留等の事が教祖の身にふりかかってきた。しかし慶応三年七月には吉田神祇管領より認可を受け（明治三年、廃止に伴い公認無効）、明治に入ると明治二年から同十五年にかけて（72才～85才）は「おふでさき」

の完成を急いだ。この間人心を惑わすとの理由のもとに迫害は続けられたがこれに耐えながら（注①）教勢は明治三・四・五年と大和から河内・攝津・山城・伊賀と近隣の国々へ広がっていった。明治十一年頃から同十四年頃にかけて各地に信徒の講ができる（明治十四年20余り），また教義の完成においても明治八年頃よりの「かんろ台」の地場定めに發し，明治十四年初めから目標たる「かんろ台」の石普請を急いでいた。（しかしその信仰の中心たる「かんろ台」の石も明治十五年官憲の手により取扱われている。）

明治十九年には神道本局の教師となり，教会を建てる事を許され，明治二十年二月十八日教祖は多難の生涯をとした。信徒連はその後，神道本局に何度も別派独立を申請した。四度び許されなかつたあとやつて明治四十一年十一月認可され，黒住教に遅れること，実際に32年であった。しかしその後の教勢の進展はめざましく，大正十五年の教祖四十年祭には65万人の参拝者が本部に集まつた。現在では毎月のおつとめ日（26日）には大祭のいかんにかかわらず15～20万人が本部に集まる。海外への布教も活発でハワイ・米國・ブラジル・コンゴ・朝鮮・台湾に多数の信徒を持ち，これらの人も大祭には本部におまいりをする。

岡山大教会よりの聞き取りによると天理教の教会所は約15,000ヶ所，信徒約300万人（このうちようほくの数は昭和四十二年十一月現在で60数万人注②）で，教勢の規模がうかがえる。

教祖亡きあと道の中心たる真柱（管長）の系列は下表の如くである。

中山みき（教祖）	—	真治郎(1)	—	正善(2)	—	善衛（現真柱）
----------	---	--------	---	-------	---	---------

教祖は天理教の根本教義として「みかぐら歌」を残している。これは慶應三年一月より八月までに作ったもので數え歌の形式を取り，おどりにあわせて歌われる。そしてこれを補足するものに「おふでさき」がある。他に「おさしづ」というのがあるが，これは教祖に神託の降る毎に側近者が記録したものである。信徒はこの三つを三大原典として信仰を深めており，また教義の根源をしてそれを体系化するよりどころとなっている。

天理教においては黒住教とは異り，十柱の神（親神）が教祖にのりうつたので教祖は親神の意志を遂行するという点ではキリスト教におけるキリストの立場と類似する。

「おふでさき」の中で親神の存在は時の推移にしたがつて「神」「月日」「をや」の順序を追っている。これは何を意味するのであろうか。天理教の教えが始まってからの人間の心の成長に従つてこれらの呼称を使つたと考えられる。まず「神」と呼ぶことによって人間を越えた至高の存在を知らしめ，次に「月日」と呼んだのは「神」よりも具体的なし

かも我々の仰ぎ見ることのできる月、太陽の名にたくして恵みを知らしめ、最後に「をや」と呼ぶことによって至高の存在ではなく身近において人類に対して慈愛の心をもたらそうとしていると考えられる。そしてこの親神こそ人類の創始者としているのである。人類の親として人類生存の本質である「陽気ぐらし」をさせたいと望まれ、（「月日にわ にんけんはじめかけたのわ よふきゆさんがみたいゆへから 注③）そのためには一体となつて陽氣づとめ（かぐらづとめ）を行わねばならない。

しかもこのつとめは人間宿しこみのもとである「ぢば」においてなされ（「ぢば」の標識としてかんろ台があるわけだが）、心につもったほこりをぬぐいさり、澄み切った心（心の成入）でなされねばならないとしている。こうなった姿でこそ「さづけ」（病助けのために教えられた祈りの形式）によって人類を救済し、自他共に陽気ぐらしの道を歩むことができると。かかる親神の願いが教祖を通して「おふでさき」や「おさしづ」にあらわれ、また教祖自らの行為となってあらわれたのであった。したがって教祖は親神の志を受けつぐ者としての絶対者の立場と積極的に人間に歩みよって祈りと信仰行為のあり方を示す者（ひながたの親）の両者を備えている。この態度は「おふでさき」において鮮明にあらわれている。地上の「月日」である教祖は「天理王命」として祭られるべきであるが「ぢば」にその名を残し自身は現身のかくれた後にも「元のやしき」に留まって人類を守護する形を取っている。これは「教祖存命の理」と言われ天理教信仰の特色ある点である。天理教にあっては親神を創始者としてあがめ、自身の心の鍛錬よりも教祖の言動を一切の行動の基準としており、また助けづとめにより人間を救済して陽気ぐらしの道を歩もうという教えが明治時代の天皇制思想と相容れず迫害理由の一端となつたのではないだろうか。

天理教信仰は要約すれば信仰治療・平易な教え。日常の実行を表面におし出しているのであり、この点が下層民衆をひきつけたといえるであろう。

注① 「ふしから芽が出る」（「ふし」とは弾圧のこと。）

② 「ようぼく」とは「おさづけの理」をもらった信徒を言う。

③ 「おふでさき」より引用した。

3) 金光教

教祖金光大神は文化十一年八月（1814年）浅口郡金光町に香取十平の次男として貧農の家に生れ、川手家の養子となった。当時この地方においては金神が恐れられ、教祖も相次いで子女を亡くし金神七殺の事実を裏付ける悲惨に出会ったが、生来の篤い信仰心から自身の無礼・不行届と反省し、次第に金神に親しむようになり、42才の時の病気を縁に自ら金神の神意を得た。そして安政六年（1859年）「實意丁寧に神信心致して居る氏子が世間になんぼうも難儀して居る。取次助けてやってくれ。」という金光教立教の神宣がくだった。かくして金光大神は宗教生活に入り取次に専念した。（以後24年間）

その後、信者の布教活動によって文久年間（1861～1863年）には地元岡山藩士の入

信を、明治五年頃には岩国・由宇を中心とする東周防地方に、明治八年頃には大阪地方に、明治三十年頃には四国地方へと教勢は拡大していったが、反面、教導職にあらずして人心を集めるとして官憲の圧迫も少くなかった。この状態に対し、教祖は「一面当局の默認を得ると共に時節を待ち、地方にあって取次に従うものにも話で助かる道であることをさとし、世間の誤解を招き、官憲を刺激することなきよう」いましめていた。こうする間に信者のあいだにも次第に教団を組織して教義を宣布しようとの意欲がもり上がり、また明治十五年から同十六年にかけて神訓・神誠も整った。そして明治十八年六月には神道事務局に属して金光教会を創設、明治三十三年（1900年）六月には金光教として独立した。教祖はすべて生活を神にたくし、神の啓示によって取次を行っていた。したがって教義は教祖の教語によって明白となる。一例をあげると「天が下に他入なし」「家の和合」「何事にも信心」「宗旨嫌ひをせぬ」等々、「天地金乃神を礼拝してもその次にはのこらずの金神様をあがめまつって礼拝せねばならぬ…天地の整えた五穀をいただかねば命がもつまいかな。してみればやはりみを天が父、地が母じゃろうが」（注①）。

金光教において今一つ注目すべきは迷信を純化し、金神を善神として尊崇せしむるにいたったことである。

そして金光大神は時の制度を遵奉しつつ、つねに政治の圏外に立って中正円満の大道を説いたのである。

注① 引用文は「金光大神」から抜さいした。

4) 日本におけるキリスト教の侵透

徳川250年の鎖国も終りに近づくと諸外国との通商条約の締結及びそれに伴っての外人宣教師も入って来た。彼らはじめ、琉球を足がかりとして日本入国の機会をうかがおうとしていた。

ここでは久世町のキリスト教に關係するプロテスタントの動き、とりわけ組合教会及び新神学について述べてみたいと思うが、その前にカトリック・プロテスタント・その他のキリスト教について渡来の様子をさぐってみると通商条約締結後、カトリック宣教師が渡来ってきて横浜、長崎に天主堂を建立した。しかし当時はキリスト教禁教政策で1867～68年頃から潜伏切支丹に対する捕縛・村預に処せられたがキリスト教の問題は外交問題と化し、幕府も禁教を解かざるを得なくなってきた。

カトリック教会について、その後の動きを簡単に見るならば、明治六年までに11名の宣教師が来朝し、日本教区を二分割して（昭和に入り14分割）教区の布教はパリ外国宣教会・ドミニコ会・フランシスコ会等の手により行っている。また活動は男子修道会では初等及び中等教育・祈禱・農事に従事しトラピスト会（M30）・イエズス会（T2）・ベネディクト会（S6）が渡来している。女子修道会は初等及び中等教育・孤児院事業・医療に従事し、聖モール会（M5）・聖斐ヤソ会（M10）・厳律シトーニー会（M30）・聖心会（M41）・女子ドミニコ会（M14）等々が渡来している。（カッコ内の年号は渡

來した年号を示す。)

一方プロテスタント宣教師は安政六年(1859年)ヘボン・フルベッキ等多くが渡来し、官憲の迫害に会いつつ伝道・布教にあたりキリスト公会(M5)・日本長老教会(M6)・神戸公会・大阪公会(M7)等続々と教会が設立され、信徒も増加の一途をたどっていった。(このうちキリスト公会と日本長老教会はM10年合同して一致教会となり、M23年日本キリスト教会と改称される。また諸外国の教会による伝道活動も活発で明治五年には北部バプテスト教会、明治10年代から二十年代にかけて聖公会・福音教会・福音ルーテル教会・日本同盟キリスト教会等が、明治時代後半になると東洋宣教会・神の教会ナザレン教会・ベンテコステ教会等が渡來した。(カッコ内の年号は設立された年号を示す)

東洋宣教会は明治三十四年、中田重治・カウマン夫妻が東京(神田)に中央福音伝道館を設けたのが端緒で大正六年日本ホーリネス教会と改称し、中田重治が監督となった。のち中田派(きよめ教会)と五委員派(聖教会)が分裂した。

日本組合教会(M19)はアメリカンボオルド・熊本バンド・同志社の三系統を持つ。このうちアメリカンボオルド(米国会衆派教会の外国伝道局)は明治二年宣教師グリインを派遣し、京・阪・神に開教した。明治四年には熊本藩主細川候による洋学校が設立され、シェーンズ教師による信仰の教えを受けた青年達は熊本バンドを結成した、(その青年達とは金森通倫・小崎弘道・徳富猪一郎他である)。明治八年には新島譲による同志社が創設された。このような下地を持って明治十九年日本組合キリスト教会が結成されたのである。

組合教会においては日本伝道は日本人自ら責に任すべしと言う主張が強くこのことがまた組合教会を発達せしめた。

明治五年にはニコライによるハリストス正教会も開教している。

このように活動期に入ったキリスト教は早くより教育事業とりわけ女子教育に注目し、各地に学校を開いた。(このことは久世町におけるクリスチヤンの活動についてもいえる)邪宗門として保守思想家側から排斥される一方では新文明の誘導者として歓迎され、また欧化主義の流行が伝道を順調たらしめ、キリスト教主義の教育も隆昌に向ったが国粹保存論が唱えられ、教育と宗教との衝突がやかましく論ぜられるにいたると窮境に陥った。そして打撃を与えたものが文部省訓令第十二号である。これによってあるものは純然たる中学校に変じ、あるものは特殊学校の待遇を以って忍従した。順調な伝道活動により教勢を拡大していたキリスト教をプロテスタント教会についてみればM11年教会44個・信徒1617名、M15年教会93個・信徒4367名、M23年教会300個・信徒34000名(「現代日本文明史」より引用)であったがこの訓令によって挫折を受け、また新神学や自由派キリスト教の輸入により伝道者内部にも動搖をきたした。

したがってプロテスタントキリスト教はその後、保守派か進歩派かもしくは両者の間を彷徨したまま明確な神学的根柢ももたず明治時代の終り頃から大正時代をすごした(昭和

時代に入るとバルトの危機神学によりまた神学的関心をひきおこしてくるが)。

ここで新神学の主張について述べると聖書が他の書と異なるゆえんは著者が神の靈感を受けて著作した所にあり、その靈感は必ずしも無謬の真理を伝うる能力を受けたのではない」(M22年 小崎弘道)また「キリストは全能の神にあらず……」(M24年、金森通倫)という言葉によって知られる如く、従来の保守的キリスト教伝道には見られないものがあった。しかしこのことはあるいみでは当然のことともいえる。すなわち明治時代の初期には確信及び熱心を以って伝道し、神学論よりも実践を重んじ自ら改革者を持って任じていた反面、神学的には無関心であったからである。

そしてまた時を同じくして普及福音教会・ユニテリアン教会の渡来に見られる自由キリスト派も同じく保守的キリスト教を非難し「我等は信仰箇条なるものを設けない。……聖書を尊重する無謬説に基かず、伝道地の国民はまた文化的特色に基いて伝道すべし」と說いた。これらの新神学また自由派キリスト教の侵入は組合教会に影響を与えた。

こういう内部対立をはらむ一方では大正六年十月には改訳「新約聖書」もでき、また西洋音楽の輸入・鑑賞増加の影響を受けて昭和六年には現行「賛美歌」も刊行された。一方宗教団体法も制定され、教会及び信徒の小数な教団には法人を許さぬところから大同団結も生れている。

また、明治四十五年日本キリスト教会同盟・大正二年の全国協同伝道(植村正久・宮川経輝中心、内地全国・朝鮮・満州・支那の298市邑)・大正十一年日本キリスト教連盟創立(日本におけるすべての教会・ミッション及びその他のキリスト教団体を代表するもの)のように教会相互の組織化も進み、現在に至っている。現在、日本における信徒はおよそカトリック20万人、プロテスタント30万人と言われているが定かでない。

(2) 久世町における黒住教・天理教・金光教・キリスト教の時代的変遷と現況

1) 黒住教久世教会所

既述したように美作地方には高弟が輩出した。特に嘉永三年正月(宗忠71才)に入信した山野定泰氏(文政十二年~明治二十八年)は久世及び美作地方のみでなく勤皇の士として国事に奔走し、また黒住教本庁にも貢献した人であるが久世町の黒住教はこの人なくしては語りえないであろう。

山野氏は久世神社社家の出で幕末期に奔走、維新政府よりの招聘を受けたが辞退し宗忠に師事、明治九年の黒住教独立許可に多大の貢献をなした。山野氏は明治十三年久世町に神宮教会所(神風講社)を設け伊勢内宮の御分靈を迎えてまつり子弟の教化に専念した。そして憲法発布後八百万神並に宗忠神を配して黒住教久世教会所と改称した。その後山野氏は明治二十八年十一月二十九日72才で逝去し(尚、山野氏はM16年太政官より権小教正を、M28年大教正を賜り)亡きあと教会所を継ぐ人もなく明治四十一年閉鎖のやむなきに至り、建物は荒廃にまかせていたが昭和六年十一月小川大輔氏その他有志の協力により神殿その他の補修を行い復興した。二十年余り星霜にさらされていたわけである。し

かし、まもなく昭和九年六月廃止のやむなきに陥った。以上当教会の歴史といひうるもの

を述べてみたのでもう少しくわしくその原因を考えてみたい。

最初は伊勢神宮よりの御分靈をまつっていた。それがなぜ八百万神、並に宗忠神社を配するに至りまた名称も変更しなければならなかつたのであろうか。久世町誌（昭和七年発行）によると「神風講社設置当時は神社と宗教の区別なく神官の御分靈をも宗教同様に扱い居りしなり。皇室の大廟を信仰の自由の位置に置くことは不敬をすること勿論なり。神宮により引揚げを申達せられ之によつて教会所と改称して存続したりしなり」とありこのことは黒住教が眞に宗教（教派神道）の一派として存在し、またその存在を明らかにしたこととを示すものであると言えるであろう。

黒住教については教会所もなく資料も未回収のため山野氏生存当時の教徒ならびにその後の教徒の数および活動・職業・年令層等について知ることが出来ない。ただ山野氏生存当時、氏の力によって盛りあがつた教勢は氏の逝去と共に衰微していった事は事実でありこのことは教会所の歴史を見ても明らかであろう。相当な数の減少が予想されるが久世町郷土史家菊地氏の話によるとその理由として、①教徒は黒住教の教義よりむしろ山野氏の人格（個人的魅力）にひかれて入信したのではないだろうか。②山野氏のすぐれた女房役が乏しく教徒にとって経済的を圧迫があったのではないかだろうか。したがつて死後、その気持ちをいだいている人は去つていった。の三点をあげておられる。

以後は指導者にも乏しく、教会所も一時は再興したがとだえてしまった。現況は教徒数は減少しておりわずかに勝山町月田教会へ流出しているのではないかと思われる。

現在、専売公社前の教会所跡には昭和三十三年二月山野氏の銅像が建てられており、その略歴も記されている。

2) 天理教美阪分教会

久世町における天理教の布教は明治二十八年山崎伊太郎氏による天理教会創立に始まる。山崎氏は久米郡井和の出身で山田ではあるが三町の土地を持ち農業を営んでいた。

信仰については天理教に入信するまで全く無信仰であったわけではなく天台宗・黒住教の信仰を経ており、現教会親会長岩藏氏によると入信の動機は重い胃腸病が天理教布教師による教義持聽により回復したことであった。のち家財全部を天理教会に寄付し無一文で当時信徒のいなかつた久世にやってきて布教を始めた。信徒がいないため布教には苦心したらしく主に病人に対してなされた。布教当時に圧力はつきものであるが山崎氏においてもばくちうちのおどしが絶えなかつた（久世町は長い間ばくちの町であった。手島氏談）彼らもまた無信仰ではなく、おだいし様信仰を持っており宗教上の対立意識も持っていたものと思われる。しかし岩藏氏の話によると彼らも天理教の布教師に病（ぜんそく病、肝臓病等）をなおしてもらつており、天理教を信仰するに至つた人もいるとのことであった。

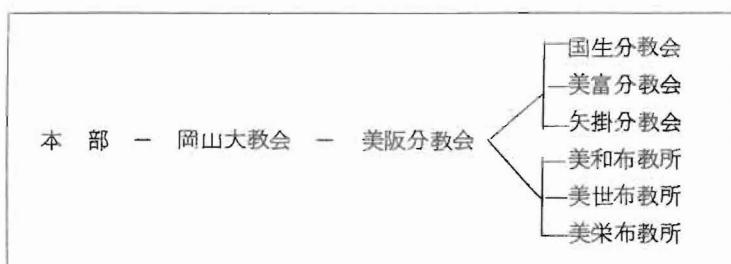
明治三十年には全国的な天理教弾圧策である「秘密訓令」が出ているがその弾圧の理由は、①教義に不敬が多い。②風習の悪化であった。明治三十年と言えば天理教史からみて

教義も完成し、教勢拡張の一歩をふみだしていた頃であった。①の場合は時の天皇制思想に反するものとしてであった。すなわち信徒にとっては教祖が天皇以上のものとして存在しているからである。②の場合は男女同権の考え方方が男尊女卑の風習に対立するもので風習を悪化させるものとしてであった。

山崎氏に対しても5～6回あるいはそれ以上駐在所に引っぱられて教義の説き方について取調べを受け男女席の分離、おつとめを男子のみにとの強請を受けた。この手は信徒にはのびなかったが会長が駐在所へひっぱられたということで恐れ、激減し、一時はほとんど信徒がいなくなるという状態に陥った。（資料的根拠なく岩蔵氏よりの聞きとりによった。）しかしこの時以後弾圧は減り、反比例して信徒は増していく。こうした官憲の弾圧は教典にも及んでおり教祖の言葉通りの教典ではなかった。これが眞の教典となるのは第二次大戦後である（昭和教典）。尙伊太郎氏は大正十年八月出直している。約300名位の信徒を持ち久世町における天理教布教の礎をきづいたと言えるであろう。

大正十一年三月には岩蔵氏（長男）が本部より後任所長として許可され昭和二年現位置に新築移転し、昭和十六年三月美阪宣教所を美阪分教会と改称、昭和二十一年宗教法人として本部承認、昭和三十八年岩蔵氏引退し、長男伊三郎氏会長となり現在に至っている。（第一表参照）この間の信徒の増減は第三表のとおりである。（後述、但しこれは「おさづけの理」を押載した「よふぼく」の増減で教会へ参るものはもっと多くいたと考えられたし聞き取りでも確認できた）。

それでは県北部における本教会の位置はどんなものであり他教会との関係はどうなっているのであろうか。本教会は岡山市藤原にある岡山大教会を親教会とし、国生・美富・矢掛分教会を子教会としている。他に美和・美世・美栄の三布教所を持っている。したがって下表のような関係にある。



大教会は分教会を50ヶ所以上（大きい所では400ヶ所）持たねばなることができない。上表において本教会が子教会として持つ分教会のうち地理的に言って矢掛分教会のみが小田郡ではなれているがこれは古い教会を本教会がひきとり教勢を立て直したものである。こういう形で子教会を持つこともできる。このような関係にある本教会は本部への参拝においては主となり、真庭郡五ヶ所の教会で約200人をまとめて参拝する（農業従事者が多いため、四月の誕生祭に参拝する）。

本教会の行事並に活動については毎月十日に月次祭を行つ。このおまつりは朝十時から正午までが式とお神樂、一時から講話があり間に昼食が振まわれる。この月次祭に集る信徒は約70～80名で必ずしも全員が集まるわけでもない。この他、本部大祭への参拝も重要な行事である。本教会内部においては青年会・婦人会が組織されており、現在子供会も組織されつつある。毎月一日青婦会（青年会・婦人会連合）の集りが持たれている。

以下青年会委員長、長尾氏の話により青年会・婦人会・子供会の性格を明らかにしてみたい。

青年会は以前から存在しており17才から40才までの男子で構成される。名簿上（青年会名簿、よふぼくでない信徒も含まれる）約50名いるが実際に行動したまたは活動に対して協力を得られるものは約20名である。婦人会も名簿上は約50～60名いるが青年会と同様のことがいえるようである。活動としては本部に対しては全国の青年会が主体になって普請を行っているため、その援助をすること。個人の活動になるが「ひのきしん」という言葉が天理教の活動において言われるように掃除（草取り・どぶさらい等）・病人の看護を行っていることである。（しかし久世町において信徒がどの程度真剣に取り組んでいるかは長尾氏よりの聞き取りでは不明）このように青年会・婦人会共に記録を取る程の活動はしておらず記録も残っていない。

子供会については現在組織中だが相手が子供であるため教義を中心とした組織はできず旅行とか娯楽を中心としたものになりがちであり、現在は本部の子供会の行事に参加する形を取り郡内で25人位参加する。

会費については会員に対しては小額は決めてあるが信仰の内容により特殊寄付による。使い道は本部の普請に対して、あるいは現在親教会である岡山大教会でマイクロバスを買うことになったが本教会でも毎月三千円負担しましょう（この場合は自主的）等々の形があるがこれらの費用に対して信徒への強制的割当ではない。

では本部とはどのような形でつながっているのだろうか。本部に対しては信徒の毎日のお供えを寄付し（岩藏氏談）普請の物的援助をするが本部では授訓・修養科・教師養成機関を設けて、教師あるいは「よふぼく」の養成を行っている。本教会でも毎月一人位修養科に行く人がある。修養科に行く人の職種はさまざまであるが大体信徒構成職業全域に及んでおり（第二表参照）特に主婦は家庭的に問題のある人に出てもらうことが多い。しかし修養科を出るには（満17才以上のものが受ける資格あり）三ヶ月の期間と大体五万円の費用を必要とする。また授訓というのはおたすけすることを許されるのであるが修養科に出ている間にも取る事ができるし、授訓の資格だけ取ることもできる。本教会では現在129名の信徒（M41.11～S42.6までに入信）のうち修養科修了者67名（うち男31名、女36名）、授訓者は不明であるがおよそ修養科修了者と同数と見てよい。教師になるには修養科の上に更に一ヶ月学ばねばならないが本教会においてもすでに21名の教入登録者を出しており、その職業別・年令別・地域別構成は第六表A、Bの通りである。

(後述)

信徒相互の横の関係としては団体として青年会・婦人会があるが個人的には「理の親子関係」が成り立っている。

「理の親子関係」というのは、ある人(X 氏)が Y 氏を通して天理教につながったとしたならば Y 氏は X 氏に対して大体次のことを言える権利を持ち、いわゆる「理」の上での親子関係がなりたつ。もちろん教会では対等である。①家庭がうまくいっていないとほっておいたらダメになると言って「親」がさとす権利がある。②「子」が教会に尽したいと思う場合(例えはお金) , いったん「子」が「親」にわたし「親」が会長にわたす(例えは 500 円で少いと思えばもう 500 円「親」が出して 1,000 円にして会長に渡す等) 。「親」に対しては教会から守護がくだる。また「親」が「子」に対してなんとかならないかと願う場合もあるし、保証人になったりする場合もある。「親」にとってはどんな「子」をもつかが問題であろう。

本教会では結婚による転宗はあまり見られずまた信徒が転宗するのはほとんど創価学会である。(岩藏氏談)

ではここでもっとくわしく「教務帳簿」から作成した資料で信徒の職業層・年令層・地域別構成・入信年令等々について考えてみたい。

第二表によつて職業別にみると農業従事者が最も多く 46 名で全体の約 37 %, ついで商業従事者の 19 名で約 15 %, 会社員の 5 名(職業不明者を含めた割合と続いている。産業別では第一次産業(農業・林業) の 48 名(約 38 %), 第三次産業(商業・外交員・会社員・公務員・運転手・保健婦・接客婦・家政婦・教会住込) の 40 名(約 32 %), 第二次産業の 3 名(約 2 %), その他(無職・主婦・職業不明) 35 名である。このことからインテリ職、および管理職従事者よりも農業・商業従事者が大半を占めており、いわゆる庶民層が職業面では信徒像を形成しているということができ、この点、キリスト教の信徒職業構成とは様相を異にする(第十一表参照) 。なお修養科修了者の職業構成も大体これに準ずるといつていいであろう。

また年令別に信徒を分類してみると 40 才台が最も多く全体の約 23 %, 続いて 30 才台の約 19 %, 50 才台の約 18 %, 60 才台の約 17 % の順になつてあり、中・高令層が目立つ。また 80 才以上は高令のためほとんど死亡している。それにしても 30 才までの若い層がほとんど見られないのは残念である。天理教では入信は 17 才からでありそのため 20 才までの入信は少いとしても 20 才台の信徒数は中・高年令層の数にひきかえ少なく、このことは最近の教会活動の停滞を示すものであり、最近の時代の傾向で教えが若者の心に合わなくなつてきてているということ(金光教会、藤原氏談) も久世町においては考えられはしないだろうか。

そしてまたこのことは過去の教勢をも推測させてその辺を第三表によって考えてみたい。

第二表 天理教信徒職業別年令別構成表

	職種	0~20才			21~30才			31~40才			41~50才			51~60才			61~70才			71~80才			80才以上			総計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一次産業	農業							2(1)	3	5	5	5	10	4(1)	7	11	3	7	10	1	5	6	(1)	3(2)	4(3)	16(3)	30(2)	46(5)
	林業										1		1							1		1				2	0	2
	小計							2(1)	3	5	6	5	11	4(1)	7	11	3	7	10	2	5	7	(1)	3(2)	4(3)	18	30	48
第二次産業	工員										1		1													1	0	1
	職人(大工職・植木職)										1		1							1		1				2	0	2
	小計										2		2							1		1				3	0	3
第三次産業	商業							3	1	4	1	4	5	2	4	6	2		2		2	2				8	11	19
	外交員							1		1	1		1	1		1										3	0	3
	会社員(事務・銀行員含む)							3		3	1	1	2													4	1	5
	公務員(教師含む)													1	1	2										1	1	2
	運転手										1		1													1	0	1
	保健婦										1		1													1	0	1
	接客婦							1	1		1	1							1	1					0	3	3	
	家政婦																	2(1)	2						0	2(1)	2(1)	
	教会長・教会住込										1	1	1		1						1	1	2			2	2	4
	小計							7	3	10	5	7	12	4	5	8	2	3(1)	5	1	3	4			20	20(1)	40(1)	
	無職							1		1										1	(1)	2(1)	(1)		(1)	3(1)	1(1)	4(2)
	主婦								3	3		2	2		2(1)	2									0	7(1)	7(1)	
	小計							1	3	4		2	2		2(1)	2				1	(1)	2(1)	(1)		(1)	3(1)	8(2)	11(3)
	職業不明				3	7	10	2	3	5	1	2	3		1	1		5	5						6	18	24	
	総計				3	7	10	12(1)	12	24	14	16	30	8(1)	15(1)	23	6	15(1)	21	4	9(1)	13(1)	2(1)	3(2)	5(4)	47	76	126

注 1) 資料は真庭郡久世町美坂分教会蔵「教務帳簿」により、明治41年11月から昭和42年6月までに入信の129名(内生年月日不明の3名は除く)について作成した。

2) ()内の数字は死亡会員を、空欄は「無し」を示す。

3) 年令はS. 42. 8. 18日現在の満年令で示した。

第三表 天理教信徒地域別

	阿挂郡 大佐町	勝山町	岡												山	
			真庭郡													
			久世町						町							
			久世	元町	東町	田下	北町	銀座	河元	富尾	鍋屋	樺西	台金屋	三崎	目木	金
M 41													I			
42																
43																
44													I			
T 1(45)																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
S 1(15)																
2																
3																
4																
5													I			
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12												I				
13																
14																
15																
16											I					
17																
18																
19																
20																
21												I				
22					I							I		2		
23																
24												2		2		
25					2							2				
26					1							1		1	1	
27		I	2(1)									1	1	1		
28			I									3	1	1		
29	I(1)		I									2(1)		I		
30			I									1		1		
31					I								2			
32												I				
33														1		
34	I		I									I				
35							I							I		
36													I			
37			I					I								
38			I						I							
39			2													
40		I	2													
41			2											I		I
42																
総計		2(1)	2	17(1)	I	I	I	I	2	I	I	4(1)	15	8	3	5

注 1) 本表は真庭郡久世町美阪分教会蔵「教務帳簿」より作成した。
 2) 資料によれば信徒総数は明治41年11月から昭和42年6月までに入信の129名であるが
 3) ()内の数字は死亡会員を、()内の数字は転宗会員を、(不)は不明会員を、空欄は「
 4) 住所は現住所で扱った。

おさづけの理拝戴分布表

、このうち4名(S39.入信1名, S42.入信2名(住所不明), おさづけなし1名)は除外して扱った。
無し」を示す。

第四表 天理教信徒職業別おさづけの理拝戴分布表

職業	第一次産業		第二次産業		商業	第三次産業							無職	主婦	職業不明	総計	
	農業	林業	工員	職人		外交員	会社員 (取扱)	公務員	運転手	保健婦	接客婦	家政婦	教會長 教會組入				
M 4 1														1			1
4 2																	
4 3																	
4 4														1			1
T 1 (45)																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6	1																1
7																	
8																	
9																	
10																	
11	1																1
12																	
13																	
14																	
S 1 (15)																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6	1																1
7																	
8																	
9	1																1
10	1																1
11															1	1	
12	2																2
13	1													1		2	
14																	
15																	
16	1														1	2	
17																	
18																	
19																	
20																	
21														1		1	
22	4				1									1		6	
23	1																
24	2				2	1		1		1				1		8	
25	4	1			4				1							10	
26	6				1											8	
27	4	1		1	2	1								1	2	13	
28	5		1		4											11	
29	1				1	2										6	
30	2				1	1	1									7	
31	3				1											4	
32	1				2			1								4	
33	2															3	
34	2						1									4	
35	1														1	1	3
36						1										1	2
37	1				1											1	3
38																3	3
39																3	3
40																4	4
41																2	2
42																8	8
統計	48	2	1	2	19	3	5	2	1	1	2	2	4	4	7	25	128

- 注 1) 本表は真庭郡久世町天理教美阪分教会蔵「教務帳簿」より作成した。
 2) 資料によれば信徒総数は明治41年11月から昭和42年6月までに入信の129名であるがこのうちおさづけなし1名(接客婦)は除外して扱った。
 3) 空欄は「無し」を示す。

本表は明治四十一年から昭和四十二年までの60年間に入信の125名についての分布であるがこのうち転宗会員2名、不明会員2名と移動は少なく、この点でも久世町におけるキリスト教会とは異にし、このことは信徒相互、ならびに教会と信徒とのきづながよりかたく守られるものとなることであろう。

入信者が最も多かったのは昭和二十七年で13名、続いて昭和二十八年の11名、昭和二十五年の10名となっている。この点からみて第二次大戦後、昭和二十一年頃から三十年頃が教勢が最も盛んであり、社会的混乱期に相当することを考えあわせれば理由もうなづけるのである。それ以後も数は少ないが3名、4名と毎年きれいで「よふぼく」を出していることは地道ながらも活動を貢献しているといえよう。しかしその年令層には問題がある。明治四十一年以前のこととは資料がないため不明だが岩蔵氏によると増減はあったとしても、かなりの信徒がいたと憶測されるのだが（その信徒が明治・大正時代の教会を支えていたのだろうが）、それにしても大正五、六年までの入信は本表によるとほとんどみられない。その間の教会の活動や停滞ぶりについて疑問がもたれるがそれには秘密訓令その他の天理教弾圧政策が手伝っていると考えていいであろうか。昭和十七年から同二十年までの四年間の空白は第二次大戦のためと考えられる。

地域別にみると久世町久世の17名、本教会所在地の鍋屋の15名、富村、富仲間の12名、楠の11名と続いている。郡別に見ると阿哲郡の1名、真庭郡の73名（うち久世町64名）、苦田郡33名（うち富村30名）、久米郡2名、その他津山市・岡山市及び県外15名となっている。信徒のうち約58%が真庭郡で約半数が久世町ということができる。県外及び遠隔地に移出した信徒とは縁を切らないで手紙ならびに帰省時に教会へ参るという形を取っている。地域別構成において富村特に富仲間・楠の占める位置は大きい。理由として隣村とばかりは考えられないが信仰篤い信徒の存在は大きいであろう。瀬島氏は富仲間に美栄布教所を設立している。（後述）

本表は左から順に地図の上では西から東へと地名をおいているが（以下地域を示す各表はすべて同じように構成している）戦後の年代と地域との入信の関係を見ると大体三つのグループにわかれていることに気づく。一つは久世を、一つは鍋屋を、他の一つは富仲間・楠を中心としており（年代はいつれも同じ頃）、このような形で入信者があることはおもしろい。

第四表によって職業別に入信時を見るとやはり農業が一番早く大正六年よりの入信を見ている。これは絶対数が多いため、その後も続く。無職と教会関係・農業従事者を除けば他のどの職業従事者も戦後の入信である。最近の入信者は職業不明者が多いため傾向がつかめないが從来の層を踏襲していると考えられる。

第五表 天理教信徒入信年令(おさづけの理拝戴年令)分布表

おさづけの理拝戴 年 令	17~24 才	25~34 才	35~44 才	45~54 才	55才以上	総 計	
世 代 別 区 分	明治生れ	4	1	13	11	23	52
	大正生れ	5	21	13	1	0	40
	昭和生れ (戦前)	19	9	4	0	0	32
	昭和生れ (戦後)	1	0	0	0	0	1
計		29	31	30	12	23	125
計	男	14	11	12	4	6	47
	女	15	20	18	8	17	78
合 計		29	31	30	12	23	125

注 1) この表は真庭郡久世町天理教美阪分教会蔵「教務帳簿」から作成した。

2) 天理教の場合「おさづけの理」を拝戴できるのは17才からである。

3) 帳簿によれば信徒は明治41年から昭和42年までに入信の129名であるがこのうち生年月日不明3名と「おさづけの理」拝戴なし1名は除外して扱った。

4) 年令は昭和42年8月18日現在の満年令で区分した。

第五表によって入信年令を考えてみると45~54才の12名が少し少ないので若・中・高令層とも平均しており、高令になっての入信もかなりあることがわかる。世代別に見ると明治・大正・昭和(戦前)生れと漸次少なくなっており戦後生れは一人である。また明治生れほど入信年令は高令者が多く時代が新しくなるにつれて入信年令は若くなっている傾向が見られるがこれは天理教立教の時期(時代)とつながるものといえないこともないと思われる。(キリスト教ではこのような傾向は見られない。後述)

本部での教師養成機関を出たいわゆる教入登録者について第六表A表・B表により考えてみると、本教会は現在までに21名の教入登録者(教会関係者4名を含む)を出しているが職業的には農業従事者が一番多く8名、ついで商業従事者の5名となっている。これも全体の職業構成の比率に準じており、年令的には高令で養成機関を出ることはあまりなく、34才までに出た人が半数を占めている。地域的には本教会関係者を除くと富仲間・久世・鍋屋の順になっており、真庭郡全体で約67%を占めており、前述の人口比(58%)より高い。

この教入登録者の中にはすでに本教会より分離して布教所を開設した信徒も三人いる。

本教会蔵「布教所開設願控」により美栄布教所開設の経過をたどってみると美栄布教所

第六表 A表 天理教教入登録者職業別年令別分布表

	職種	17~24才			25~34才			35~44才			45~54才			55才~			総計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第一次	農業	2		2				2	1	3				1	2	3	8
産業	林業				1		1										1
	商業	2		2				1	2	3							5
第三次	外交員							1		1							1
産業	運転手				1		1										1
	教長・ 教会住込	2	2	4													4
	職業不明		1	1													1
	総計	6	3	9	2			2	4	3	7			1	2	3	21

注 1) この表は真庭郡久世町天理教美阪分教会蔵「教務帳簿」から作成した。

2) 天理教においては教入登録の資格をとるのは17才以上の年令を必要とする。

3) 年令は昭和42年8月18日現在の満年令で区分した。

4) 空欄は「無し」を示す。

第六表 B表 天理教教入登録者職業別地域別分布表

職 域 業	岡山県										県外		総 計				
	真庭郡						苦田郡		東京都								
	久世町					湯原町	富村	津山市									
	久世	鍋屋	樺西	台金屋	目木	大字 不明			楠	富中間							
第一次	農業			1					1	4	1			8			
産業	林業						1							1			
	商業	2	1		1								1	5			
第三次	外交員		1											1			
産業	運転手							1						1			
	教長・ 教会住込		4											4			
	職業不明	1												1			
	総計	3	6	1	1	1	1	1	1	4	1	1	21				

注 1) 資料は真庭郡久世町天理教美阪分教会蔵「教務帳簿」である。

2) 教入登録の資格をとるには17才以上の年令を必要とする。

3) 空欄は「無し」を示す。

：昭和二十八年開設願提出、届出時の教勢はよふぼく 8 名（教入含む）、信徒 7 名、参拝者 10 名、土地・建物は本人（所長で教入である瀬島三郎氏）の自宅にて、となっており布教所設立時の規模がうかがえる。この他木村逸馬氏が美和布教所を、山下喜代野氏が美世布教所を開設している。

本教会の信徒構成は比較的、久世町および隣村の富村以外の遠隔地の信徒が少なくちらばりの度合が小さいと言えるが（第一図参照）このことは教会にとってはまとめやすく、組織化の点でゆるがない基礎を持っていると言えよう。

3) 金光教久世教会

天理教（M 41 年独立）に比して独立が早かった（M 33 年独立）にもかかわらず久世町における布教は大正期に入ってからであった。大正三年十一月十三日藤原小平太氏は津山二宮にある美伯教会の出社として現位置重願寺前に教会を設立した。藤原氏は西大寺市の出身で興除村の村長をつとめたこともある士族の出であるが入信の動機は小平太氏の長男、亀雄氏（現教長）は病中にてき取り出来ず定かでない。本教会設立以前（明治時代）若干の信徒はいた（史料的根拠がないため人数等は不明である）。

布教にあたって官憲の弾圧はなく、ただ金神を信仰するため生靈信仰と受取る人があり、その点で布教の困難があったものと思われる。（藤原恒雄氏談）

本教会においては一年に三回大祭を行う。春は五月三日、夏は八月三日、秋は十月三日で年六回の本部大祭には本教会より 20 名～30 名の参加を見る。毎日のおつとめは朝六時と夜八時に行なわれる。

信徒は現在は 50 ～ 60 軒（後述）で布教初期に比べればかなりの衰退を呈していることは否定できないし、教会側もその点は自覚している。信徒は小平太氏（S 25 年死亡）の時代が最も多く約 200 ～ 300 戸を持っていたと思われる。昭和七年発行の久世町誌によると「信者は久世町・美和村・川東村を大部分とし、真庭郡全般に及びおよそ 250 戸」とあり、地域的に広く侵透していたものと思われる。現在でもその傾向は変らず落合・勝山・湯原・久世・蒜山及び県南等の広域にわたっている。このうち久世はほんのわずかで他の地域の信徒の方が多い。落合には落合教会があるが、その設立が久世教会より遅かったためと思われる。（久世教会は県で 56 番目、落合教会は県で 76 番目に設立された。勝山には本教会の布教所を持ってはいるが活動はなく、時折おまつりに行くのみで信徒は本教会に出てくる。）

では何故、信徒がこのように減じたのであろうか。その理由を恒雄氏は、① 教えが現在の時代に逆行するもので歴史の必然の動きである。② 久世町はばくちの町であり、町民に宗教心がなく布教していく。③ 町が変化し昔の信徒は移出・死亡し、との入には金光教に対する信仰心が稀薄である。と指摘し、そしてもちろん教会の怠慢が一番大きな原因だと言われる。③の場合を見通して積極的な活動を行はず、従来得た信徒に安住していたことが信徒減少の要因であろう。教会の信徒に対する働きかけは、教会に集め